

先行事業者（柏崎刈羽原子力発電所）との比較（補正を反映）

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
III-II. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	
1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は、 原子力発電所 の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、 原子炉施設 の設計、工事及び検査段階から 運転 段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。	1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は、 リサイクル燃料備蓄センター の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、 使用済燃料貯蔵施設 の設計、工事及び検査段階から 操作 段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「 リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定 」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。	・内容に差異なし
2. 適用範囲・定義 2.1 適用範囲 設工認品質管理計画は、 柏崎刈羽原子力発電所第7号機原子炉施設 の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。	2. 適用範囲・定義 2.1 適用範囲 設工認品質管理計画は、 リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。	・対象施設の差異
2.2 定義 設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。 (1) 実用炉規則 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号) をいう。 (2) 技術基準規則 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号) をいう。 (3) 実用炉規則別表第二対象設備 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)の別表第二「設備別記載事項」 に示された設備をいう。 (4) 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則等への適合性を確保するために必要となる設備をいう。	2.2 定義 設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。 (1) 燃料貯蔵規則 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年6月16日通商産業省令第112号) をいう。 (2) 技術基準規則 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則(令和2年3月17日原子力規制委員会規則第8号) をいう。 (3) 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則等への適合性を確保するために必要となる設備をいう。	・対象施設ごとの準拠法令の違いによる差異 ・内容に差異なし
3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。	3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。	・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む） 設計、工事及び検査は、 本社組織及び発電所組織で構成する 体制で実施する。 設計、工事及び検査に係る 組織 は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。	3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 設計、工事及び検査は、 第1図に示す組織 体制で実施する。設計、工事及び検査を 主管する箇所の長 は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。	・各社の組織体制の差異
3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 設計及び工事のグレード分けは、 原子炉施設の安全上の重要性 に応じて以下のとおり行う。 (1) 設計管理におけるグレード分け 設計管理におけるグレード分けは、「 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 」に基づく安全上の 機能別重要度と発電への影響度 に応じて設定した重要度区分、 並びに重大事故等対処設備においては当該設備の機能の重要性 を踏まえ、設計管理区分を設定しグレード分けを実施する。 (2) 調達管理におけるグレード分け 調達管理におけるグレード分けは、設計管理区分、 保全重要度等 を踏まえ、品質管理グレードを設定しグレード分けを実施する。 ただし、本設工認における設計は、新規制基準施行以前から設置している設備並びに工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合性を確保するために必要な設備の設計である。 したがって、本設工認の設計には、設計及び工事のグレード分けによらず、全ての適合性確認対象設備を、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示す設計で管理する。 なお、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」以降の段階で新たに設計及び工事を実施する場合は、設計及び工事のグレード分けの考え方を適用し、管理を実施する。	3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 設計及び工事のグレード分けは、 使用済燃料貯蔵施設の安全上の重要性 に応じて以下のとおり行う。 (1) 設計管理におけるグレード分け 設計管理におけるグレード分けは、「 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 」に基づく 使用済燃料貯蔵施設の安全上の重要度 に応じて設定した重要度区分を踏まえ、設計管理区分を設定しグレード分けを実施する。 (2) 調達管理におけるグレード分け 調達管理におけるグレード分けは、 原子力安全に及ぼす影響に応じて定める 設計管理区分に 規定する重要度等 を踏まえ、品質管理グレードを設定しグレード分けを実施する。 ただし、本設工認における設計は、新規制基準施行以前から設置している設備並びに工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合性を確保するために必要な設備の設計である。 したがって、本設工認の設計は、設計及び工事のグレード分けによらず、全ての適合性確認対象設備を、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示す設計で管理する。 なお、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」以降の段階で新たに設計及び工事を実施する場合は、設計及び工事のグレード分けの考え方を適用し、管理を実施する。	・対象施設の差異 ・各社の設計管理グレード分けの考え方の差異 ・各社の調達管理グレード分けの考え方の差異 ・内容に差異なし
3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 設工認のうち、 実用炉規則別表第二対象設備に対する 設計、工事及び検査の各段階を第1表に示す。 設工認における必要な設計、工事及び検査の流れを第1図に示す。 (1) 実用炉規則別表第二対象設備 に対する管理 組織 は、設計、工事及び検査の各段階におけるレビューを、第1表に示す段階において実施するとともに、記録を管理する。	3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 設工認における設計、工事及び検査の各段階を第1表に示す。 設工認における必要な設計、工事及び検査の流れを第2図に示す。 (1) 適合性確認対象設備 に対する管理 設計、工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長 は、設計、工事及び検査の各段階におけるレビューを、第1表に示す段階において実施するとともに、記録を管理する。	・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
<p>このレビューについては、本社組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p> <p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第1表における「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」～「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p>	<p>このレビューについては、設計、工事及び検査を主管する箇所で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、適合性確認対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p> <p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第1表における「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」～「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p>	

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
	<p style="text-align: center;">第1図 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事实施の組織図</p> <p>※1 保安規定施行以降 (凡例) 注：括弧内は各グループが担当する施設、設備名を示す。 -：担当する施設、設備なし。</p>	<p>・当社では、設工認 QMS 本文及び説明書に組織図を記載した</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】				リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】				備考	
第1表 設工認における設計, 工事及び検査の各段階				第1表 設工認における設計, 工事及び検査の各段階				・内容に差異なし	
各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要	各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要		
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計・開発の計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画	
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計・開発へのインプット	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化	
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出	
	3.3.3(1)*	基本設計方針の作成(設計1)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	要求事項を満足する基本設計方針の作成	3.3.3(1)*	基本設計方針の作成(設計1)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成	
	3.3.3(2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	適合性確認対象設備に必要な設計の実施	3.3.3(2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施	
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計・開発の検証	技術基準規則への適合性を確保するために必要な設計の妥当性の確認	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	技術基準規則への適合性を確保するために必要な設計の妥当性の確認	
	3.3.4*	設計における変更	7.3.7 設計・開発の変更管理	設計対象の追加や変更時の対応	3.3.4*	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	
3.4.1*	設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.5 設計・開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計	3.4.1*	設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計		
3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施	3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施		
3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が, 認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していること	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が, 認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していること		
3.5.2	使用前事業者検査の計画	7.1 業務の計画 7.3.6 設計・開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が, 認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定	3.5.2	使用前事業者検査の計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 7.3.6 設計開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が, 認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定		
3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理		
3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際の工程管理		
3.5.5	使用前事業者検査の実施	8.2.4 機器等の検査等	認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していることを確認	3.5.5	使用前事業者検査の実施	8.2.4 機器等の検査等	認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していることを確認		
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な継続中工事及び追加工事の検査を含めた調達管理	調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な継続中工事及び追加工事の検査を含めた調達管理

注記*: 「3.2.2 設計, 工事及び検査の各段階とそのレビュー」でいう,
保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目

注記*: 「3.2.2 設計, 工事及び検査の各段階とそのレビュー」でいう, 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.4 設計開発レビュー」対応項目。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
<p>第1図 設工認として必要な設計, 工事及び検査の流れ</p> <p>注記#1: バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満たした設備とするための基本設計方針を作成(設計1)し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計(設計2)を行う業務をいう。また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。 #2: 条文ごとに適合性確認対象設備が設工認に適合していることを確認するための検査方法(代替確認の考え方を含む)の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。 #3: 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.3 設計・開発からのアウトプット」、「7.3.4 設計開発レビュー」対応項目</p>	<p>第2図 設工認として必要な設計, 工事及び検査の流れ</p> <p>注記#1: バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満たした設備とするための基本設計方針を作成(設計1)し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計(設計2)を行う業務をいう。また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。 #2: 条文ごとに適合性確認対象設備が設工認に適合していることを確認するための検査方法(代替確認の考え方を含む)の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。 #3: 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.3 設計開発の結果に係る情報」、「7.3.4 設計開発レビュー」対応項目</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.3 設計に係る品質管理の方法</p>	<p>3.3 設計に係る品質管理の方法</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 組織は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。</p>	<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 組織は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備(運用を含む。)のうち、対象となる適合性確認対象設備(運用を含む。)の要求事項への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。</p>	<p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備(運用を含む。)のうち、対象となる適合性確認対象設備(運用を含む。)の要求事項への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 組織は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>(1) 基本設計方針の作成(設計1) 「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</p>	<p>(1) 基本設計方針の作成(設計1) 「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2) 「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。	(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2) 「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。	・内容に差異なし
なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。	なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。	・内容に差異なし
(3) 設計のアウトプットに対する検証 組織は、設計1及び設計2の結果について、原設計者以外の力量を有する者に検証を実施させる。	(3) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、設計1及び設計2の結果について、原設計者以外の力量を有する上位職位の者に検証を実施させる。	・検証実施者の差異 (当社では、検証を原設計者以外の上位職位の者が実施することとしている。)
3.3.4 設計における変更 組織は、設計の変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。	3.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。	・内容に差異なし
3.4 工事に係る品質管理の方法 組織は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。 また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。	3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。 また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。	・内容に差異なし
3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3) 組織は、工事段階において、設工認を実現するための設備の具体的な設計(設計3)を実施する。	3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3) 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認を実現するための設備の具体的な設計(設計3)を実施する。	・内容に差異なし
3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施 組織は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。 ただし、適合性確認対象設備のうち、新規制基準施行以前に設置している設備、設置を完了し調達製品の検証段階の設備、既に工事を着手し工事を継続している設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。	3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。 ただし、適合性確認対象設備のうち、新規制基準施行以前に設置している設備、設置を完了し調達製品の検証段階の設備、既に工事を着手し工事を継続している設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。	・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
<p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づき使用前事業者検査を計画し、工事を主管する箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p>	<p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づき使用前事業者検査を計画し、当該使用前事業者検査の対象となる機器等の工事に関与していない要員が使用前事業者検査を実施することにより、独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」において、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設」に許可されている独立性の条件を採用したことによる差異
<p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査では、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。</p> <p>①実設備の仕様の適合性確認</p> <p>②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。</p> <p>これらの項目のうち、①を第2表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事を主管する箇所(供給者を含む。)が実施する検査の信頼性の確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。</p> <p>①実設備の仕様の適合性確認</p> <p>②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。</p> <p>これらの項目のうち、①を第2表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事を主管する箇所(供給者を含む。)が実施する検査の信頼性の確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第2表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。</p>	<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第2表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・施設の違いによる差異 (発電所の要求事項であり、使用済燃料貯蔵施設には不要)
<p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</p>	<p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
3.5.3 検査計画の管理 組織は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ使用前事業者検査工程表を作成する。 使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実行されることを適切に管理する。	3.5.3 検査計画の管理 検査のとりまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ使用前事業者検査工程表を作成する。 使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実行されることを適切に管理する。	・内容に差異なし
3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理 組織は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。 また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理 検査実施責任者は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。 また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。	・内容に差異なし
3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。	3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。	・内容に差異なし
(1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練 使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。	(1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練 使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。	・内容に差異なし
(2) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。	(2) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、当該使用前事業者検査の対象となる機器等の工事に関与していない要員が使用前事業者検査を実施することにより、組織的独立を確保して実施する。	・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」において、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設」に許可されている独立性の条件を採用したことによる差異
(3) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。	(3) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。	・内容に差異なし
(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。 実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。	(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査実施責任者は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。 実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。	・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】				リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】				備考		
(5) 使用前事業者検査の実施 組織は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。				(5) 使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。				・内容に差異なし		
第2表 要求種別に対する確認項目及び確認視点				第2表 要求種別に対する確認項目及び確認視点				・内容に差異なし		
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目			
設備 設計 要求	設置 要求	名称、取付箇所、個 数、設置状態、保管 状態	設計要求どおりの名称、取付 箇所、個数で設置されてい ることを確認する。	・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査	設備 設計 要求	設置 要求	名称、取付箇 所、個数、設置 状態、保管状態 を確認する。	・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査		
	系統 構成	系統構成、系統隔 離、可搬設備の接 続性	実際に使用できる系統構成に なっていることを確認する。	・機能・性能検査		系統 構成	系統構成、系 統隔離、可搬 設備の接続性	実際に使用できる系統構成 になっていることを確認す る。	・機能・性能検査	
	機能 要求	容量、揚程等の仕 様(要目表)	要目表の記載どおりであるこ とを確認する。	・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査		機能 要求	容量、揚程等 の仕様(要目 表)	要目表の記載のとおりであ ることを確認する。	・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査	
		上記以外の所要の 機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮 できることを確認する。	・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査			上記以外の所 要の機能要求 事項	目的とする機能・性能が発 揮できることを確認する。	・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査	
	評価 要求	評価のインプット 条件等の要求事項	評価条件を満足していること を確認する。	・状態確認検査		評価 要求	評価のインプッ ト条件等の要求 事項	評価条件を満足しているこ とを確認する。	・状態確認検査	
評価結果を設計条 件とする要求事項		内容に応じて、設置要求、系統 構成、機能要求として確認す る。	・内容に応じて、設置要 求、系統構成、機能要求の 検査を適用	評価結果を設計 条件とする要求 事項	内容に応じて、設置要求、系 統構成、機能要求として確 認する。		・内容に応じて、設置要求、 系統構成、機能要求の検 査を適用			
運用 運用 要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認 する。	・状態確認検査	運用 運用 要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確 認する。	・状態確認検査			
3.6 設工認における調達管理の方法 設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示 す管理を実施する。				3.6 設工認における調達管理の方法 設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示 す管理を実施する。				・内容に差異なし		

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
3.6.1 供給者の技術的評価 組織は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。	3.6.1 供給者の技術的評価 契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。	・内容に差異なし
3.6.2 供給者の選定 組織は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。	3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。	・内容に差異なし
3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。なお、仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、その調達の管理の方法と程度を定め、それに基づき原子炉施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。	3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。なお、仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、その調達の管理の方法と程度を定め、それに基づき使用済燃料貯蔵施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。	・内容に差異なし ・施設の違いによる差異
(1) 仕様書の作成 組織は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照)。 組織は、一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び組織が供給者先で使用前事業者検査等及び自主検査等を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。	(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照) 調達を主管する箇所の長は、一般産業用工業品を使用済燃料貯蔵施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で使用前事業者検査等及び自主検査等を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。	・内容に差異なし
(2) 調達製品の管理 組織は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。	(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。	・内容に差異なし
(3) 調達製品の検証 組織は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 組織は、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を明確にした上で、検証を行う。	(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 調達を主管する箇所の長は、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を明確にした上で、検証を行う。	・内容に差異なし

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
3.6.4 受注者品質監査 組織は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。	3.6.4 受注者品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保障活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。	・内容に差異なし
3.6.5 設工認における調達管理の特例 設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。 (1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備は、設置当時に調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。 (2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。 (3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。	3.6.5 設工認における調達管理の特例 設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。 (1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備は、設置当時に調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。 (2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。 (3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。	・内容に差異なし
3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ 3.7.1 文書及び記録の管理 (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 組織は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。	3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ 3.7.1 文書及び記録の管理 (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。	・内容に差異なし
(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。	(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。	・内容に差異なし

添付資料-5-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 【補正申請書(案)】	備考
(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。	(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。	・内容に差異なし
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ (1) 計測器の管理 組織は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計測器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ (1) 計測器の管理 工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計測器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。	・内容に差異なし
(2) 機器、弁、配管等の管理 組織は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、機器、弁及び配管類について、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。	(2) 機器、弁、配管等の管理 工事を主管する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、機器、弁及び配管類について、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。	・内容に差異なし
3.8 不適合管理 設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。	3.8 不適合管理 設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。	・内容に差異なし
4. 適合性確認対象設備の施設管理 適合性確認対象設備の工事は、保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。	4. 適合性確認対象設備の施設管理 適合性確認対象設備の工事は、保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。	・内容に差異なし

添付資料－５－２ 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）及び柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づき、設工認の「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（2013年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」（以下「技術基準規則」という。）等に対する適合性の確保に必要な設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載するとともに、工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及びリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づき、設工認の「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第8号）」（以下「技術基準規則」という。）等に対する「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>2. 基本方針</p> <p>本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>(1) 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画</p> <p>「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理及びトレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの方法で行った管理の具体的な実績を、様式－1「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画(例)」(以下「様式－1」という。)を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画緊急時対策所」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）」(以下「実用炉規則」という。)の別表第二「設備別記載事項」に示された設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成 ・作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計(作成した条文ごとの基本設計方針に対し、以前から設置している設備、並びに工事を継続又は完了している 	<p>(1) 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画</p> <p>「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの方法で行った管理の具体的な実績を「様式－1 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画」(以下「様式－1」という。)にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(以下「燃料貯蔵規則」という。)第4条第1項第3号に区分される施設のうち、設工認対象設備に対する「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和2年3月17日原子力規制委員会規則第8号）」(以下「技術基準規則」という。)の条文ごとの基本設計方針の作成 b. 作成した条文ごとの基本方針を基に、技術基準規則等への適合に必要な設備の設計(作成した条文ごとの基本設計方針に対し、設工認申請時点で設置している設備、並びに工事を継続又は完了している設備の設計実績を用いた技術基準規則等への適合に必 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・対象施設ごとの準拠法令の違いによる差異 ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>る設備の設計実績を用いた技術基準規則等への適合に必要な設備の設計)</p> <p>これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びそのレビューに関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計・開発の各段階におけるレビュー等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	<p>要な設備の設計を含む。)</p> <p>これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びそのレビューに関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計開発の各段階におけるレビュー等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	
<p>(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画</p> <p>「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請時点で設置している設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理及びトレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等について具体的な計画を、様式-1 を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画緊急時対策所」に示す。</p> <p>工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びそのレビューに関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係（使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	<p>(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画</p> <p>「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請時点で設置している設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理及びトレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等について具体的な計画を、様式-1 に示す。</p> <p>工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びそのレビューに関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係（使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
(3) 設工認対象設備の施設管理 設工認に基づく、技術基準規則等への適合性を確保するために必要となる設備(以下「適合性確認対象設備」という。)は、設工認申請時点で設置している設備も含まれているが、これらの設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。	(3) 設工認対象設備の施設管理 設工認に基づく、技術基準規則等への適合性を確保するために必要となる設備(以下「適合性確認対象設備」という。)は、設工認申請時点で設置している設備も含まれているが、これらの設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。	・内容に差異なし
(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動 設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制の下で実施するため、上記以外の、責任と権限(保安規定品質マネジメントシステム計画「5. 経営責任者等の責任」)、原子力安全の重視(保安規定品質マネジメントシステム計画「5.2 原子力安全の確保の重視」)、必要な要員の力量管理を含む資源の管理(保安規定品質マネジメントシステム計画「6. 資源の運用管理」)及び不適合管理を含む評価及び改善(保安規定品質マネジメントシステム計画「8. 評価及び改善」)については、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。 また、当社の品質保証活動は、健全な安全文化を育成及び維持するための活動と一体となった活動を実施している。 なお、設工認申請時点で設置している設備の中には、現在のような健全な安全文化を育成及び維持するための活動を意識した活動となっていなかった時代に導入している設備もあるが、それらの設備についても現在の健全な安全文化を育成及び維持するための活動につながる様々な品質保証活動を行っている。(添付1「建設当時の品質マネジメントシステム体制」の「別表1」参照)	(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質マネジメントシステムに係る活動 設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制の下で実施するため、上記以外の、責任と権限(保安規定品質マネジメントシステム計画「5. 経営責任者等の責任」)、原子力安全の重視(保安規定品質マネジメントシステム計画「5.2 原子力の安全の確保の重視」)、必要な要員の力量管理を含む資源の管理(保安規定品質マネジメントシステム計画「6. 資源の管理」)及び不適合管理を含む評価及び改善(保安規定品質マネジメントシステム計画「8. 評価及び改善」)については、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。 また、当社の品質マネジメントシステムに係る活動は、健全な安全文化を育成及び維持するための活動と一体となった活動を実施している。 なお、設工認申請時点で設置している設備の中には、現在のような健全な安全文化を育成及び維持するための活動を意識した活動となっていなかった時代に導入している設備もあるが、それらの設備についても現在の健全な安全文化を育成及び維持するための活動につながる様々な品質保証活動を行っている。(添付-1「品質マネジメントシステム体制の変遷」の「別表1」参照)	・内容に差異なし
3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画として記載している品質マネジメントシステムに基づき実施する。	3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に記載している品質マネジメントシステムに基づき実施する。	・内容に差異なし
また、特定重大事故等対処施設にかかわる秘匿性を保持する必要がある情報については以下の管理を実施する。 (1) 秘密情報の管理 「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」(平成26年9月18日原子力規制委員会)及び同ガイドを用いて作成した情報を含む文書(以下「秘密情報」という。)については、秘密情報の管理に係る管理責任者を指定し、秘密情報を扱う者(以下「取扱者」という。)の名簿での登録管理を実施する。また、秘密情報を含んだ電子データは取扱者以外の者のアクセスを遮断するためパスワードの設定等を実施する。	—	・特定重大事故等対処施設の有無による差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>(2) セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理</p> <p>上記(1)以外の特定重大事故等対処施設に関する情報を含む文書については、業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理する。また、特定重大事故等対処施設に係る調達の際、当該情報を含む文書等について業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理することを要求する。</p>		
<p>以下に、設計、工事及び検査、調達等のプロセスを示す。</p>	<p>以下に設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」）、工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査、調達について、責任及び権限を持ち、各プロセスを主管する箇所に属するグループが実施する設工認に係る活動を統括する。</p> <p>第1図に示す各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意志疎通を図る。</p>	<p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び検査は、第3.1-1図に示す組織体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」）、工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。</p> <p>第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査、調達について、責任及び権限を持ち、各プロセスを主管する箇所に属するグループが実施する設工認に係る活動を統括する。</p> <p>使用済燃料取扱主任者は、設計及び工事の計画の認可及び使用前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する保安の監督を行い、保安上必要な場合には、取扱いに従事する者に指示を行う。</p>	<p>・内容に差異なし</p> <p>・主任技術者（主任者）の職務の違いによる差異</p>
<p>設計から工事への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達等、組織内外又は組織間の情報伝達について、設工認に従い確実に実施する。</p>	<p>設計から工事への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達、組織内外又は相互関係及び情報伝達について、設工認に従い確実に実施する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設工認に基づく設計は、第2図に示す設計を主管する箇所（以下「設計を主管する箇所」という。）が実施する。</p> <p>なお、設工認に係る設計の対象は広範囲に及ぶため、原子力設備管理部長（総括責任者）の責任の下に、設計に必要な資料（以下「設計資料」という。）の作成を行うため、第2図に示す工認プロジェクト体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>工認プロジェクトの各チームが作成した設計資料については、これらを作成した各チ</p>	<p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設工認に基づく設計は、第3.1-1図に示す設計を主管する箇所（以下「設計を主管する箇所」という。）が実施する。</p> <p>なお、各設計を主管する箇所にて設計に必要な資料（以下「設計資料」という。）の作成を行い、設工認申請書の作成の全体取りまとめを保全GM（キャスクに係る時はキャスク設計製造GM）が実施する。</p> <p>設計資料については、「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビ</p>	<p>・内容に差異なし</p> <p>・体制の違いによる差異</p> <p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>ームにおいて、「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」及び「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示すとおり設計結果となっていることを審査し、第2図に示す設計を主管する箇所において承認する体制とする。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画緊急時対策所」に示す。</p>	<p>ュー」及び「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示すとおり設計結果となっていることを設計を主管する箇所にて審査し、承認する。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制については、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の違いによる差異 ・内容に差異なし
<p>3.1.2 工事及び検査に係る組織</p> <p>設工認に基づく工事及び検査は、第1表に示す工事を主管する箇所及び検査を担当する箇所を実施する。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画緊急時対策所」に示す。</p>	<p>3.1.2 工事及び検査に係る組織</p> <p>設工認に基づく工事及び検査は、第3.1-1図に示す工事を主管する箇所及び検査を担当する箇所を実施する。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>3.1.3 調達に係る組織</p> <p>設工認に基づく調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達を主管する箇所を実施する。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画(例)」を用いて示す。</p>	<p>3.1.3 調達に係る組織</p> <p>設工認に基づく調達は、第3.1-1表に示す組織の調達を主管する箇所を実施する。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1を用いて示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・記載の簡略化

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>第1図 本社組織及び発電所組織に係る体制</p> <p>【本社】 社長 管理責任者(内部監査室長) → 内部監査室長 → 柏崎刈羽原子力監査グループマネージャ 管理責任者(原子力・立地本部長) → 原子力・立地本部長 → 原子力安全・統括部長 原子力発電保安委員会 原子力発電保安委員会 → ** → 原子力設備管理部長 (第2図 設計工の各プロセスに関する体制 (工認プロジェクト各チーム)) 原子燃料サイクル部長 原子力人材育成センター長 原子力資材調達センター長</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所】 原子炉主任技術者 柏崎刈羽原子力発電所長 → * 原子力発電保安運営委員会 原子力安全センター長 ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者 所長付部長 総務部長 → 労務人事グループマネージャ, 資材グループマネージャ, 業務システムグループマネージャ 安全統括部長 → 安全総括グループマネージャ, 品質保証グループマネージャ, 改善推進グループマネージャ, 原子力安全グループマネージャ, 技術計画グループマネージャ 防災安全部長 → 防災安全グループマネージャ, 防護管理グループマネージャ 放射線安全部長 → 放射線安全グループマネージャ, 放射線管理グループマネージャ, 化学管理グループマネージャ, 環境グループマネージャ ユニット所長(1~4号) 第一運転管理部長 → 当直長, 作業管理グループマネージャ, 発電(1・2号)グループマネージャ, 発電(3・4号)グループマネージャ, 運転評価グループマネージャ, 燃料グループマネージャ 第一保全部長 → 保全総括グループマネージャ, タービン(1・4号)グループマネージャ, タービン(2・3号)グループマネージャ, 原子炉(1・4号)グループマネージャ, 原子炉(2・3号)グループマネージャ, 高経年化評価グループマネージャ, 電気機器(1・4号)グループマネージャ, 電気機器(2・3号)グループマネージャ, 計測制御(1・4号)グループマネージャ, 計測制御(2・3号)グループマネージャ, システムエンジニアリンググループマネージャ, 土木(第一)グループマネージャ, 土木(第二)グループマネージャ, 土木(第三)グループマネージャ, 建築(第一)グループマネージャ, 建築(第二)グループマネージャ, モバイル設備管理グループマネージャ, コンフィグレーションマネジメントグループマネージャ ユニット所長(5~7号) 第二運転管理部長 → 当直長, 作業管理グループマネージャ, 発電グループマネージャ, 運転評価グループマネージャ, 燃料グループマネージャ 第二保全部長 → 保全総括グループマネージャ, タービングループマネージャ, 原子炉グループマネージャ, 電気機器グループマネージャ, 計測制御グループマネージャ, 環境施設グループマネージャ, 環境施設プロジェクトグループマネージャ, 電子通信グループマネージャ, 直営作業グループマネージャ, システムエンジニアリンググループマネージャ, モバイル設備管理グループマネージャ, コンフィグレーションマネジメントグループマネージャ</p>	<p>第3.1-1図 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事实施の組織図</p> <p>社長 品質監査部長(管理責任者) → 品質監査グループ(-) リサイクル燃料備蓄センター長(管理責任者) → 企画総務部 → 企画グループ(-), 総務グループ(通信連絡設備), 経理グループ(-) 使用済燃料取扱主任者 ※1 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 品質保証委員会 技術情報検討会議 品質保証部 → 品質保証グループ(-) 防災安全部 → 防災安全グループ(-) (人の不法な侵入等防止設備) 技術安全部 → 技術グループ(-), 環境・放射線管理グループ(-) (放射線管理施設のうち, 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備) 地域交流部 → 立地・広報グループ(-), 地域交流グループ(-) 貯蔵保全部 → 保全グループ(-) (電気設備, 計測制御設備, 放射線管理施設, 機械設備), 貯蔵グループ(-), 土木・建築グループ(-) (土木, 建築施設) キャスク設計製造部 → キャスク設計製造グループ(-) (金属キャスク, 貯蔵架台)</p> <p>※1 保安規定施行以降 (凡例) 注: 括弧内は各グループが担当する施設, 設備名を示す。 -: 担当する施設, 設備なし。</p>	<p>・各社の体制の差異</p>

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																
<p>第2図 設工認の各プロセスに関する体制</p> <p>注記*1:「GM」は「グループマネージャ」をいう。 *2:検査の取りまどめを主管する箇所の長(保安規定5条、107条の4の発電所組織安全総括GMのことをいう。なお、安全総括GMは、工事及び検査を実施しない中立な立場の者である。) *3:品質管理担当者(発電所組織においては、安全総括GMとする。) *4:本社組織の保安規定の取りまどめを主管する箇所の長 *5:これ以外の場所で行う契約においては、各GM *6:検査を担当する箇所の長(保安規定107条の4の安全総括GMが署名する検査実施GMのことをいう。)</p>	<p>第3.1-1表 各段階の実施の体制</p>	<p>・各社の体制の差異 (設工認の各プロセスは第3.1-1図で説明が可能)</p>																
<p>第1表 各プロセスを主管する箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>主管箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3 設計に係る品質管理の方法</td> <td> (本社) 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 原子力運営管理部 防災安全グループ 放射線管理グループ 燃料管理グループ 原子力設備管理部 設備技術グループ 原子炉安全技術グループ 土木技術グループ 建築技術グループ 安全強化プロジェクト管理グループ 機器耐震技術グループ 土木調査グループ 土木耐震グループ 地震グループ 建築耐震グループ </td> </tr> <tr> <td>3.4 工事に係る品質管理の方法</td> <td> (本社) 原子力設備管理部 (発電所) 総務部 安全総括部 防災安全部 </td> </tr> </tbody> </table>	プロセス	主管箇所	3.3 設計に係る品質管理の方法	(本社) 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 原子力運営管理部 防災安全グループ 放射線管理グループ 燃料管理グループ 原子力設備管理部 設備技術グループ 原子炉安全技術グループ 土木技術グループ 建築技術グループ 安全強化プロジェクト管理グループ 機器耐震技術グループ 土木調査グループ 土木耐震グループ 地震グループ 建築耐震グループ	3.4 工事に係る品質管理の方法	(本社) 原子力設備管理部 (発電所) 総務部 安全総括部 防災安全部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>主管箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3 設計に係る品質管理の方法</td> <td> 総務グループ 防災安全グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ </td> </tr> <tr> <td>3.4 工事に係る品質管理の方法</td> <td> キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ </td> </tr> <tr> <td>3.6 設工認における調達管理の方法</td> <td> 総務グループ 経理グループ 防災安全グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ </td> </tr> <tr> <td>3.5 使用前事業者検査の方法</td> <td> 総務グループ 防災安全グループ 技術グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ 貯蔵グループ キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ 品質保証グループ </td> </tr> </tbody> </table>	各段階	主管箇所	3.3 設計に係る品質管理の方法	総務グループ 防災安全グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ	3.4 工事に係る品質管理の方法	キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ	3.6 設工認における調達管理の方法	総務グループ 経理グループ 防災安全グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ	3.5 使用前事業者検査の方法	総務グループ 防災安全グループ 技術グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ 貯蔵グループ キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ 品質保証グループ	<p>・各社の体制の差異</p>
プロセス	主管箇所																	
3.3 設計に係る品質管理の方法	(本社) 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 原子力運営管理部 防災安全グループ 放射線管理グループ 燃料管理グループ 原子力設備管理部 設備技術グループ 原子炉安全技術グループ 土木技術グループ 建築技術グループ 安全強化プロジェクト管理グループ 機器耐震技術グループ 土木調査グループ 土木耐震グループ 地震グループ 建築耐震グループ																	
3.4 工事に係る品質管理の方法	(本社) 原子力設備管理部 (発電所) 総務部 安全総括部 防災安全部																	
各段階	主管箇所																	
3.3 設計に係る品質管理の方法	総務グループ 防災安全グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ																	
3.4 工事に係る品質管理の方法	キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ																	
3.6 設工認における調達管理の方法	総務グループ 経理グループ 防災安全グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ																	
3.5 使用前事業者検査の方法	総務グループ 防災安全グループ 技術グループ 環境・放射線管理グループ 保全グループ 貯蔵グループ キヤスク設計製造グループ 土木・建築グループ 品質保証グループ																	

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】			リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
3.5	使用前事業者検査の方法	放射線安全部 第一運転管理部 第二運転管理部 第一保全部 第二保全部		
3.6	設工認における調達管理の方法	(本社) 原子力安全・統括部 原子力運営管理部 原子力設備管理部 原子力資材調達センター (発電所) 総務部 安全総括部 防災安全部 放射線安全部 第一運転管理部 第二運転管理部 第一保全部 第二保全部		
3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 設計及び工事のグレード分けは、 原子炉施設 の安全上の重要性に応じて、添付2「当社におけるグレード分けの考え方」に示すグレード分けの考え方を適用し、管理を実施する。 ただし、本設工認における設計は、新規制基準施行以前から設置している設備並びに工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合性を確保するために必要な設備の設計である。 したがって、本設工認の設計には、設計及び工事のグレード分けによらず、全ての適合性確認対象設備を、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示す設計で管理する。 なお、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」以降の段階で新たに設計及び工事を実施する場合は、設計及び工事のグレード分けの考え方を適用し、管理を実施する。			3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 設計及び工事のグレード分けは、 使用済燃料貯蔵施設 の安全上の重要性に応じて、添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」に示すグレード分けの考え方を適用し、管理を実施する。 ただし、本設工認における設計は、新規制基準施行以前から設置している設備並びに工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合性を確保するために必要な設備の設計である。 したがって、本設工認の設計には、設計及び工事のグレード分けによらず、全ての適合性確認対象設備を、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示す設計で管理する。 なお、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」以降の段階で新たに設計及び工事を実施する場合は、設計及び工事のグレード分けの考え方を適用し、管理を実施する。	・施設の違いによる差異 ・内容に差異なし
3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 設工認における必要な設計、工事及び検査の流れは、設工認品質管理計画のとおりである。 設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第2表に示す。 (1) 実用炉規則別表第二対象設備 に対する管理 適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第3図に示す。 設計、工事を主管する箇所の長又は 検査を担当する箇所の長 は、設計、工事及び検査の各段階において要求事項に対する適合性を確認した上で、次の段階に進める。			3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー 設工認における必要な設計、工事及び検査の流れは、設工認品質管理計画のとおりである。 設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。 (1) 適合性確認対象設備 に対する管理 適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第3.2-1図に示す。 設計、工事を主管する箇所の長又は 検査実施責任者 は、設計、工事及び検査の各段階において要求事項に対する適合性を確認した上で、次の段階に進める。	・内容に差異なし ・対象設備の違いによる差異 ・各社の体制の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

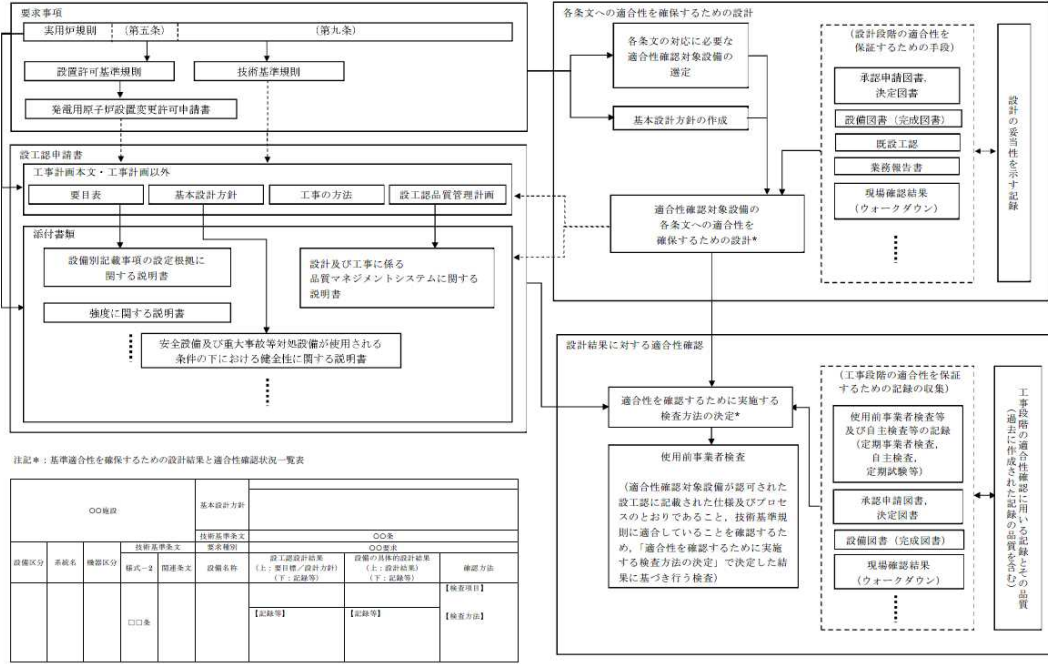
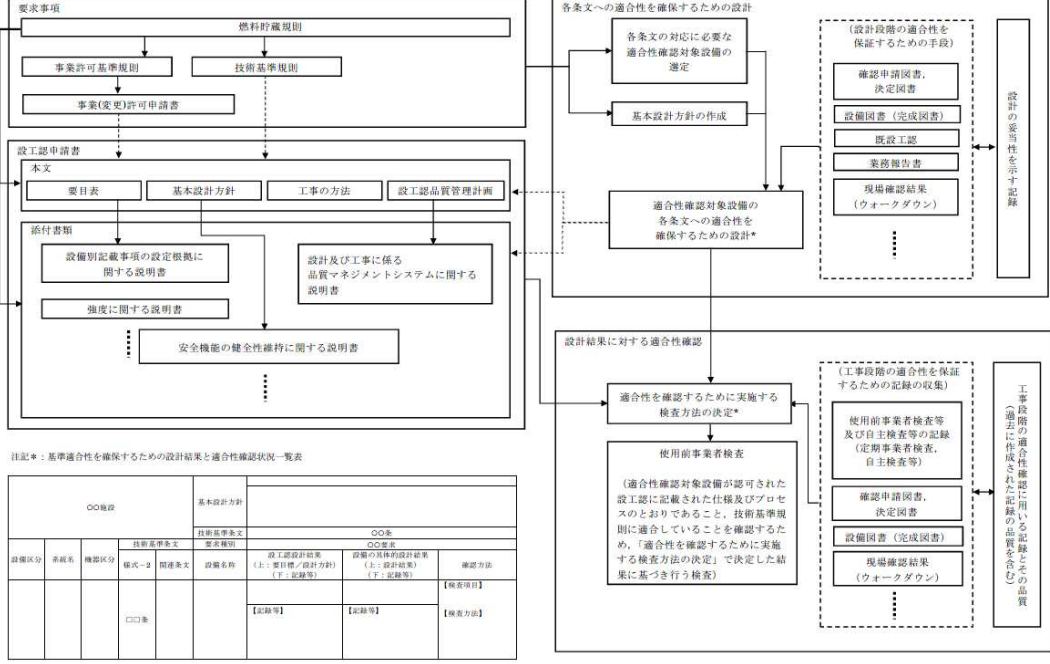
柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																						
<p>また、設計、工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、第2表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対するレビューを実施する。設計の各段階におけるレビューは、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.4 設計・開発のレビュー」に基づき設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価し、問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>適切な段階において第2図に示された箇所で当該設備の設計に関する力量を有する専門家を含めて設計の各段階におけるレビューを実施するとともに、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき記録を管理する。</p> <p>設計におけるレビューの対象となる段階を第2表に「*」で明確にする。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p> <p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第2表における「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」～「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p>	<p>また、設計、工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対するレビューを実施する。設計の各段階におけるレビューは、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.4 設計開発レビュー」に基づき設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価し、問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>適切な段階において第3.1-1図に示された箇所で当該設備の設計に関する力量を有する専門家を含めて設計の各段階におけるレビューを実施するとともに、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき記録を管理する。</p> <p>設計におけるレビューの対象となる段階を第3.2-1表に「*」で明確にする。</p> <p>なお、適合性確認対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p> <p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」～「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p>	<p>・内容に差異なし</p> <p>・対象設備の違いによる差異</p> <p>・内容に差異なし</p>																																						
<p>第2表 設工認における設計、工事及び検査の各段階</p> <table border="1" data-bbox="154 1371 1151 1913"> <thead> <tr> <th colspan="2">各段階</th> <th>保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">設計</td> <td>3.3</td> <td>7.3.1 設計・開発の計画</td> <td>適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td rowspan="2">7.3.2 設計・開発へのインプット</td> <td>設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2</td> <td>技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(1)*</td> <td>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</td> <td>要求事項を満足する基本設計方針の作成</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(2)*</td> <td>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</td> <td>適合性確認対象設備に必要な設計の実施</td> </tr> </tbody> </table>	各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要	設計	3.3	7.3.1 設計・開発の計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画	3.3.1	7.3.2 設計・開発へのインプット	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化	3.3.2	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出	3.3.3(1)*	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	要求事項を満足する基本設計方針の作成	3.3.3(2)*	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	適合性確認対象設備に必要な設計の実施	<p>第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階</p> <table border="1" data-bbox="1193 1371 2190 1913"> <thead> <tr> <th colspan="2">各段階</th> <th>保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">設計</td> <td>3.3</td> <td>7.3.1 設計開発計画</td> <td>適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td rowspan="2">7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2</td> <td>技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(1)*</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>要求事項を満足する基本設計方針の作成</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(2)*</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>適合性確認対象設備に必要な設計の実施</td> </tr> </tbody> </table>	各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要	設計	3.3	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画	3.3.1	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化	3.3.2	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出	3.3.3(1)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成	3.3.3(2)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施	<p>・内容に差異なし</p>
各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要																																					
設計	3.3	7.3.1 設計・開発の計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画																																					
	3.3.1	7.3.2 設計・開発へのインプット	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化																																					
	3.3.2		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出																																					
	3.3.3(1)*	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	要求事項を満足する基本設計方針の作成																																					
	3.3.3(2)*	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	適合性確認対象設備に必要な設計の実施																																					
各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要																																					
設計	3.3	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画																																					
	3.3.1	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化																																					
	3.3.2		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出																																					
	3.3.3(1)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成																																					
	3.3.3(2)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施																																					

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】				リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】				備考	
工事及び検査	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計・開発の検証	技術基準規則への適合性を確保するために必要な設計の妥当性の確認	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	技術基準規則への適合性を確保するために必要な設計の妥当性の確認	
	3.3.4*	設計における変更	7.3.7 設計・開発の変更管理	設計対象の追加や変更時の対応	3.3.4*	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	
	3.4.1*	設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.5 設計・開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計	3.4.1*	設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計	
	3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施	3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施	
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること	
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	7.1 業務の計画 7.3.6 設計・開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定	3.5.2	使用前事業者検査の計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 7.3.6 設計開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定	
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理	
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際の工程管理	
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	8.2.4 機器等の検査等	認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認	3.5.5	使用前事業者検査の実施	8.2.4 機器等の検査等	認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認	
	調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な継続中工事及び追加工事の検査を含めた調達管理	調達	3.6	設工認における調達管理の方法	
注記* : 「3.2.2 設計, 工事及び検査の各段階とそのレビュー」でいう, 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目				注記* : 「3.2.2 設計, 工事及び検査の各段階とそのレビュー」でいう, 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.4 設計開発レビュー」対応項目					

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

<p>柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】</p>	<p>リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】</p>	<p>備考</p>																																								
<p>第3図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり</p>  <p>注記*: 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表</p> <table border="1" data-bbox="178 808 652 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">確認項目</th> <th rowspan="2">確認種別</th> <th rowspan="2">確認区分</th> <th colspan="2">基本設計方針</th> <th colspan="2">適合性確認</th> <th rowspan="2">確認方法</th> </tr> <tr> <th>設計結果</th> <th>適合性確認</th> <th>設計結果</th> <th>適合性確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計結果</td> <td>適合性確認</td> <td>設計結果</td> <td>設計結果</td> <td>適合性確認</td> <td>設計結果</td> <td>適合性確認</td> <td>【検査項目】</td> </tr> </tbody> </table>	確認項目	確認種別	確認区分	基本設計方針		適合性確認		確認方法	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	設計結果	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	【検査項目】	<p>第3.2-1図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり</p>  <p>注記*: 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1216 808 1691 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">確認項目</th> <th rowspan="2">確認種別</th> <th rowspan="2">確認区分</th> <th colspan="2">基本設計方針</th> <th colspan="2">適合性確認</th> <th rowspan="2">確認方法</th> </tr> <tr> <th>設計結果</th> <th>適合性確認</th> <th>設計結果</th> <th>適合性確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計結果</td> <td>適合性確認</td> <td>設計結果</td> <td>設計結果</td> <td>適合性確認</td> <td>設計結果</td> <td>適合性確認</td> <td>【検査項目】</td> </tr> </tbody> </table>	確認項目	確認種別	確認区分	基本設計方針		適合性確認		確認方法	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	設計結果	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	【検査項目】	<p>・内容に差異なし</p>
確認項目				確認種別	確認区分	基本設計方針			適合性確認		確認方法																															
	設計結果	適合性確認	設計結果			適合性確認																																				
設計結果	適合性確認	設計結果	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	【検査項目】																																			
確認項目	確認種別	確認区分	基本設計方針		適合性確認		確認方法																																			
			設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認																																				
設計結果	適合性確認	設計結果	設計結果	適合性確認	設計結果	適合性確認	【検査項目】																																			
<p>3.3 設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を、「設計及び工事に係る品質管理の方法等について」に基づき、要求事項の明確化、適合性確認対象設備の選定、基本設計方針の作成及び適合性を確保するための設計、設計のアウトプットに対する検証の各段階を実施する。</p> <p>以下にそれぞれの活動内容を示す。</p>	<p>3.3 設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を、「設工認品質管理計画」に基づき、要求事項の明確化、適合性確認対象設備の選定、基本設計方針の作成及び適合性を確保するための設計、設計のアウトプットに対する検証の各段階を実施する。</p> <p>以下にそれぞれの活動内容を示す。</p>	<p>・準拠する規則の違いによる差異</p>																																								
<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>設工認に必要な要求事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(2013年原子力規制委員会規則第5号)」(以下「設置許可基準規則」という。)に適合しているとして許可された「柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書」(以下「設置変更許可申請書」という。) ・設置許可基準規則 ・技術基準規則 <p>また、必要に応じて以下を参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置変更許可申請書の添付書類 ・設置許可基準規則の解釈 ・技術基準規則の解釈 	<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>設工認に必要な要求事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第24号)」(以下「事業許可基準規則」という。)に適合しているとして許可された貯蔵事業(変更)許可申請書(以下「事業(変更)許可申請書」という。) ・燃料貯蔵規則 ・技術基準規則 <p>また、必要に応じて以下を参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業(変更)許可申請書の添付書類 ・事業許可基準規則の解釈 ・技術基準規則の解釈 	<p>・対象施設ごとの準拠法令の違いによる差異</p> <p>・申請書名称の違いによる差異</p> <p>・対象施設ごとの準拠法令の違いによる差異</p>																																								

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めて、適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。</p> <p>適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ、過去の指針等*と比較して追加又は変更された要求事項を満足するために必要な設備又は運用を、第4図に示すフローに基づき抽出する。</p> <p>注記*：「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び解説、並びに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」及び解釈</p> <p>(1) 設計基準対象施設</p> <p>抽出した結果を様式-2(1/2)「設備リスト(設計基準対象施設)(例)」(以下「様式-2(1/2)」という。)の該当する条文の「設備等」欄に整理するとともに、設備/運用、既設/改造/新設、追加要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則別表第二のうち要目表に該当の有無、既設工認での記載の有無、実用炉規則別表第二に関連する施設・設備・機器区分、設置変更許可申請書添付書類八での主要設備記載の有無等を、様式-2(1/2)の該当する各欄で明確にする。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備</p> <p>抽出した結果を様式-2(2/2)「設備リスト(重大事故等対処設備)(例)」(以下「様式-2(2/2)」という。)の該当する条文の「設備等」欄に整理するとともに、設置変更許可申請書添付書類八での設備仕様記載の有無、系統機能等、設備種別(既設/改造/新設、常設/可搬)、設備/運用、詳細設計に関する事項及び実用炉規則別表第二に関連する施設・設備・機器区分等を、様式-2(2/2)の該当する各欄で明確にする。</p>	<p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、事業(変更)許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めて、適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。</p> <p>適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ、追加又は変更された要求事項を満足するために必要な設備又は運用を、第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。</p> <p>(1) 適合性確認対象設備</p> <p>抽出した結果を様式-2「設備リスト(例)」(以下「様式-2」という。)の該当する条文の「設備等」欄に整理するとともに、設備/運用、既設/改造/新設、条文要求事項に対して必須の設備・運用の有無、要目表作成対象設備に該当の有無、既設工認での記載の有無、燃料貯蔵規則に関連する施設・設備・機器区分、事業(変更)許可申請書添付書類六での主要設備記載の有無等を、様式-2の該当する各欄で明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・申請書名称の違いによる差異 ・対象施設ごとの準拠法令の違いによる差異 ・記載の簡略化 ・対象設備の違いによる差異 ・内容に差異なし ・特定重大事故等対処施設の有無による差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>第4図 適合性確認対象設備の抽出について</p>	<p>第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について</p>	<p>・対象施設ごとの準拠法令の違いによる差異</p>
<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。 ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必</p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。 ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必</p>	<p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>項号を明確にし、技術基準規則の各条文と設工認との関連性を含めて様式-5-1(1/2)、様式-5-1(2/2)で整理する。</p> <p>b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。</p> <p>なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付3「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。</p> <p>(a) 様式-7「要求事項との対比表(例)」(以下「様式-7」という。)に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を確認しながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。</p> <p>(b) 基本設計方針の作成にあわせて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの技術基準規則への適合性の考え方(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「各条文の設計の考え方(例)」(以下「様式-6」という。)に取りまとめる。</p> <p>(c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに「3.3.3(1)a.(b)」で作成した各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4(1/2)、様式-4(2/2)を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。</p> <p>(d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認書類との関連性を様式-5-2で明確にする。</p>	<p>条項号を明確にし、技術基準規則の各条文と設工認との関連性を含めて様式-5で整理する。</p> <p>b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。</p> <p>なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付-2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。</p> <p>(a) 様式-7「要求事項との対比表(例)」(以下「様式-7」という。)に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する事業(変更)許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を確認しながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。</p> <p>(b) 基本設計方針の作成にあわせて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの技術基準規則への適合性の考え方(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認申請書の添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「技術基準規則の各条文の設計の考え方(例)」(以下「様式-6」という。)に取りまとめる。</p> <p>(c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに「3.3.3(1)a.(b)」で作成した各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。</p> <p>(d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器グループ及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認書類との関連性を様式-5で明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作成する様式の差異 ・内容に差異なし ・申請書名称の違いによる差異 ・内容に差異なし
<p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、様式-2(1/2)、様式-2(2/2)で整理した適合性確認対象設備に対し、今回新たに設計が必要な基本設計方針への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>a. 基本設計方針の整理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、基本設計方針(「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」参照)に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。</p> <p>(a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。</p> <p>(b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。</p>	<p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対し、今回新たに設計が必要な基本設計方針への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>a. 基本設計方針の整理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、基本設計方針(「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」参照)に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。</p> <p>(a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。</p> <p>(b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料－５－２ 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>(c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3表に示す要求種別に分類する。</p> <p>(d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」(以下「様式-8」という。)の「基本設計方針」欄に整理する。</p> <p>(e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義(基本設計方針で使用されている用語の説明) ・冒頭宣言(設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの) ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針(既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4(1/2)、様式-4(2/2)及び様式-5-1(1/2)、様式-5-1(2/2)で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針) ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針(当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針) <p>b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(対象設備の仕様の決定含む)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。</p> <p>また、具体的な設計の流れを第5図に示す。</p> <p>(a) 第3表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書や「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達からの業務報告書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、必要な詳細設計の方針(要求機能、性能目標、防護方針等を含む。)を定め、適合性確認対象設備が、技術基準規則等の設計要求事項への適合性を確保するための詳細設計を実施する。</p> <p>なお、以前から設置している設備及び既に工事を着手し、設工認申請時点で設置が完了している設備については、それらの設備が定めた詳細設計の方針を満たす機能・性能を有していることを確認した上で、設工認申請に必要な設備の仕様等を決定する。</p> <p>(b) 様式-6で明確にした、詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。</p> <p>イ. 評価を行う場合</p> <p>詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。</p>	<p>(c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。</p> <p>(d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」(以下「様式-8」という。)の「基本設計方針」欄に整理する。</p> <p>(e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義(基本設計方針で使用されている用語の説明) ・冒頭宣言(設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの) ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針(既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針) ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針(当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針) <p>b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(対象設備の仕様の決定含む)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。</p> <p>また、具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。</p> <p>(a) 第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書や「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達からの業務報告書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、必要な詳細設計の方針(要求機能、性能目標、防護方針等を含む。)を定め、適合性確認対象設備が、技術基準規則等の設計要求事項への適合性を確保するための詳細設計を実施する。</p> <p>なお、以前から設置している設備及び既に工事を着手し、設工認申請時点で設置が完了している設備については、それらの設備が定めた詳細設計の方針を満たす機能・性能を有していることを確認した上で、設工認申請に必要な設備の仕様等を決定する。</p> <p>(b) 様式-6で明確にした、詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。</p> <p>イ. 評価を行う場合</p> <p>詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】				リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】				備考																										
<p>また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。</p> <p>ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合</p> <p>複数の機能（施設間を含む。）を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。</p> <p>ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合</p> <p>設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が確実に行われるようにするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。</p> <p>ニ. 他号機と共用する設備の設計を行う場合</p> <p>様式-2(1/2)、様式-2(2/2)を基に他号機と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われるようにするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。</p> <p>上記のイ.~ニ.の場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために使用前事業者検査等及び自主検査等（以下「検査等」という。）を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。</p> <p>また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画緊急時対策所」に示すとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果（要目表/設計方針）」欄に整理する。</p> <p>(c) 第3表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、本社組織の保安規定の取りまとめを主管する箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。</p>				<p>また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。</p> <p>ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合</p> <p>複数の機能（施設間を含む。）を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。</p> <p>ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合</p> <p>設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が確実に行われるようにするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。</p> <p>上記のイ.~ハ.の場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために使用前事業者検査等及び自主検査等（以下「検査等」という。）を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。</p> <p>また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果 要目表/設計方針」欄に整理する。</p> <p>(c) 第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。</p>				<p>・内容に差異なし</p>																										
<p>第3表 要求種別ごとの適合性の確保に必要なとなる主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">要求種別</th> <th>主な設計事項</th> <th>設計方針の妥当性を示す記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">設計要求</td> <td>設置要求</td> <td>必要となる機能・性能を有する設備の選定</td> <td>設置変更許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計</td> </tr> <tr> <td>系</td> <td>目的とする機能・性能</td> <td>設置変更許可申請書</td> </tr> </tbody> </table>				要求種別			主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録	設備	設計要求	設置要求	必要となる機能・性能を有する設備の選定	設置変更許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計	系	目的とする機能・性能	設置変更許可申請書	<p>第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要なとなる主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">要求種別</th> <th>主な設計事項</th> <th>設計方針の妥当性を示す記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">設計要求</td> <td>設置要求</td> <td>必要となる機能・性能を有する設備の選定</td> <td>事業(変更)許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計</td> </tr> <tr> <td>系</td> <td>目的とする機能・性能</td> <td>事業(変更)許可申請書</td> </tr> </tbody> </table>				要求種別			主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録	設備	設計要求	設置要求	必要となる機能・性能を有する設備の選定	事業(変更)許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計	系	目的とする機能・性能	事業(変更)許可申請書	<p>・内容に差異なし</p> <p>・申請書名称の違いによる差異</p> <p>・申請書名称の違いによる差異</p>
要求種別			主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録																														
設備	設計要求	設置要求	必要となる機能・性能を有する設備の選定	設置変更許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計																														
		系	目的とする機能・性能	設置変更許可申請書																														
要求種別			主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録																														
設備	設計要求	設置要求	必要となる機能・性能を有する設備の選定	事業(変更)許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計																														
		系	目的とする機能・性能	事業(変更)許可申請書																														

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】					リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】					備考
	統 構 成	を実際に発揮させる ために必要な具体的 な系統構成・設備構成	の記載を基にした、 実際に使用する系統 構成・設備構成の決 定	<ul style="list-style-type: none"> 有効性評価結果 (設置変更許可 申請書での安 全解析の結果 を含む) 系統図 設備図書(図面, 構造図, 仕様 書) 等		統 構 成	を実際に発揮させる ために必要な具体的 な系統構成・設備構成	書の記載を基にし た、実際に使用する 系統構成・設備構成 の決定	<ul style="list-style-type: none"> 有効性評価結果 (事業(変更)許 可申請書での 安全解析の結果 を含む) 系統図 設備図書(図面, 構造図, 仕様 書) 等	<ul style="list-style-type: none"> 申請書名称の違いによる差異 内容に差異なし
	機 能 要 求	目的とする機能・性能 を実際に発揮させる ために必要な設備の 具体的な仕様	仕様設計 構造設計 強度設計(クラスに 応じて) 耐震設計(クラスに 応じて) 耐環境設計 配置設計	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 設備図書(図面, 構造図, 仕様 書) インターロック 線図 算出根拠(計算 式等) カタログ 等		機 能 要 求	目的とする機能・性能 を実際に発揮させる ために必要な設備の 具体的な仕様	仕様設計 構造設計 強度設計(クラスに 応じて) 耐震設計(クラスに 応じて) 耐環境設計 配置設計	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 設備図書(図面, 構造図, 仕様 書) インターロック 線図 算出根拠(計算 式等) カタログ 等	
	評 価 要 求	対象設備が目的とす る機能・性能を持つこ とを示すための方法 とそれに基づく評価	仕様決定のための解 析 条件設定のための解 析 実証試験 技術基準規則に適合 していることを確認 するための解析	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 解析計画 (解析方針) 業務報告書 (解析結果) 手計算結果 等		評 価 要 求	対象設備が目的とす る機能・性能を持つこ とを示すための方法 とそれに基づく評価	仕様決定のための解 析 条件設定のための解 析 実証試験 技術基準規則に適合 していることを確認 するための解析	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 解析計画 (解析方針) 業務報告書 (解析結果) 手計算結果 等	
運 用	運用要求	保安規定で定める必 要がある運用方法と それに基づく計画	維持又は運用のため の計画の作成	—	運 用	運用要求	保安規定で定める必 要がある運用方法と それに基づく計画	維持又は運用のため の計画の作成	—	

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

<p>柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】</p>	<p>リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】</p>	<p>備考</p>
<p>第5図 主要な設備の設計</p>	<p>第3.3-2図 主要な設備の設計</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>(a) 調達による解析の管理 基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の品質を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>(a) 調達による解析の管理 基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の品質を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>イ. 調達による解析 調達により解析を実施する場合は、解析の品質を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン(2014年3月改定、一般社団法人原子力安全推進協会)」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制の下で解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。 なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付4「設工認における解析管理につ</p>	<p>イ. 調達による解析 調達により解析を実施する場合は、解析の品質を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン(2014年3月改定、一般社団法人原子力安全推進協会)」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制の下で解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。 なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付-4「設工認における解析管理に</p>	<p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>いて」の「別図1」に示す。</p> <p>(イ) 解析業務を実施するにあたり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務の計画書により文書化する。</p> <p>なお、解析業務の計画書には、以下に示す事項の計画を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施目的 ・内容(実施方法) ・体制 ・時期 <p>(ロ) 解析業務に係る必要な力量を確保するとともに、従事する要員(原解析者・検証者)は必要な力量を有した者とする。</p> <p>ロ. 計算機プログラム(解析コード)の管理</p> <p>計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実機運転データとの比較 ・大型実験/ベンチマーク試験結果との比較 ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 ・簡易モデル(サンプル計算例)、標準問題を用いた解析結果との比較等 <p>ハ. 解析業務で用いる入力情報の伝達について</p> <p>当社及び供給者は、それぞれの品質マネジメントシステムに基づき文書及び記録の管理を実施していることから、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。</p> <p>また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。</p> <p>ニ. 入力根拠の作成</p> <p>供給者に、解析業務計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした入力根拠書を作成させ、計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。</p> <p>(b) 手計算による自社解析</p> <p>自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力デ</p>	<p>ついて」の「別図1」に示す。</p> <p>(イ) 解析業務を実施するにあたり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務の計画書により文書化する。</p> <p>なお、解析業務の計画書には、以下に示す事項の計画を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施目的 ・内容(実施方法) ・体制 ・時期 <p>(ロ) 解析業務に係る必要な力量を確保するとともに、従事する要員(原解析者・検証者)は必要な力量を有した者とする。</p> <p>ロ. 計算機プログラム(解析コード)の管理</p> <p>計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実機データとの比較 ・大型実験/ベンチマーク試験結果との比較 ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 ・簡易モデル(サンプル計算例)、標準問題を用いた解析結果との比較等 <p>ハ. 解析業務で用いる入力情報の伝達について</p> <p>当社及び供給者は、それぞれの品質マネジメントシステムに基づき文書及び記録の管理を実施していることから、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。</p> <p>また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。</p> <p>ニ. 入力根拠の作成</p> <p>供給者に、解析業務計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした入力根拠書を作成させ、計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。</p> <p>(b) 手計算による自社解析</p> <p>自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力デ</p>	<p>・内容に差異なし</p>

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
一タを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。 また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力値及び解析結果について、解析を実施した者以外が確認を実施し、解析結果の信頼性を確保する。	一タを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。 また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力値及び解析結果について、解析を実施した者以外が確認を実施し、解析結果の信頼性を確保する。	
(3) 設計のアウトプットに対する検証 工認プロジェクトの品質保証チーム管理者は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」に基づき作成した設計資料について、これが設計のインプット（「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の力量を有する者に実施させる。	(3) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」に基づき作成した設計資料について、これが設計のインプット（「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の力量を有する上位職位の者に実施させる。	・内容に差異なし ・検証実施者の差異。 （当社では、検証を原設計者以外の上位職位の者が実施することとしている。）
(4) 設工認申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を第6図及び第7図のフローに基づき分類し、その結果を様式-2(1/2)、様式-2(2/2)に取りまとめるとともに、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットを基に、「工事計画認可申請書における本文及び添付書類の作成要領について」に従って、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。	(4) 設工認申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を第3.3-3図フローに基づき分類し、その結果を様式-2に取りまとめるとともに、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットを基に、「設工認申請書作成要領」に従って、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。	・内容に差異なし
a. 要目表の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実用炉規則別表第二の「設備別記載事項」の要求に従って、必要な事項(種類、主要寸法、材料、個数等)を設備ごとに表(要目表)又は図面等に取りまとめる。	a. 要目表の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、必要な事項(種類、主要寸法、材料、個数等)を設備ごとに表(要目表)又は図面等に取りまとめる。	・内容に差異なし
b. 施設ごとの「基本設計方針」及び「適用基準及び適用規格」の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二に示された発電用原子炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。 また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。	b. 施設ごとの「基本設計方針」及び「適用基準及び適用規格」の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、使用済燃料貯蔵施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。 また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。	・施設の違いによる差異
c. 工事の方法の作成 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。	c. 工事の方法の作成 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。	・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>d. 各添付書類の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果、図面等の設計資料及び基本設計方針に対して詳細な設計結果や設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて設工認と実用炉規則別表第二の関係を整理した様式-5-2を基に添付書類を作成する。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム(解析コード)の概要」を作成する。</p>	<p>d. 各添付書類の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果、図面等の設計資料及び基本設計方針に対して詳細な設計結果や設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて設工認に必要な添付書類を作成する。</p> <p>なお、設工認に必要な添付書類において、解析コードを使用している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム(解析コード)の概要」を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>e. 設工認申請書案のチェック</p> <p>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは、作成した設工認申請書案について、「工事計画認可申請書本文及び添付書類作成・確認要領」に基づき、以下の要領で本社及び発電所の関係箇所のチェックを受ける。</p> <p>(a) 本社及び発電所の関係箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。</p> <p>(b) 本社及び発電所の関係箇所からチェック結果として、コメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。</p> <p>(c) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請書案のチェックを完了する。</p>	<p>e. 設工認申請書案のチェック</p> <p>設工認申請の取りまとめ箇所の長は、作成した設工認申請書案について、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。</p> <p>(a) 関係箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。</p> <p>(b) 関係箇所からチェック結果として、コメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。</p> <p>(c) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請書案のチェックを完了する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の違いによる差異
<p>(5) 設工認申請書の承認</p> <p>「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」を実施した設工認申請書案について、工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書について、原子力設備管理部長の承認を得る。</p>	<p>(5) 設工認申請書の承認</p> <p>「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」を実施した設工認申請書案について、設工認申請の取りまとめ箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、使用済燃料貯蔵施設保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>また、使用済燃料貯蔵施設保安委員会において審議及び確認を得た設工認申請書について、社長の承認後、原子力規制委員会への提出手続きを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の違いによる差異 ・審議にかかる委員会の違いによる差異 ・審議にかかる委員会の違いによる差異 ・体制の違いによる差異

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考															
<p>第6図 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定 (設計基準対象施設)</p> <p>適合性確認対象 (技術基準規則等への適合に必要な設備又は運用) 【設計基準対象施設】</p> <p>实用炉規則別表第二の記載要求事項のうち、要目表に該当する設備か</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>認可済み又は届出済みの設工認に記載されている設備か</p> <p>はい (既設工認)</p> <p>いいえ (未設工認)</p> <p>(a) 要目表, 基本設計方針, 添付書類等一式</p> <p>(b) 要目表, 基本設計方針, 添付書類 (要目表の適正化 (記載項目の追加等) を含む。)</p> <p>(c) 基本設計方針, 添付書類</p>	<p>第3.3-3図 適合性確認対象設備の設工認に記載する設備, 箇所の選定</p> <p>燃料貯蔵規則, 技術基準規則及び事業許可基準規則で要求されている施設, 系統, 機器等</p> <p>基本的な安全機能を担う設備か</p> <p>NO</p> <p>YES</p> <p>その他安全機能を有する設備, 機器のうち金属キャスクに影響する設備, 機器か</p> <p>NO</p> <p>YES</p> <p>その他安全機能を有する設備で機能, 性能を達成するために設備, 機器の仕様 (値, 材質等) を特定する必要があるか</p> <p>NO</p> <p>YES</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>グループ①</th> <th>グループ②-1</th> <th>グループ②-2</th> <th>グループ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載箇所</td> <td>設計仕様</td> <td colspan="2">設計仕様</td> <td>基本設計方針</td> </tr> <tr> <td>主な対象設備</td> <td>(基本的な安全機能) ・金属キャスク ・使用済燃料貯蔵建屋</td> <td>(その他安全機能を有する設備, 機器のうち金属キャスクに影響する設備, 機器) ・受入れ区域天井クレーン ・搬送台車 ・貯蔵架台</td> <td>(その他安全機能を有する設備, 機器のうち仕様の特定が必要) ・仮置架台 ・たて起こし架台 ・圧縮空気供給設備 ・計測制御系統施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・電気設備 ・消防用設備</td> <td>(その他安全機能を有する設備, 機器のうち仕様の特定が不要) ・通信連絡設備 ・人の不法な侵入等防止設備*1 ・安全避難通路等</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 核防護設備はセキュリティの観点から詳細項目については記載しない。</p>	区分	グループ①	グループ②-1	グループ②-2	グループ③	記載箇所	設計仕様	設計仕様		基本設計方針	主な対象設備	(基本的な安全機能) ・金属キャスク ・使用済燃料貯蔵建屋	(その他安全機能を有する設備, 機器のうち金属キャスクに影響する設備, 機器) ・受入れ区域天井クレーン ・搬送台車 ・貯蔵架台	(その他安全機能を有する設備, 機器のうち仕様の特定が必要) ・仮置架台 ・たて起こし架台 ・圧縮空気供給設備 ・計測制御系統施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・電気設備 ・消防用設備	(その他安全機能を有する設備, 機器のうち仕様の特定が不要) ・通信連絡設備 ・人の不法な侵入等防止設備*1 ・安全避難通路等	<p>・各社の適合性確認対象設備の設工認に記載する設備, 箇所の選定の考え方の違いによる差異</p>
区分	グループ①	グループ②-1	グループ②-2	グループ③													
記載箇所	設計仕様	設計仕様		基本設計方針													
主な対象設備	(基本的な安全機能) ・金属キャスク ・使用済燃料貯蔵建屋	(その他安全機能を有する設備, 機器のうち金属キャスクに影響する設備, 機器) ・受入れ区域天井クレーン ・搬送台車 ・貯蔵架台	(その他安全機能を有する設備, 機器のうち仕様の特定が必要) ・仮置架台 ・たて起こし架台 ・圧縮空気供給設備 ・計測制御系統施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・電気設備 ・消防用設備	(その他安全機能を有する設備, 機器のうち仕様の特定が不要) ・通信連絡設備 ・人の不法な侵入等防止設備*1 ・安全避難通路等													

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>第7図 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定 (重大事故等対処設備)</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設の有無による差異
<p>3.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な詳細設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p>	<p>3.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」から「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)及び、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。	3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)及び、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。	・内容に差異なし
3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3) 設工認において、工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための設備の具体的な設計(設計3)を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。 また、新規制基準施行以前から設置している設備及び既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認し、様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。 (1) 自社で設計する場合 工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施し、適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)との照合を行う。 また、詳細設計の検証を行う。 設計の妥当性確認については「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で策定する使用前事業者検査にて行う。 (2) 「設計3」を 本社 組織の工事を主管する箇所の長が調達し 発電所組織の工事を主管する箇所の長 が調達管理として「設計3」を管理する場合 本社組織 の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、 発電所組織 の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。 (3) 「設計3」を 発電所組織 の工事を主管する箇所の長が調達し かつ 調達管理として「設計3」を管理する場合 発電所組織 の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、 発電所組織 の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。 (4) 「設計3」を 本社 組織の工事を主管する箇所の長が調達し かつ 調達管理として「設計3」を管理する場合 本社組織 の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、 本社組織 の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計	3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3) 設工認において、工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための設備の具体的な設計(設計3)を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。 また、新規制基準施行以前から設置している設備及び既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認し、様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。 (1) 自社で設計する場合 工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施し、適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)との照合を行う。 また、詳細設計の検証を行う。 設計の妥当性確認については「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で策定する使用前事業者検査にて行う。 (2) 「設計3」を 当社 組織の工事を主管する箇所の長が調達し、 かつ 、調達管理として「設計3」を管理する場合 工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。	・内容に差異なし ・体制の違いによる差異 ・体制の違いによる差異 ・体制の違いによる差異 (当社では、(1)(2)に包含されている。)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p>		
<p>3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>ただし、設工認に基づき設置する設備のうち、新規制基準施行以前から設置している設備及び既に工事を着手し工事を継続している設備又は着手し設置を終えている設備については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備</p> <p>設工認に基づく設備を設置する工事のうち、新規制基準施行以前から設置し設工認に基づく設備としての工事が完了している適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。</p> <p>(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備</p> <p>設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。</p> <p>(3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備</p> <p>設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。</p> <p>なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で、使用前事業者検査を含めて実施する。</p>	<p>3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>ただし、設工認に基づき設置する設備のうち、新規制基準施行以前から設置している設備及び既に工事を着手し工事を継続している設備又は着手し設置を終えている設備については、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備</p> <p>設工認に基づく設備を設置する工事のうち、新規制基準施行以前から設置し設工認に基づく設備としての工事が完了している適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。</p> <p>(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備</p> <p>設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。</p> <p>(3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備</p> <p>設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。</p> <p>なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で、使用前事業者検査を含めて実施する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>検査の取りまとめを主管する箇所の長は、工事を主管する箇所の長の依頼を受け、工事を主管する箇所から独立した箇所の長を、検査を担当する箇所の長として指名する。</p> <p>工事を主管する箇所の長は、保安規定に基づき使用前事業者検査の計画（検査項目、検査方法及び検査実施時期）を策定する。</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に従い、工事を主管する箇所からの独立性を確保した検査体制の下、検査要領書を制定し、使用前事業者検査を実施する。</p>	<p>3.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>工事を主管する箇所の長は、保安規定に基づき使用前事業者検査の計画（検査項目、検査方法及び検査実施時期）を策定する。</p> <p>検査実施責任者は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査マニュアル」に従い、工事に従事しない要員を確保し、独立性を考慮した検査体制の下、検査要領書を制定し、使用前事業者検査を実施する。</p>	<p>・体制の違いによる差異</p> <p>・体制の違いによる差異</p> <p>・社内マニュアル名称の差異</p> <p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査では、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を担当する箇所(長)が検査を実施する。</p> <p>①実設備の仕様の適合性確認</p> <p>②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。</p> <p>これらの項目のうち、①を第4表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事を主管する箇所(供給者を含む。)が実施する検査(工事を主管する箇所が採取した記録・ミルシートや検査における自動計測等。)の信頼性の確認(記録確認検査や抜取検査の信頼性確保)を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査では、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査実施責任者が検査を実施する。</p> <p>① 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>② 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。</p> <p>これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事を主管する箇所(供給者を含む。)が実施する検査(工事を主管する箇所が採取した記録・ミルシートや検査における自動計測等。)の信頼性の確認(記録確認検査や抜取検査の信頼性確保)を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>工事を主管する箇所(長)は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を示した様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を「確認方法」欄に取りまとめ、検査項目、検査方法を明確にする。</p> <p>ただし、主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査については、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に従い対象範囲を確認し、検査実施時期を定めた検査実施計画を作成する。</p> <p>なお、使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3表の要求種別ごとに第4表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。</p> <p>また、適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を様式-8「確認方法」欄に取りまとめ、検査項目、検査方法を明確にする。</p> <p>検査を担当する箇所(長)は、使用前事業者検査の実施にあたり、工事を主管する箇所(長)が策定した検査計画を以下の観点で確認することで、検査の信頼性を確保する。</p> <p>①対象設備に対し検査項目、検査方法が適切に設定されていること。</p> <p>②検査実施時期が設備の工事工程に対して、適切な時期に計画されていること。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」</p>	<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>工事を主管する箇所(長)は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を示した様式-8の「設工認設計結果 要目表/設計方針」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を「確認方法」欄に取りまとめ、検査項目、検査方法を明確にする。</p> <p>ただし、主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査については、「検査マニュアル」に従い対象範囲を確認し、検査実施時期を定めた検査実施計画を作成する。</p> <p>なお、使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに第3.5-1表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。</p> <p>また、適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を様式-8「確認方法」欄に取りまとめ、検査項目、検査方法を明確にする。</p> <p>検査実施責任者は、使用前事業者検査の実施にあたり、工事を主管する箇所(長)が策定した検査計画を以下の観点で確認することで、検査の信頼性を確保する。</p> <p>①対象設備に対し検査項目、検査方法が適切に設定されていること。</p> <p>②検査実施時期が設備の工事工程に対して、適切な時期に計画されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・社内マニュアル名称の差異 ・体制の違いによる差異 ・施設のの違いによる差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】		リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】		備考																																				
<p>欄によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査の方法の決定</p> <p>使用前事業者検査の実施に先立ち、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3表の要求種別ごとに定めた第4表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目の考え方を使得、確認項目ごとの設計結果に関する具体的な検査概要を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>なお、第4表の主な検査項目ごとの検査概要及び判定基準の考え方を第5表に示す。</p> <p>a. 様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。</p> <p>b. 決定された検査項目より、第5表に示す「検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について(代表例)」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。</p> <p>c. 決定した各設備に対する検査方法は、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。</p> <p>なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査項目 検査方法 		<p>(1) 使用前事業者検査の方法の決定</p> <p>使用前事業者検査の実施に先立ち、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに定めた第3.5-1表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目の考え方を使得、確認項目ごとの設計結果に関する具体的な検査概要を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>なお、第3.5-1表の主な検査項目ごとの検査概要及び判定基準の考え方を第3.5-2表に示す。</p> <p>a. 様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。</p> <p>b. 決定された検査項目より、第3.5-2表に示す「検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について(代表例)」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。</p> <p>c. 決定した各設備に対する検査方法は、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。</p> <p>なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査項目 検査方法 		<p>・内容に差異なし</p>																																				
<p>第4表 要求種別に対する確認項目及び確認視点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設備 設計 要求</td> <td>設置要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求のとおり の名称、取付箇所、 個数で設置されて いることを確認す る。 ・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査</td> </tr> <tr> <td>系統構成</td> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる 系統構成になって いることを確認す る。 ・機能・性能検査</td> </tr> <tr> <td>機能要求</td> <td>容量、揚程等の仕様(要目表)</td> <td>要目表の記載のと おりであることを 確認する。 ・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の所要の機能要求</td> <td>目的とする機能・ 性能が発揮できる ことを確認する。 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査</td> <td>技術基準規則 の要求事項に 対し、適合し ていることを 確認するため の検査方法を 整理し、様式 -8にまとめ る。 (検査概要に ついては、 「3.5.5 使 用前事業者検 査の実施」参 照)</td> </tr> </tbody> </table>		要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	設備 設計 要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求のとおり の名称、取付箇所、 個数で設置されて いることを確認す る。 ・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査	系統構成	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる 系統構成になって いることを確認す る。 ・機能・性能検査	機能要求	容量、揚程等の仕様(要目表)	要目表の記載のと おりであることを 確認する。 ・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査		上記以外の所要の機能要求	目的とする機能・ 性能が発揮できる ことを確認する。 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査	技術基準規則 の要求事項に 対し、適合し ていることを 確認するため の検査方法を 整理し、様式 -8にまとめ る。 (検査概要に ついては、 「3.5.5 使 用前事業者検 査の実施」参 照)	<p>第3.5-1表 要求種別に対する確認項目及び確認視点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設備 設計 要求</td> <td>設置要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求のとおり の名称、取付 箇所、個数で設 置されているこ とを確認する。 ・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査</td> </tr> <tr> <td>系統構成</td> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる 系統構成にな っていることを 確認する。 ・機能・性能検査</td> </tr> <tr> <td>機能要求</td> <td>容量、揚程等の仕様(要目表)</td> <td>要目表の記載の とおりであるこ とを確認する。 ・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造 検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の所要の機能要求</td> <td>目的とする機 能・性能が発揮 できることを確 認する。 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査</td> <td>技術基準規則 の要求事項に 対し、適合し ていることを 確認するため の検査方法を 整理し、様式 -8にまとめ る。 (検査概要に ついては、 「3.5.5 使 用前事業者検 査の実施」参 照)</td> </tr> </tbody> </table>		要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	設備 設計 要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求のとおり の名称、取付 箇所、個数で設 置されているこ とを確認する。 ・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査	系統構成	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる 系統構成にな っていることを 確認する。 ・機能・性能検査	機能要求	容量、揚程等の仕様(要目表)	要目表の記載の とおりであるこ とを確認する。 ・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造 検査		上記以外の所要の機能要求	目的とする機 能・性能が発揮 できることを確 認する。 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査	技術基準規則 の要求事項に 対し、適合し ていることを 確認するため の検査方法を 整理し、様式 -8にまとめ る。 (検査概要に ついては、 「3.5.5 使 用前事業者検 査の実施」参 照)	<p>・内容に差異なし</p>
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目																																					
設備 設計 要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求のとおり の名称、取付箇所、 個数で設置されて いることを確認す る。 ・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査																																					
	系統構成	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる 系統構成になって いることを確認す る。 ・機能・性能検査																																					
	機能要求	容量、揚程等の仕様(要目表)	要目表の記載のと おりであることを 確認する。 ・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造検査																																					
	上記以外の所要の機能要求	目的とする機能・ 性能が発揮できる ことを確認する。 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査	技術基準規則 の要求事項に 対し、適合し ていることを 確認するため の検査方法を 整理し、様式 -8にまとめ る。 (検査概要に ついては、 「3.5.5 使 用前事業者検 査の実施」参 照)																																					
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目																																					
設備 設計 要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求のとおり の名称、取付 箇所、個数で設 置されているこ とを確認する。 ・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査																																					
	系統構成	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる 系統構成にな っていることを 確認する。 ・機能・性能検査																																					
	機能要求	容量、揚程等の仕様(要目表)	要目表の記載の とおりであるこ とを確認する。 ・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造 検査																																					
	上記以外の所要の機能要求	目的とする機 能・性能が発揮 できることを確 認する。 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査	技術基準規則 の要求事項に 対し、適合し ていることを 確認するため の検査方法を 整理し、様式 -8にまとめ る。 (検査概要に ついては、 「3.5.5 使 用前事業者検 査の実施」参 照)																																					

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】					リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】					備考																																																																	
		事項		<ul style="list-style-type: none"> 漏えい検査 機能・性能検査 特性検査 状態確認検査 			事項	認する。	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい検査 機能・性能検査 特性検査 状態確認検査 																																																																		
	評価要求	評価のイン プット条件 等の要求事 項	評価条件を満足し ていることを確認 する。	<ul style="list-style-type: none"> 状態確認検査 		評価のイン プット条件 等の要求事 項	評価条件を満足 していることを 確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 状態確認検査 																																																																			
	運用要求	評価結果を 設計条件と する要求事 項	内容に応じて、設 置要求、系統構成、 機能要求として確 認する。	<ul style="list-style-type: none"> 内容に応じて、 設置要求、系統 構成、機能要求 の検査を適用 		評価結果を 設計条件と する要求事 項	内容に応じて、 設置要求、系統 構成、機能要求 として確認す る。	<ul style="list-style-type: none"> 内容に応じて、設 置要求、系統構 成、機能要求の検 査を適用 																																																																			
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されてい ることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 状態確認検査 	運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されてい ることを確認す る。	<ul style="list-style-type: none"> 状態確認検査 																																																																		
<p>第5表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について(代表例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査概要</th> <th>判定基準の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料検査</td> <td>・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。</td> </tr> <tr> <td>寸法検査</td> <td>・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。</td> <td>・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。</td> </tr> <tr> <td>据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)</td> <td>・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・設工認に記載のとおりに設置されていること。</td> </tr> <tr> <td>耐圧検査</td> <td>・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・検査圧力に耐え、異常のないこと。</td> </tr> <tr> <td>漏えい検査</td> <td>・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。</td> <td>・検査圧力により著しい漏えいのないこと。</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物 構造検査</td> <td>・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機能・性能検査 特性検査</td> <td>・系統構成確認検査*3 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。</td> </tr> <tr> <td>・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。</td> <td>・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。</td> </tr> <tr> <td>・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録(工場での試験記録等を含む)又は目視により確認する。</td> <td>・目的とする絶縁性能を有すること。</td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	検査概要	判定基準の考え方	材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。	寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。	外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。	据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおりに設置されていること。	耐圧検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。	漏えい検査	・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいのないこと。	建物・構築物 構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。	機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査*3 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録(工場での試験記録等を含む)又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。	<p>第3.5-2表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について(代表例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査概要</th> <th>判定基準の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料検査</td> <td>・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。</td> </tr> <tr> <td>寸法検査</td> <td>・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。</td> <td>・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。</td> </tr> <tr> <td>据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)</td> <td>・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・設工認に記載のとおりに設置されていること。</td> </tr> <tr> <td>耐圧検査</td> <td>・関係法令に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・検査圧力に耐え、異常のないこと。</td> </tr> <tr> <td>漏えい検査</td> <td>・耐圧検査終了後、関係法令に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。</td> <td>・検査圧力により著しい漏えいのないこと。</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物 構造検査</td> <td>・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機能・性能検査 特性検査</td> <td>・系統構成確認検査*3 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。</td> <td>・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。</td> </tr> <tr> <td>・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。</td> <td>・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。</td> </tr> <tr> <td>・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録(工場での試験記録等を含む)又は目視により確認する。</td> <td>・目的とする絶縁性能を有すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査</td> <td>・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。</td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	検査概要	判定基準の考え方	材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。	寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。	外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。	据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおりに設置されていること。	耐圧検査	・関係法令に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。	漏えい検査	・耐圧検査終了後、関係法令に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいのないこと。	建物・構築物 構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。	機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査*3 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録(工場での試験記録等を含む)又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。		・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。	・内容に差異なし
検査項目	検査概要	判定基準の考え方																																																																									
材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。																																																																									
寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。																																																																									
外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。																																																																									
据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおりに設置されていること。																																																																									
耐圧検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。																																																																									
漏えい検査	・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいのないこと。																																																																									
建物・構築物 構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。																																																																									
機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査*3 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。																																																																									
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。																																																																									
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録(工場での試験記録等を含む)又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。																																																																									
検査項目	検査概要	判定基準の考え方																																																																									
材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。																																																																									
寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。																																																																									
外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。																																																																									
据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおりに設置されていること。																																																																									
耐圧検査	・関係法令に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。																																																																									
漏えい検査	・耐圧検査終了後、関係法令に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいのないこと。																																																																									
建物・構築物 構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格*1、*2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。																																																																									
機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査*3 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。																																																																									
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。																																																																									
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録(工場での試験記録等を含む)又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。																																																																									
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。																																																																									

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料－５－２ 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】		リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】		備考
<ul style="list-style-type: none"> ロジック回路動作検査, 警報検査, インターロック検査 電気設備又は計測制御設備について, ロジック確認, インターロック確認及び警報確認等を行い, 設備の機能・性能又は特性を, 記録又は目視により確認する。 外観検査 建物, 構築物, 非常用電源設備等の完成状態を, 記録又は目視により確認する。 計測範囲確認検査, 設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を, 記録(工場での校正記録等を含む)又は目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ロジック, インターロック及び警報が正常に動作すること。 機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 設工認に記載のとおりに設置されていること。 計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備又は計測制御設備について, ロジック確認, インターロック確認及び警報確認等を行い, 設備の機能・性能又は特性を, 記録又は目視により確認する。 外観検査 建物, 構築物, 非常用電源設備等の完成状態を, 記録又は目視により確認する。 計測範囲確認検査, 設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を, 記録(工場での校正記録等を含む。)又は目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 設工認に記載のとおりに設置されていること。 計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。 	
<ul style="list-style-type: none"> 設置要求における機器保管状態, 設置状態, 接近性, 分散配置及び員数が, 設工認に記載のとおりであることを, 記録又は目視により確認する。 評価要求に対するインプット条件(耐震サポート等)との整合性確認を, 記録又は目視により確認する。 運用要求における手順が整備され, 利用できることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器保管状態, 設置状態, 接近性, 分散配置及び員数が適切であること。 評価条件を満足していること。 運用された手順が整備され, 利用できること。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置要求における機器保管状態, 設置状態, 接近性, 分散配置及び員数が, 設工認に記載のとおりであることを, 記録又は目視により確認する。 評価要求に対するインプット条件(耐震サポート等)との整合性確認を, 記録又は目視により確認する。 運用要求における手順が整備され, 利用できることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器保管状態, 設置状態, 接近性, 分散配置及び員数が適切であること。 評価条件を満足していること。 運用された手順が整備され, 利用できること。 	
<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ, 機能及び性能を有していることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ, 機能及び性能を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ, 機能及び性能を有していることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ, 機能及び性能を有していること。 	
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質マネジメントシステムに従って, 設計情報を工事に引継ぎ, 工事の実施体制が確保されていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質マネジメントシステムに従って, 設計情報を工事に引継ぎ, 工事の実施体制が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質マネジメントシステムに従って, 設計情報を工事に引継ぎ, 工事の実施体制が確保されていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質マネジメントシステムに従って, 設計情報を工事に引継ぎ, 工事の実施体制が確保されていること。 	
<p>注記*1: 消防法及びJIS</p> <p>*2: 設計の際に採用した適用基準又は適用規格</p> <p>*3: 通水検査を分割して検査を実施する等, 使用時の系統での通水ができない場合に実施(通水検査と同系統である場合には, 検査時に系統構成を確認するため不要)</p> <p>*4: 検査対象機器の動作確認は, 機能・性能検査を主とするが, 技術基準規則54条の検査として, 適用可能な手順を用いて動作できることの確認を行う場合は, その操作が可能な構造であることを状態確認検査で確認する。</p> <p>*5: 基本設計方針のうち, 各検査項目で確認できない事項を対象とする。</p>		<p>注記*1: 消防法及びJIS</p> <p>*2: 設計の際に採用した適用基準又は適用規格</p> <p>*3: 通水検査を分割して検査を実施する等, 使用時の系統での通水ができない場合に実施(通水検査と同系統である場合には, 検査時に系統構成を確認するため不要)</p> <p>*4: 検査対象機器の動作確認は, 機能・性能検査を主とするが, 適用可能な手順を用いて動作できることの確認を行う場合は, その操作が可能な構造であることを状態確認検査で確認する。</p> <p>*5: 基本設計方針のうち, 各検査項目で確認できない事項を対象とする。</p>		
<p>3.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査の取りまとめを主管する箇所の長は, 使用前事業者検査を適切な段階で実施するため, 関係箇所と調整の上, 発電所全体の主要工程を踏まえた使用前事業者検査工程表を作成し, 使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p>		<p>3.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査の取りまとめを主管する箇所の長は, 使用前事業者検査を適切な段階で実施するため, 関係箇所と調整の上, 使用済燃料貯蔵施設全体の主要工程を踏まえた使用前事業者検査工程表を作成し, 使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 内容に差異なし 施設の違いによる差異
<p>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</p> <p>検査を担当する箇所の長は, 溶接が特殊工程であることを踏まえ, 製作工程中の検査項目ごとの溶接のプロセス検査を実施するため, 工程管理等の計画を策定し, 溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</p> <p>また, 溶接継手に対する要求事項は, 溶接部詳細一覧表(溶接方法, 溶接材料, 溶接施工法, 熱処理条件, 検査項目等)により管理し, これに係る関連図書を含め, 業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ, それを審査, 承認し, 必要な管理を実施する。</p>		<p>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</p> <p>検査実施責任者は, 溶接が特殊工程であることを踏まえ, 製作工程中の検査項目ごとの溶接のプロセス検査を実施するため, 工程管理等の計画を策定し, 溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</p> <p>また, 溶接継手に対する要求事項は, 溶接部詳細一覧表(溶接方法, 溶接材料, 溶接施工法, 熱処理条件, 検査項目等)により管理し, これに係る関連図書を含め, 業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ, それを審査, 承認し, 必要な管理を実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 体制の違いによる差異 内容に差異なし
<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査を担当する箇所の長は, 「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に準じて, 検査要領書を制定, 検査体制を確立して使用前事業者検査を実施する。</p>		<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は, 「検査マニュアル」に準じて, 検査要領書を制定, 検査体制を確立して使用前事業者検査を実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 体制の違いによる差異 社内マニュアル名称の差異

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
(1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練 使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。	(1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練 使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。	・内容に差異なし
(2) 使用前事業者検査の独立性確保 検査の取りまとめを主管する箇所の長は、工事を主管する箇所と組織的に独立した箇所に検査の実施を依頼する。	(2) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、当該使用前事業者検査の対象となる機器等の工事に関与していない要員が使用前事業者検査を実施することにより組織的に独立した箇所に検査の実施を依頼する。	・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」において、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設」に許可されている独立性の条件を採用したことによる差異
(3) 使用前事業者検査の体制 検査を担当する箇所の長は、検査要領書で明確にする使用前事業者検査の体制を、第8図に示す当該検査における力量を有する者で構成する。 a. 所長 所長は、発電所における保安に関する業務を統括管理するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。 b. 総括責任者(ユニット所長) ユニット所長は、所管ユニットにおける運転及び保全の業務を統括管理する。 c. 主任技術者(原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者) 主任技術者は、担当検査について保安上の観点から検査要領書を確認するとともに、検査を担当する箇所から独立した立場で検査に立会うか記録を確認し、指導・助言を行う。 ・原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。 ・ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力発電工作物の工事、維持及び運用(電氣的設備に係るものを除く。)に関する保安の監督を行う。 ・電気主任技術者は、主に電氣設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力発電工作物の工事、維持及び運用(電氣的設備)に関する保安の監督を行う。 d. 品質管理担当 品質管理担当は、品質管理上の観点から、検査内容等への指導・助言を行う。 e. パフォーマンス向上会議 パフォーマンス向上会議は、検査における不適合に関わる管理方針の審議・決定を行う。 f. 検査を担当する箇所の長 検査を担当する箇所の長は、自らが検査実施責任者を行うか、検査実施責任者を指名す	(3) 使用前事業者検査の体制 検査実施責任者は、検査要領書で明確にする使用前事業者検査の体制を、第3.5-1図に示す当該検査における力量を有する者で構成する。 a. 総括責任者(リサイクル燃料備蓄センター長) リサイクル燃料備蓄センター長は、使用済燃料貯蔵施設における保安に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質マネジメントシステムに係る活動を統括する。 b. 使用済燃料取扱主任者 使用済燃料取扱主任者は、検査について保安上の観点から検査要領書を確認するとともに、検査を担当する箇所から独立した立場で検査に立会うか記録を確認し、指導・助言を行う。 c. 品質保証 GM 品質保証 GM は、品質管理上の観点から、検査内容等への指導・助言を行う。 d. CAP 委員会 CAP 委員会は、検査における不適合に関わる管理方針の審議・決定を行う。 e. 検査の取りまとめを主管する箇所の長 検査の取りまとめを主管する箇所の長は、検査実施責任者を指名する。	・体制の違いによる差異 ・体制の違いによる差異 ・体制の違いによる差異 ・主任技術者の職務の違いによる差異 ・体制の違いによる差異 ・体制の違いによる差異 ・体制の違いによる差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>る。</p> <p>g. 検査実施責任者 検査実施責任者は、検査に関わる業務の総括管理を行い、検査に対して最終的な責任を有する。 検査の判定基準を定めるとともに検査要領書を承認し、検査判定者に検査の実施を指示する。 検査に立会うか記録を確認し、検査判定者が行う確認・評価について技術基準適合性等を確認した後これを判定し、次工程への引渡しを許可するとともに検査成績書の承認を行う。 その後、検査終了を検査の取りまとめを主管する箇所の長に報告する。 また、検査判定者の役割を自ら行うことができる(文書の作成・審査の重複兼務を除く)</p> <p>h. 検査員 ・検査判定者 検査判定者は、検査に立会うか記録を確認し、検査要領書に定められた手順に基づき行なわれたことを確認・評価し、ホールドポイントを解除する。 また、採取データ等が判定基準内にあることについて確認・評価を行い上位者に報告する。</p> <p>i. 設備管理を主管する箇所の長(当直長を含む)及び運転員 設備管理を主管する箇所の長は、検査の実施に関わる作業許可を行う。 なお、許可した検査であっても、原子炉施設の保安上必要な場合は、検査実施責任者に対し、検査の中断を命ずることができる。 また、設備管理を主管する箇所の長は、検査実施責任者からの依頼を受けたプラント設備の検査に関わる運転操作について、総括的な責任を担う。 運転員は、設備管理を主管する箇所の長の指示の下、検査に関わる業務のうち運転操作に関わる業務について、検査判定者の依頼により遂行する。</p> <p>j. 工事を主管する箇所の長(作業担当者を含む) 工事を主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施が必要な場合には、検査の取りまとめを主管する箇所の長に検査を担当する箇所の長の指名を依頼する。 また、検査対象設備の施設管理に関わる業務の責任を担う。 工事を主管する箇所のメンバーは作業担当者として検査に携わる。</p> <p>k. 作業助勢員 作業助勢員は、検査判定者の指示により検査助勢を行う。</p>	<p>f. 検査実施責任者 検査実施責任者は、検査に関わる業務の総括管理を行い、検査に対して最終的な責任を有する。 検査の判定基準を定めるとともに検査要領書を承認し、検査判定者に検査の実施を指示する。 検査に立会うか記録を確認し、検査判定者が行う確認・評価について技術基準適合性等を確認した後これを判定し、次工程への引渡しを許可するとともに検査成績書の承認を行う。 その後、検査終了を検査の取りまとめを主管する箇所の長に報告する。 また、検査判定者の役割を自ら行うことができる(文書の作成・審査の重複兼務を除く)</p> <p>g. 検査員 ・検査判定者 検査判定者は、検査に立会うか記録を確認し、検査要領書に定められた手順に基づき行なわれたことを確認・評価し、ホールドポイントを解除する。 また、採取データ等が判定基準内にあることについて確認・評価を行い上位者に報告する。</p> <p>h. 設備管理を主管する箇所の長及び操作員 設備管理を主管する箇所の長は、検査の実施に関わる作業許可を行う。 なお、許可した検査であっても、使用済燃料貯蔵施設の保安上必要な場合は、検査実施責任者に対し、検査の中断を命ずることができる。 また、設備管理を主管する箇所の長は、検査実施責任者からの依頼を受けた設備の検査に関わる操作について、総括的な責任を担う。 操作員は、設備管理を主管する箇所の長の指示の下、検査に関わる業務のうち操作に関わる業務について、検査判定者の依頼により遂行する。</p> <p>i. 工事を主管する箇所の長(作業担当者を含む) 工事を主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施が必要な場合には、検査の取りまとめを主管する箇所の長に検査実施責任者の指名を依頼する。 また、検査対象設備の施設管理に関わる業務の責任を担う。 工事を主管する箇所のメンバーは作業担当者として検査に携わる。</p> <p>j. 作業助勢員 作業助勢員は、検査判定者の指示により検査助勢を行う。</p>	<p>・内容に差異なし</p> <p>・施設の違いによる差異</p> <p>・施設の違いによる差異</p> <p>・施設の違いによる差異</p> <p>・体制の違いによる差異</p>
<p>(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するた</p>	<p>(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査実施責任者は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査</p>	<p>・体制の違いによる差異委</p> <p>・社内マニュアル名称の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>め、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に準じて、「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定し、様式-8の「確認方法」欄で明確にした確認方法及び「工事の方法」を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を制定する。</p> <p>検査要領書には、検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、検査工程、不適合管理、検査手順、検査用計器、検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項、検査の記録の管理に関する事項、検査成績書(様式)を記載し、品質管理担当の審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認する。</p> <p>なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、「3.5.5(5) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定し、評価結果を検査要領書に添付するとともに、代替検査により実施することを要領書(検査項目、検査方法及び判定基準)に記載する。</p>	<p>マニュアル」に準じて、「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定し、様式-8の「確認方法」欄で明確にした確認方法及び「工事の方法」を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を制定する。</p> <p>検査要領書には、検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、検査工程、不適合管理、検査手順、検査用計器、検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項、検査の記録の管理に関する事項、検査成績書(様式)を記載し、品質保証 GMの審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、使用済燃料取扱主任者が確認する。</p> <p>なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、「3.5.5(5) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定し、評価結果を検査要領書に添付するとともに、代替検査により実施することを要領書(検査項目、検査方法及び判定基準)に記載する。</p>	<p>・体制の違いによる差異</p> <p>・内容に差異なし</p>
<p>(5) 代替検査の確認方法の決定</p> <p>検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査実施にあたり、以下の条件に該当する場合には代替検査の評価を行い、その結果を当該の検査要領書に添付する。</p> <p>a. 代替検査の条件</p> <p>代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)* ・耐圧検査で圧力を加えることができない場合 ・構造上外観が確認できない場合 ・系統に実注入ができない場合 ・電路に通電できない場合 等 <p>注記* : 「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)とは、以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がない場合 ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合 <p>b. 代替検査の評価</p> <p>検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で制定する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による確認</p>	<p>(5) 代替検査の確認方法の決定</p> <p>検査実施責任者は、使用前事業者検査実施にあたり、以下の条件に該当する場合には代替検査の評価を行い、その結果を当該の検査要領書に添付する。</p> <p>a. 代替検査の条件</p> <p>代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)* ・耐圧検査で圧力を加えることができない場合 ・構造上外観が確認できない場合 ・系統に実注入ができない場合 ・電路に通電できない場合 等 <p>注記* : 「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)とは、以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がない場合 ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合 <p>b. 代替検査の評価</p> <p>検査実施責任者は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で制定する検査要領書の一部として添付し、使用済燃料取扱主任者による確認を経て適</p>	<p>・体制の違いによる差異</p> <p>・内容に差異なし</p> <p>・体制の違いによる差異</p> <p>・主任技術者(主任者)の職務の違いによる差異</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>を経て適用する。</p> <p>なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称 ・検査項目 ・検査目的 ・通常の方法で検査ができない理由 (例) 既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすことによる困難性 現状の設備構成上の困難性 作業環境における困難性等 ・代替検査の手法及び判定基準 ・検査目的に対する代替性の評価* <p>注記*：記録の代替検査の手法、評価については「3.7.1 文書及び記録の管理」に従い、記録の成立性を評価する。</p>	<p>用する。</p> <p>なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称 ・検査項目 ・検査目的 ・通常の方法で検査ができない理由 (例) 既存の使用済燃料貯蔵施設に悪影響を及ぼすことによる困難性 現状の設備構成上の困難性 作業環境における困難性等 ・代替検査の手法及び判定基準 ・検査目的に対する代替性の評価* <p>注記*：記録の代替検査の手法、評価については「3.7.1 文書及び記録の管理」に従い、記録の成立性を評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>(6) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査判定者を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で使用前事業者検査を実施する。</p> <p>検査判定者は、検査が検査要領書に定めた検査手順に基づき行なわれたことの確認・評価を行うとともに、検査結果が判定基準を満足することの確認・評価を行う。</p> <p>検査判定者又は検査実施責任者は、ホールドポイントを解除する。</p> <p>作業担当者は、検査の実施において変更した処置の復旧を確認する。</p> <p>検査実施責任者は、検査判定者が実施した確認・評価を踏まえ、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを判定する。</p> <p>検査実施責任者は、検査成績書を承認し、主任技術者の確認を受け、検査を担当する箇所の長に検査結果を報告する。</p>	<p>(6) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査判定者を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で使用前事業者検査を実施する。</p> <p>検査判定者は、検査が検査要領書に定めた検査手順に基づき行なわれたことの確認・評価を行うとともに、検査結果が判定基準を満足することの確認・評価を行う。</p> <p>検査判定者又は検査実施責任者は、ホールドポイントを解除する。</p> <p>作業担当者は、検査の実施において変更した処置の復旧を確認する。</p> <p>検査実施責任者は、検査判定者が実施した確認・評価を踏まえ、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを判定する。</p> <p>検査実施責任者は、検査成績書を承認し、使用済燃料取扱主任者の確認を受け、検査を担当する箇所の長に検査結果を報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・主任技術者（主任者）の職務の違いによる差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>第8図 検査実施体制(例)</p> <p>注：各個別の検査においては、関係のない者は除かれる。</p>	<p>第3.5-1図 検査実施体制(例)</p> <p>注：各個別の検査においては、関係のない者は除かれる。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.6 設工認における調達管理の方法 契約及び調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「調達管理基本マニュアル」に基づき、以下に示す管理を実施する。</p>	<p>3.6 設工認における調達管理の方法 契約及び調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「調達管理マニュアル」に基づき、以下に示す管理を実施する。</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.6.1 供給者の技術的評価 契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。(添付5「当社における設計管理・調達管理について」の「1.供給者の技術的評価」参照)</p>	<p>3.6.1 供給者の技術的評価 契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。(添付-5「当社における設計管理・調達管理について」の「1.供給者の技術的評価」参照)</p>	<p>・内容に差異なし</p>
<p>3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分(添付2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、調達に必要な</p>	<p>3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分(添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、調達に必要な</p>	<p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。 また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。	な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。 また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。	
<p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>一般産業用工業品の調達管理の方法及び程度は、原子炉施設の安全機能に係る構造、システム又は機器並びにその部品であって、原子炉施設向けに設計及び製造されたものと同様にグレード分けに従った対応を行う。</p> <p>設工認の対象となる要目表に示す適合性確認対象設備で、2011年の福島第一原子力発電所の事故を受けた緊急安全対策以降に調達した新規設備に対して、調達当時に適用した各機器のグレード分けの区分を様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)(例)」(以下「様式-9」という。)を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画緊急時対策所」に示す。</p> <p>また、設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までの各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付2「当社におけるグレード分けの考え方」の別図1(1/3)～(3/3)に示す。</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に及ぼす影響に応じたグレード分けの区分(添付2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、以下の調達管理に係る業務を実施する。</p> <p>なお、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子炉施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下の a.～t. を記載項目の例として、必要な調達要求事項を記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照)。</p> <p>a. 目的及び概要 b. 技術審査(図書審査) c. 適用法令等 d. 工事仕様、購入品目及び数量、業務内容 e. 工事場所、納入場所、実施場所</p>	<p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>設工認の対象となる要目表に示す適合性確認対象設備において適用した各機器のグレード分けの区分を様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)(例)」(以下「様式-9」という。)を用いて示す。</p> <p>一般産業用工業品の調達管理の方法及び程度は、原子力施設の安全機能に係る構造、システム又は機器並びにその部品であって、原子力施設向けに設計及び製造されたものと同様にグレード分けに従った対応を行う。</p> <p>設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までの各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」の別図1(1/3)～(3/3)に示す。</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に及ぼす影響に応じたグレード分けの区分(添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、以下の調達管理に係る業務を実施する。</p> <p>なお、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下の a. から u. を記載項目の例として、必要な調達要求事項を記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>a. 目的及び概要 b. 技術審査(図書審査) c. 適用法令等 d. 工事仕様、購入品目及び数量、業務内容 e. 工事場所、納入場所、実施場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・記載箇所の差異 ・内容に差異なし ・対象施設の違いによる差異 ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
f. 社給材料及び貸与機器品目, 数量, 供給者の実施すべき管理項目 g. 安全対策, 保安対策 h. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 i. トレーサビリティに関する要求事項 j. 検査等 k. 供給者の管理体制 l. 知的財産の管理 m. 提出図書 n. 要員の適格性確認に係る要求事項 o. 不適合の報告及び処理に関する要求事項 p. 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要な要求事項 q. 解析業務に関する要求事項 (添付4「設工認における解析管理について」参照) r. 検証及び検収条件 s. 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 t. 供給者の工場等で検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する事項	f. 社給材料及び貸与機器品目, 数量, 供給者の実施すべき管理項目 g. 安全対策, 保安対策 h. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 i. トレーサビリティに関する要求事項 j. 検査等 k. 供給者の管理体制 l. 知的財産の管理 m. 提出図書 n. 要員の適格性確認に係る要求事項 o. 不適合の報告及び処理に関する要求事項 p. 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要な要求事項 q. 解析業務に関する要求事項 (添付-4「設工認における解析管理について」参照) r. 検証及び検収条件 s. 一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 t. 供給者の工場等で検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する事項 u. 偽造品, 模造品等の防止対策に関する要求事項	・対象施設の違いによる差異 ・当社は品管規則の要求事項を反映していることによる差異
(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は, 当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間, 仕様書の調達要求事項に従い, 業務の実施に当たって必要な図書 (品質保証計画書 (添付2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表4」に示す品質管理グレードI及びIIが該当), 作業要領書, 検査等の要領書等) を供給者に提出させ, それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。	(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は, 当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間, 仕様書の調達要求事項に従い, 業務の実施に当たって必要な図書 (品質保証計画書 (添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表4」に示す品質管理グレードI及びIIが該当), 作業要領書, 検査等の要領書等) を供給者に提出させ, それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。	・内容に差異なし
(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長は, 調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために, グレード分けの区分, 調達数量, 調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。 なお, 供給者先で検証を実施する場合, あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を明確にした上で, 検証を行う。 また, 調達を主管する箇所の長は, 調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を, 以下のいずれか1つ以上の方法により実施する。 a. 検査等 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は, 「調達管理基本マニュアル」, 「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に基づき工場又は発電所で設計の妥当性確認を含む検査等を実施する。	(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長は, 調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために, グレード分けの区分, 調達数量, 調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。 なお, 供給者先で検証を実施する場合, あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を明確にした上で, 検証を行う。 また, 調達を主管する箇所の長は, 調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を, 以下のいずれか1つ以上の方法により実施する。 a. 検査等 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は, 「調達管理マニュアル」, 「検査マニュアル」に基づき工場又は使用済燃料貯蔵施設構内等で設計の妥当性確認を含む検査等を実施する。	・内容に差異なし ・社内マニュアル名称の差異 ・施設の違いによる差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料－５－２ 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>また、調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、当社が立会又は記録確認を行う検査等に関して、供給者に以下の項目を例として必要な項目を含む要領書を提出させ、それを当社が事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機器名(品名) ・検査等の項目 ・適用法令、基準、規格 ・検査等の装置仕様 ・検査等の方法、手順、記録項目 ・作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度 ・準備内容及び復旧内容の整合性 ・判定基準 ・検査等の成績書の様式 ・測定機器、試験装置の校正 ・検査員の資格 <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査等を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、品質管理グレードに応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。</p> <p>可搬式ポンプ等の一般産業用工業品を購入する場合で、設備個々の機能・性能を調達段階の工事又は検査の段階の中で確認できないものについては、当社にて受入後に、機能・性能を確認するための検査等を実施する。</p> <p>b. 受入検査の実施</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入れにあたり、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。</p> <p>c. 記録の確認</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。</p> <p>d. 報告書の確認</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。この内、設計を調達した場合は供給者から提出させる提出図書に対して設計の検証を実施する。</p> <p>e. 作業中のコミュニケーション</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。</p> <p>f. 供給者に対する品質監査(「3.6.4 受注者品質監査」参照)</p>	<p>また、調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、当社が立会又は記録確認を行う検査等に関して、供給者に以下の項目を例として必要な項目を含む要領書を提出させ、それを当社が事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機器名(品名) ・検査等の項目 ・適用法令、基準、規格 ・検査等の装置仕様 ・検査等の方法、手順、記録項目 ・作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度 ・準備内容及び復旧内容の整合性 ・判定基準 ・検査等の成績書の様式 ・測定機器、試験装置の校正 ・検査員の資格 <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査等を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、品質管理グレードに応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。</p> <p>一般産業用工業品を購入する場合で、設備個々の機能・性能を調達段階の工事又は検査の段階の中で確認できないものについては、当社にて受入後に、機能・性能を確認するための検査等を実施する。</p> <p>b. 受入検査の実施</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入れにあたり、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。</p> <p>c. 記録の確認</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。</p> <p>d. 報告書の確認</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。この内、設計を調達した場合は供給者から提出させる提出図書に対して設計の検証を実施する。</p> <p>e. 作業中のコミュニケーション</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。</p> <p>f. 供給者に対する品質監査(「3.6.4 受注者品質監査」参照)</p>	<p>・内容に差異なし</p>

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>3.6.4 受注者品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。</p> <p>(受注者品質監査を実施する場合の例)</p> <p>定期監査：添付2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示す品質管理グレードIの業務の継続的な供給者に対し実施する場合(原則として1回/3年)。</p> <p>ただし、定型的な部品のみを継続的に納入している供給者及びJIS規格品を継続的に納入している供給者(いずれもISO9001等の認証を有している供給者に限る)については、定期監査の対象から除外できる。</p> <p>臨時監査：品質マネジメントシステムの不備若しくは実行上の不備が原因で、調達対象物に重要な不適合を発生させた供給者に対し実施する場合。</p> <p>また、供給者の発注先(以下「外注先」という。)について、以下に該当する場合は、直接外注先に監査を行う場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が行う供給者に対する監査において、供給者における外注先の品質保証活動の確認が不十分と認められる場合 ・トラブル等で必要と認められた場合 	<p>3.6.4 受注者品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。</p> <p>(受注者品質監査を実施する場合の例)</p> <p>定期監査：添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示す品質管理グレードIの業務の継続的な供給者に対し実施する場合。(原則として1回/5年)</p> <p>臨時監査：品質マネジメントシステムの不備若しくは実行上の不備が原因で、調達対象物に重要な不適合を発生させた供給者に対し実施する場合。</p> <p>また、供給者の発注先(以下「外注先」という。)について、以下に該当する場合は、直接外注先に監査を行う場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が行う供給者に対する監査において、供給者における外注先の品質保証活動の確認が不十分と認められる場合 ・トラブル等で必要と認められた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・社内マニュアルにおける要求事項の差異 ・社内マニュアルにおける要求事項の差異 ・内容に差異なし
<p>3.6.5 設工認における調達管理の特例</p> <p>設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。</p> <p>なお、要目表に示す適合性確認対象設備で、2011年の福島第一原子力発電所の事故を受けた緊急安全対策以降に調達した新規設備に対して、調達時に適用した各機器のグレード分けの区分を様式-9を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画緊急時対策所」に示す。</p> <p>(1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備</p> <p>設工認の対象となる設備のうち、従来から使用してきた設備又は2011年の福島第一原子力発電所の事故を受けた緊急安全対策として導入していた設備等、新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備は、設置時に調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。</p>	<p>3.6.5 設工認における調達管理の特例</p> <p>設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。</p> <p>なお、要目表に示す適合性確認対象設備において調達時に適用した各機器のグレード分けの区分を様式-9に示す。</p> <p>(1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備</p> <p>設工認の対象となる設備のうち、従来から使用してきた設備又は新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備は、設置時に調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし
<p>(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備</p> <p>設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方(添付2「当社におけるグレード分けの考え方」参照)で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設</p>	<p>(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備</p> <p>設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方(添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」参照)で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
工認に基づき管理する。 (3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方(添付2「当社におけるグレード分けの考え方」参照)で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。	理を設工認に基づき管理する。 (3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方(添付-2「当社におけるグレード分けの考え方」参照)で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。	
3.7 記録, 識別管理, トレーサビリティ 3.7.1 文書及び記録の管理 (1) 適合性確認対象設備の設計, 工事及び検査に係る文書及び記録 「3.1 設計, 工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達を含む)」の第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は, 設計, 工事及び検査に係る文書及び記録を, 保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し, 「文書及び記録管理基本マニュアル」に従って管理する。 設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第6表に示すとともに, 技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第9図に示す。 設工認では, 主に第9図に示す文書及び記録を使って, 技術基準規則等への適合性を確保するための設計, 工事及び検査を実施するが, これらの中には, 柏崎刈羽原子力発電所第7号機の建設当時(1992年2月工事着工)からの記録等, 過去の品質マネジメントシステム体制で作成されたものも含まれているが, 建設以降の品質マネジメントシステム体制が品質管理基準規則の文書及び記録の管理に関する要求事項に適合した体制となっていることから, 保安規定品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステム体制下の文書及び記録と同等の品質が確保されている。	3.7 記録, 識別管理, トレーサビリティ 3.7.1 文書及び記録の管理 (1) 適合性確認対象設備の設計, 工事及び検査に係る文書及び記録 「3.1 設計, 工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達を含む)」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は, 設計, 工事及び検査に係る文書及び記録を, 保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し, 「文書及び記録管理マニュアル」に従って管理する。 設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに, 技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。	・内容に差異なし ・当社は建設当時からQMSを導入していたことから記載は不要
(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計, 工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計, 工事及び検査に用いる場合, 当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で, かつ, 対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を, 当該設備として識別が可能な場合において, 適用可能な設計図書として扱う。 この供給者が所有する設計図書は当社の文書管理下で第6表に示す記録として管理する。 当該設備に関する設計図書がない場合で, 代替可能な設計図書が存在する場合, 供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し, 設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用い	(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計, 工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計, 工事及び検査に用いる場合, 当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で, かつ, 対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を, 当該設備として識別が可能な場合において, 適用可能な設計図書として扱う。 この供給者が所有する設計図書は当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。 当該設備に関する設計図書がない場合で, 代替可能な設計図書が存在する場合, 供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し, 設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用い	・内容に差異なし

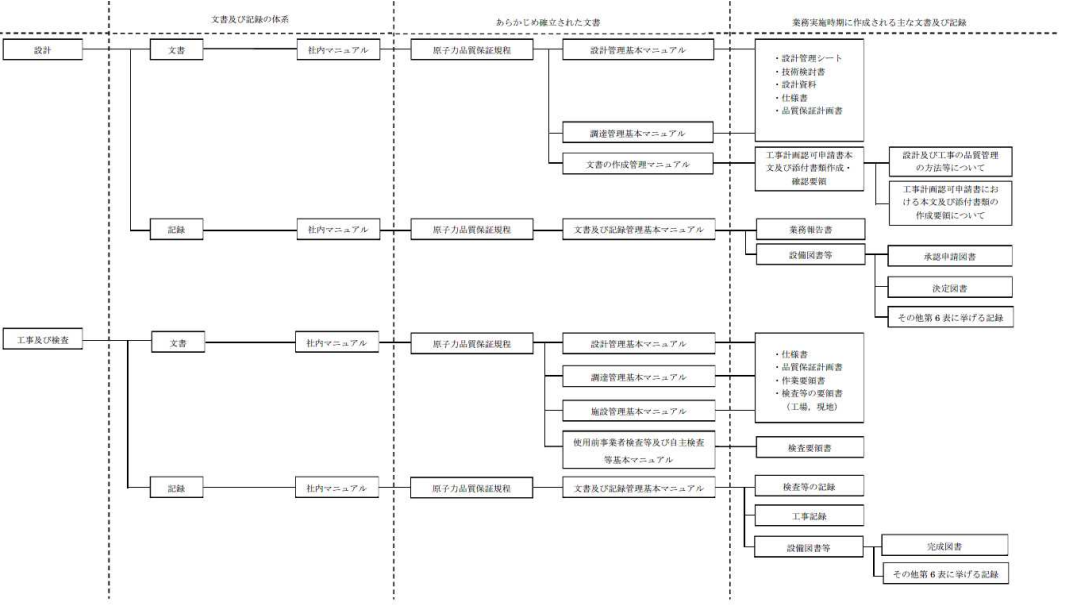
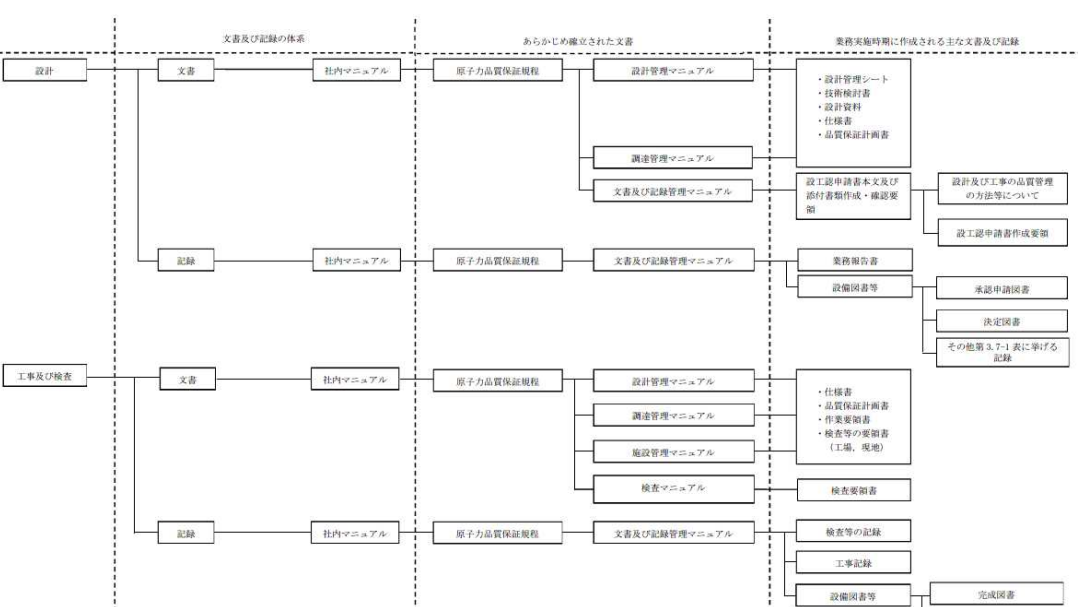
青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																								
る。	る。																																									
(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、 第6表 に示す記録を用いて実施する。 なお、適合性確認対象設備には、新規制基準施行以前から設置している設備、既に工事を着手し設工認申請時点で工事を継続している設備及び既に工事を着手し設工認申請時点で設置を完了している設備並びに一般産業用工業品を使った可搬設備等も含まれているため、検査に用いる文書及び記録の内容が使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること(型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること)を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。	(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、 第3.7-1表 に示す記録を用いて実施する。 なお、適合性確認対象設備には、新規制基準施行以前から設置している設備、既に工事を着手し設工認申請時点で工事を継続している設備及び既に工事を着手し設工認申請時点で設置を完了している設備並びに一般産業用工業品を使った可搬設備等も含まれているため、検査に用いる文書及び記録の内容が使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること(型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること)を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。	・内容に差異なし																																								
<p style="text-align: center;">第6表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け</p> <table border="1" data-bbox="157 835 1151 1896"> <thead> <tr> <th>主な記録の種類</th> <th>品質マネジメントシステム上の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備図書 (完成図書)</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書</td> </tr> <tr> <td>承認申請図書、 決定図書</td> <td>設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書</td> </tr> <tr> <td>既設工認</td> <td>設置又は改造当時の設工認の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前事業者検査の合格をもって、その設備の状態を示す図書</td> </tr> <tr> <td>設計記録</td> <td>作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録 (自社解析の記録を含む)</td> </tr> <tr> <td>工事記録</td> <td>設置又は改造当時の設備の点検状況を記録した図書 (検査記録等を含む)</td> </tr> <tr> <td>業務報告書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録 (解析結果を含む)</td> </tr> <tr> <td>供給者から入手した 設計図書等</td> <td>供給者を通じて入手した供給者所有の設計図書、製作図書等</td> </tr> <tr> <td>製品仕様書又は仕様が 確認できるカタログ等</td> <td>供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書</td> </tr> <tr> <td>現場確認結果 (ウォークダウン)</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録</td> </tr> </tbody> </table>	主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け	設備図書 (完成図書)	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書	承認申請図書、 決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書	既設工認	設置又は改造当時の設工認の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前事業者検査の合格をもって、その設備の状態を示す図書	設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録 (自社解析の記録を含む)	工事記録	設置又は改造当時の設備の点検状況を記録した図書 (検査記録等を含む)	業務報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録 (解析結果を含む)	供給者から入手した 設計図書等	供給者を通じて入手した供給者所有の設計図書、製作図書等	製品仕様書又は仕様が 確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書	現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録	<p style="text-align: center;">第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け</p> <table border="1" data-bbox="1196 835 2190 1896"> <thead> <tr> <th>主な記録の種類</th> <th>品質マネジメントシステム上の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備図書 (完成図書)</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書</td> </tr> <tr> <td>確認申請図書、 決定図書</td> <td>設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書</td> </tr> <tr> <td>既設工認</td> <td>設置又は改造当時の設工認の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前事業者検査の合格をもって、その設備の状態を示す図書</td> </tr> <tr> <td>設計記録</td> <td>作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録 (自社解析の記録を含む)</td> </tr> <tr> <td>工事記録</td> <td>設置又は改造当時の設備の点検状況を記録した図書 (検査記録等を含む)</td> </tr> <tr> <td>業務報告書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録 (解析結果を含む)</td> </tr> <tr> <td>供給者から入手した 設計図書等</td> <td>供給者を通じて入手した供給者所有の設計図書、製作図書等</td> </tr> <tr> <td>製品仕様書又は仕様が 確認できるカタログ等</td> <td>供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書</td> </tr> <tr> <td>現場確認結果 (ウォークダウン)</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録</td> </tr> </tbody> </table>	主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け	設備図書 (完成図書)	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書	確認申請図書、 決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書	既設工認	設置又は改造当時の設工認の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前事業者検査の合格をもって、その設備の状態を示す図書	設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録 (自社解析の記録を含む)	工事記録	設置又は改造当時の設備の点検状況を記録した図書 (検査記録等を含む)	業務報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録 (解析結果を含む)	供給者から入手した 設計図書等	供給者を通じて入手した供給者所有の設計図書、製作図書等	製品仕様書又は仕様が 確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書	現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録	・内容に差異なし
主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け																																									
設備図書 (完成図書)	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書																																									
承認申請図書、 決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書																																									
既設工認	設置又は改造当時の設工認の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前事業者検査の合格をもって、その設備の状態を示す図書																																									
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録 (自社解析の記録を含む)																																									
工事記録	設置又は改造当時の設備の点検状況を記録した図書 (検査記録等を含む)																																									
業務報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録 (解析結果を含む)																																									
供給者から入手した 設計図書等	供給者を通じて入手した供給者所有の設計図書、製作図書等																																									
製品仕様書又は仕様が 確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書																																									
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録																																									
主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け																																									
設備図書 (完成図書)	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設時から設備の改造等にあわせて最新版に管理している図書																																									
確認申請図書、 決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書																																									
既設工認	設置又は改造当時の設工認の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前事業者検査の合格をもって、その設備の状態を示す図書																																									
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録 (自社解析の記録を含む)																																									
工事記録	設置又は改造当時の設備の点検状況を記録した図書 (検査記録等を含む)																																									
業務報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録 (解析結果を含む)																																									
供給者から入手した 設計図書等	供給者を通じて入手した供給者所有の設計図書、製作図書等																																									
製品仕様書又は仕様が 確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書																																									
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録																																									

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

<p>柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】</p>	<p>リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】</p>	<p>備考</p>
<p>第9図 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系</p> 	<p>第3.7-1図 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系</p> 	<p>・社内マニュアル名称の差異</p>
<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計測器の管理</p> <p>a. 当社所有の計測器の管理</p> <p>(a) 校正・検証</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。</p> <p>なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</p> <p>(b) 識別管理</p> <p>イ. 計測器管理台帳による識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計測器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別し管理する。</p> <p>なお、計測器が故障等で使用できない場合は、使用不可表示や保管場所からの撤去等の適切な識別を実施する。</p> <p>ロ. 校正期限ラベル等による識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計測器の校正の状態を明確にするため、校正期限ラベルに必要事項を記載して計測器の目立ちやすいところに貼り付ける等により識別する。</p> <p>b. 当社所有以外の計測器の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計測器を使用する場合、「計測器管理マニュアル」に基づき、計測器が適切に管理されていることを</p>	<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計測器の管理</p> <p>a. 当社所有の計測器の管理</p> <p>(a) 校正・検証</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。</p> <p>なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</p> <p>b) 識別管理</p> <p>イ. 計測器管理台帳による識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計測器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別し管理する。</p> <p>なお、計測器が故障等で使用できない場合は、使用不可表示や保管場所からの撤去等の適切な識別を実施する。</p> <p>ロ. 校正期限ラベル等による識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計測器の校正の状態を明確にするため、校正期限ラベルに必要事項を記載して計測器の目立ちやすいところに貼り付ける等により識別する。</p> <p>b. 当社所有以外の計測器の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計測器を使用する場合、「計測器管理」に基づき、計測器が適切に管理されていることを確認する。</p>	<p>・内容に差異なし</p> <p>・社内マニュアル名称の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
確認する。		
(2) 機器, 弁, 配管等の管理 機器, 弁, 配管類について, 刻印, タグ, 銘板, 台帳, 塗装表示等にて管理する。	(2) 機器, 弁, 配管等の管理 機器, 弁, 配管類について, 刻印, タグ, 銘板, 台帳, 塗装表示等にて管理する。	・内容に差異なし
3.8 不適合管理 設工認に基づく設計, 工事及び検査において発生した不適合については「 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル 」に基づき処置を行う。	3.8 不適合管理 設工認に基づく設計, 工事及び検査において発生した不適合については「 不適合等管理マニュアル 」に基づき処置を行う。	・内容に差異なし ・社内マニュアル名称の差異
4. 適合性確認対象設備の施設管理 設工認に基づく工事は, 「 施設管理基本マニュアル 」の「保全計画の策定」の中の「設計及び工事の計画の策定」として, 施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施する。 なお, 施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を 第10図 に示す。 4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全 適合性確認対象設備の保全は, 以下のとおり実施する。 4.1.1 新規制基準施行以前に設置している設備 新規制基準施行以前に設置している設備は, 巡視点検又は日常の保守点検(月次の外観点検, 動作確認等) 等の点検に加え保全計画の点検計画に従い分解点検, 機能・性能試験等を実施し, 異常のないことを確認する。 なお, 長期停止している設備においては, 「 施設管理基本マニュアル 」に基づき特別な保全計画を策定し, 実施する。	4. 適合性確認対象設備の施設管理 設工認に基づく工事は, 「 施設管理マニュアル 」の「保全計画の策定」の中の「設計及び工事の計画の策定」として, 施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施する。 なお, 施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を 第4-1図 に示す。 4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全 適合性確認対象設備の保全は, 以下のとおり実施する。	・内容に差異なし ・社内マニュアル名称の差異 ・「新規制基準施行以前に設置している設備」は, 「4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備」で網羅している。
4.1.2 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備 工事を着手し, 設置が完了している常設又は可搬の設備は, 巡視点検又は日常の保守点検(月次の外観点検, 動作確認等) の計画を定め, 設備の状態を点検し, 異常のないことを確認する。 4.1.3 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備 設工認の認可後に工事を着手し, 設置が完了している常設又は可搬の設備は, 巡視点検又は日常の保守点検(月次の外観点検, 動作確認等) の計画を定め, 設備の状態を点検し, 異常のないことを確認する。	4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備 工事を着手し, 設置が完了している常設又は可搬の設備は, 点検の計画を定め, 設備の状態を点検し, 異常のないことを確認する。 なお, 使用前検査及び使用前事業者検査を受検後, 長期間経ている設備, 機器や設置後長期間点検を実施していない設備, 機器については事業開始までに点検を実施する。 4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備 設工認の認可後に工事を着手し, 設置が完了している常設又は可搬の設備は, 点検の計画を定め, 設備の状態を点検し, 異常のないことを確認する。	・内容に差異なし ・記載個所の違い ・内容に差異なし
4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全 適合性確認対象設備について, 技術基準規則への適合性を使用前事業者検査 を実施すること により確認し, 適合性確認対象設備の使用開始後においては, 施設管理に係る業	4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全 適合性確認対象設備について, 技術基準規則への適合性を使用前事業者検査 の実施 により確認し, 適合性確認対象設備の使用開始後においては, 施設管理に係る業務プロセ	・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																																																																																																																																																																																											
務プロセスに基づき施設管理の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。	スに基づき施設管理の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。																																																																																																																																																																																																												
<p>第10図 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連</p> <p>◇○◇○: JEAC1209-2007 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。</p>	<p>第4-1図 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連</p> <p>◇○◇○: JEAC1209-2007 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・社内マニュアル名称の差異 																																																																																																																																																																																																											
<p>様式-1 設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各段階</th> <th rowspan="2">プロセス (設計対象) 実績: 3.3.1~3.3.3(5) 計画: 3.4.1~3.7.2</th> <th colspan="3">組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連</th> <th rowspan="2">インプット</th> <th rowspan="2">アウトプット</th> <th rowspan="2">他の記録類</th> </tr> <tr> <th>本社</th> <th>発電所</th> <th>供給者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="5">設計</td><td>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="7">工事及び検査</td><td>3.3.3(4) 設工認申請書の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(5) 設工認申請書の承認</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.2 使用前事業者検査の計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.3 検査計画の管理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.5 使用前事業者検査の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	各段階	プロセス (設計対象) 実績: 3.3.1~3.3.3(5) 計画: 3.4.1~3.7.2	組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			インプット	アウトプット	他の記録類	本社	発電所	供給者	設計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化							3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定							3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)							3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)							3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証							工事及び検査	3.3.3(4) 設工認申請書の作成							3.3.3(5) 設工認申請書の承認							3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)							3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施							3.5.2 使用前事業者検査の計画							3.5.3 検査計画の管理							3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理							3.5.5 使用前事業者検査の実施							3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ							<p>様式-1 設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各段階</th> <th rowspan="2">プロセス (設計対象) 実績: 計画:</th> <th rowspan="2">供給者との相互関係 関連有: ○ 関連無: -</th> <th rowspan="2">インプット</th> <th rowspan="2">アウトプット</th> <th rowspan="2">他の記録類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>設計</td></tr> <tr><td>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(4) 設工認申請書の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.3.3(5) 設工認申請書の承認</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工事及び検査</td></tr> <tr><td>3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.2 使用前事業者検査の計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.3 検査計画の管理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.5.5 使用前事業者検査の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	各段階	プロセス (設計対象) 実績: 計画:	供給者との相互関係 関連有: ○ 関連無: -	インプット	アウトプット	他の記録類	設計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化						3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定						3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)						3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)						3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証						3.3.3(4) 設工認申請書の作成						3.3.3(5) 設工認申請書の承認						工事及び検査	3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)						3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施						3.5.2 使用前事業者検査の計画						3.5.3 検査計画の管理						3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理						3.5.5 使用前事業者検査の実施						3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ						<ul style="list-style-type: none"> ・各社の様式フォーマットの差異 ・各社の体制の差異 ・内容に差異なし
各段階			プロセス (設計対象) 実績: 3.3.1~3.3.3(5) 計画: 3.4.1~3.7.2	組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連					インプット	アウトプット	他の記録類																																																																																																																																																																																																		
	本社	発電所		供給者																																																																																																																																																																																																									
設計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化																																																																																																																																																																																																												
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定																																																																																																																																																																																																												
	3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)																																																																																																																																																																																																												
	3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)																																																																																																																																																																																																												
	3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証																																																																																																																																																																																																												
工事及び検査	3.3.3(4) 設工認申請書の作成																																																																																																																																																																																																												
	3.3.3(5) 設工認申請書の承認																																																																																																																																																																																																												
	3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)																																																																																																																																																																																																												
	3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施																																																																																																																																																																																																												
	3.5.2 使用前事業者検査の計画																																																																																																																																																																																																												
	3.5.3 検査計画の管理																																																																																																																																																																																																												
	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理																																																																																																																																																																																																												
3.5.5 使用前事業者検査の実施																																																																																																																																																																																																													
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ																																																																																																																																																																																																													
各段階	プロセス (設計対象) 実績: 計画:	供給者との相互関係 関連有: ○ 関連無: -	インプット	アウトプット	他の記録類																																																																																																																																																																																																								
						設計																																																																																																																																																																																																							
3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化																																																																																																																																																																																																													
3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定																																																																																																																																																																																																													
3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)																																																																																																																																																																																																													
3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)																																																																																																																																																																																																													
3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証																																																																																																																																																																																																													
3.3.3(4) 設工認申請書の作成																																																																																																																																																																																																													
3.3.3(5) 設工認申請書の承認																																																																																																																																																																																																													
工事及び検査																																																																																																																																																																																																													
3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)																																																																																																																																																																																																													
3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施																																																																																																																																																																																																													
3.5.2 使用前事業者検査の計画																																																																																																																																																																																																													
3.5.3 検査計画の管理																																																																																																																																																																																																													
3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理																																																																																																																																																																																																													
3.5.5 使用前事業者検査の実施																																																																																																																																																																																																													
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ																																																																																																																																																																																																													

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】														リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】											備考
様式-2 (1/2) 設備リスト (設計基準対象施設) (例)														様式-2 設備リスト (例)											・各社の様式フォーマットの差異
設計許可基準規程 技術基準規程	設計許可基準規程及び解釈	技術基準規程及び解釈	必要な機能等	設備等	設備 の 運用	設備 の 改造 / 変更	追加要求事項に 対して必要事項 が、(○、×)	使用申請書に 記載されている 設備が、(○、×、—)	既設工事に 記載されている 設備が、(○、×、—)	必要な設備が (ない、あり、 なし)に 対応するか	使用申請書第二に 記載する施設・機器区分					備考									
様式-2 (2/2) 設備リスト (重大事故等対処設備) (例)																									・当社には、重大事故時対処設備はないことから、 記載は不要
設計許可基準規程 技術基準規程	設計許可基準規程及び解釈	技術基準規程及び解釈	必要な機能等	設備等	設備 の 運用	設備 の 改造 / 変更	追加要求事項に 対して必要事項 が、(○、×)	使用申請書に 記載されている 設備が、(○、×、—)	既設工事に 記載されている 設備が、(○、×、—)	必要な設備が (ない、あり、 なし)に 対応するか	使用申請書第二に 記載する施設・機器区分					備考									

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																																																																																												
<p style="text-align: center;">様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用可否の考え方(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">技術基準規則 第〇条【第〇～〇項：変更〇〇】 (〇〇〇)</td> <td style="text-align: center;">条文の分類 (〇〇〇〇)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則の解釈</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象施設</td> <td style="text-align: center;">適用可否判断 1</td> <td style="text-align: center;">理由</td> </tr> <tr><td>原子炉本体</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>核燃料物質の 取扱施設及び貯蔵施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉冷却系統施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計測制御系統施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他発電用原子炉の 附属施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>常用電源設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助ボイラー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>火災防護設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浸水防護施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補機駆動用燃料設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用取水設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>敷地内土木構造物</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>緊急時対策所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>共通条文への対応に必要な施設* (原子炉冷却系統施設)</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【備考欄】 注記*：安全避難通路、火山、外部火災、竜巻等への対応に必要な設備の基本設計方針は原子炉冷却系統施設にて整理。 [記号説明] ○：条文要求に追加・変更がある、又は追加設備がある。 △：条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。 ー：条文要求を受ける設備がない。 □：保安規定等にて維持・管理が必要な追加設備がある。</p>	技術基準規則 第〇条【第〇～〇項：変更〇〇】 (〇〇〇)		条文の分類 (〇〇〇〇)	実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則の解釈		対象施設	適用可否判断 1	理由	原子炉本体			核燃料物質の 取扱施設及び貯蔵施設			原子炉冷却系統施設			計測制御系統施設			放射性廃棄物の廃棄施設			放射線管理施設			原子炉格納施設			その他発電用原子炉の 附属施設			非常用電源設備			常用電源設備			補助ボイラー			火災防護設備			浸水防護施設			補機駆動用燃料設備			非常用取水設備			敷地内土木構造物			緊急時対策所			共通条文への対応に必要な施設* (原子炉冷却系統施設)			<p style="text-align: center;">様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用可否の考え方(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left;">技術基準規則 第〇条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象施設</td> <td style="text-align: center;">適用可否判断^注</td> <td style="text-align: center;">判断理由</td> </tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵設備本体</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料の受入施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計測制御系統施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他使用済燃料貯蔵設備の 附属施設</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵建屋</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>消防用設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電気設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通信連絡設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>人の不法な侵入等防 止設備</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設共通(基本設計方針の 共通関係)</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注：次の記号で記載 ○：条文要求に追加・変更がある、又は追加・変更(設工認の記載の追加・変更)設備がある。 △：条文要求に追加・変更がなく、追加、変更設備がない。 ー：条文要求に該当する設備がない □：保安規定等の運用として維持・管理が必要な追加・変更設備がある。</p>	技術基準規則 第〇条			使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈		対象施設	適用可否判断 ^注	判断理由	使用済燃料貯蔵設備本体			使用済燃料の受入施設			計測制御系統施設			放射性廃棄物の廃棄施設			放射線管理施設			その他使用済燃料貯蔵設備の 附属施設			使用済燃料貯蔵建屋			消防用設備			電気設備			通信連絡設備			人の不法な侵入等防 止設備			施設共通(基本設計方針の 共通関係)			<ul style="list-style-type: none"> ・各社の様式フォーマットの差異 ・施設の違いによる差異
技術基準規則 第〇条【第〇～〇項：変更〇〇】 (〇〇〇)		条文の分類 (〇〇〇〇)																																																																																																												
実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則の解釈																																																																																																													
対象施設	適用可否判断 1	理由																																																																																																												
原子炉本体																																																																																																														
核燃料物質の 取扱施設及び貯蔵施設																																																																																																														
原子炉冷却系統施設																																																																																																														
計測制御系統施設																																																																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設																																																																																																														
放射線管理施設																																																																																																														
原子炉格納施設																																																																																																														
その他発電用原子炉の 附属施設																																																																																																														
非常用電源設備																																																																																																														
常用電源設備																																																																																																														
補助ボイラー																																																																																																														
火災防護設備																																																																																																														
浸水防護施設																																																																																																														
補機駆動用燃料設備																																																																																																														
非常用取水設備																																																																																																														
敷地内土木構造物																																																																																																														
緊急時対策所																																																																																																														
共通条文への対応に必要な施設* (原子炉冷却系統施設)																																																																																																														
技術基準規則 第〇条																																																																																																														
使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈																																																																																																													
対象施設	適用可否判断 ^注	判断理由																																																																																																												
使用済燃料貯蔵設備本体																																																																																																														
使用済燃料の受入施設																																																																																																														
計測制御系統施設																																																																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設																																																																																																														
放射線管理施設																																																																																																														
その他使用済燃料貯蔵設備の 附属施設																																																																																																														
使用済燃料貯蔵建屋																																																																																																														
消防用設備																																																																																																														
電気設備																																																																																																														
通信連絡設備																																																																																																														
人の不法な侵入等防 止設備																																																																																																														
施設共通(基本設計方針の 共通関係)																																																																																																														

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p style="text-align: center;">様式-4 (1/2) 施設と条文の対比一覧表 (設計基準対象施設) (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th><th>33</th><th>34</th><th>35</th><th>36</th><th>37</th><th>38</th><th>39</th><th>40</th><th>41</th><th>42</th><th>43</th><th>44</th><th>45</th><th>46</th><th>47</th><th>48</th><th>49</th><th>50</th><th>51</th><th>52</th><th>53</th><th>54</th><th>55</th><th>56</th><th>57</th><th>58</th><th>59</th><th>60</th><th>61</th><th>62</th><th>63</th><th>64</th><th>65</th><th>66</th><th>67</th><th>68</th><th>69</th><th>70</th><th>71</th><th>72</th><th>73</th><th>74</th><th>75</th><th>76</th><th>77</th><th>78</th><th>79</th><th>80</th><th>81</th><th>82</th><th>83</th><th>84</th><th>85</th><th>86</th><th>87</th><th>88</th><th>89</th><th>90</th><th>91</th><th>92</th><th>93</th><th>94</th><th>95</th><th>96</th><th>97</th><th>98</th><th>99</th><th>100</th><th>101</th><th>102</th><th>103</th><th>104</th><th>105</th><th>106</th><th>107</th><th>108</th><th>109</th><th>110</th><th>111</th><th>112</th><th>113</th><th>114</th><th>115</th><th>116</th><th>117</th><th>118</th><th>119</th><th>120</th><th>121</th><th>122</th><th>123</th><th>124</th><th>125</th><th>126</th><th>127</th><th>128</th><th>129</th><th>130</th><th>131</th><th>132</th><th>133</th><th>134</th><th>135</th><th>136</th><th>137</th><th>138</th><th>139</th><th>140</th><th>141</th><th>142</th><th>143</th><th>144</th><th>145</th><th>146</th><th>147</th><th>148</th><th>149</th><th>150</th><th>151</th><th>152</th><th>153</th><th>154</th><th>155</th><th>156</th><th>157</th><th>158</th><th>159</th><th>160</th><th>161</th><th>162</th><th>163</th><th>164</th><th>165</th><th>166</th><th>167</th><th>168</th><th>169</th><th>170</th><th>171</th><th>172</th><th>173</th><th>174</th><th>175</th><th>176</th><th>177</th><th>178</th><th>179</th><th>180</th><th>181</th><th>182</th><th>183</th><th>184</th><th>185</th><th>186</th><th>187</th><th>188</th><th>189</th><th>190</th><th>191</th><th>192</th><th>193</th><th>194</th><th>195</th><th>196</th><th>197</th><th>198</th><th>199</th><th>200</th><th>201</th><th>202</th><th>203</th><th>204</th><th>205</th><th>206</th><th>207</th><th>208</th><th>209</th><th>210</th><th>211</th><th>212</th><th>213</th><th>214</th><th>215</th><th>216</th><th>217</th><th>218</th><th>219</th><th>220</th><th>221</th><th>222</th><th>223</th><th>224</th><th>225</th><th>226</th><th>227</th><th>228</th><th>229</th><th>230</th><th>231</th><th>232</th><th>233</th><th>234</th><th>235</th><th>236</th><th>237</th><th>238</th><th>239</th><th>240</th><th>241</th><th>242</th><th>243</th><th>244</th><th>245</th><th>246</th><th>247</th><th>248</th><th>249</th><th>250</th><th>251</th><th>252</th><th>253</th><th>254</th><th>255</th><th>256</th><th>257</th><th>258</th><th>259</th><th>260</th><th>261</th><th>262</th><th>263</th><th>264</th><th>265</th><th>266</th><th>267</th><th>268</th><th>269</th><th>270</th><th>271</th><th>272</th><th>273</th><th>274</th><th>275</th><th>276</th><th>277</th><th>278</th><th>279</th><th>280</th><th>281</th><th>282</th><th>283</th><th>284</th><th>285</th><th>286</th><th>287</th><th>288</th><th>289</th><th>290</th><th>291</th><th>292</th><th>293</th><th>294</th><th>295</th><th>296</th><th>297</th><th>298</th><th>299</th><th>300</th><th>301</th><th>302</th><th>303</th><th>304</th><th>305</th><th>306</th><th>307</th><th>308</th><th>309</th><th>310</th><th>311</th><th>312</th><th>313</th><th>314</th><th>315</th><th>316</th><th>317</th><th>318</th><th>319</th><th>320</th><th>321</th><th>322</th><th>323</th><th>324</th><th>325</th><th>326</th><th>327</th><th>328</th><th>329</th><th>330</th><th>331</th><th>332</th><th>333</th><th>334</th><th>335</th><th>336</th><th>337</th><th>338</th><th>339</th><th>340</th><th>341</th><th>342</th><th>343</th><th>344</th><th>345</th><th>346</th><th>347</th><th>348</th><th>349</th><th>350</th><th>351</th><th>352</th><th>353</th><th>354</th><th>355</th><th>356</th><th>357</th><th>358</th><th>359</th><th>360</th><th>361</th><th>362</th><th>363</th><th>364</th><th>365</th><th>366</th><th>367</th><th>368</th><th>369</th><th>370</th><th>371</th><th>372</th><th>373</th><th>374</th><th>375</th><th>376</th><th>377</th><th>378</th><th>379</th><th>380</th><th>381</th><th>382</th><th>383</th><th>384</th><th>385</th><th>386</th><th>387</th><th>388</th><th>389</th><th>390</th><th>391</th><th>392</th><th>393</th><th>394</th><th>395</th><th>396</th><th>397</th><th>398</th><th>399</th><th>400</th><th>401</th><th>402</th><th>403</th><th>404</th><th>405</th><th>406</th><th>407</th><th>408</th><th>409</th><th>410</th><th>411</th><th>412</th><th>413</th><th>414</th><th>415</th><th>416</th><th>417</th><th>418</th><th>419</th><th>420</th><th>421</th><th>422</th><th>423</th><th>424</th><th>425</th><th>426</th><th>427</th><th>428</th><th>429</th><th>430</th><th>431</th><th>432</th><th>433</th><th>434</th><th>435</th><th>436</th><th>437</th><th>438</th><th>439</th><th>440</th><th>441</th><th>442</th><th>443</th><th>444</th><th>445</th><th>446</th><th>447</th><th>448</th><th>449</th><th>450</th><th>451</th><th>452</th><th>453</th><th>454</th><th>455</th><th>456</th><th>457</th><th>458</th><th>459</th><th>460</th><th>461</th><th>462</th><th>463</th><th>464</th><th>465</th><th>466</th><th>467</th><th>468</th><th>469</th><th>470</th><th>471</th><th>472</th><th>473</th><th>474</th><th>475</th><th>476</th><th>477</th><th>478</th><th>479</th><th>480</th><th>481</th><th>482</th><th>483</th><th>484</th><th>485</th><th>486</th><th>487</th><th>488</th><th>489</th><th>490</th><th>491</th><th>492</th><th>493</th><th>494</th><th>495</th><th>496</th><th>497</th><th>498</th><th>499</th><th>500</th><th>501</th><th>502</th><th>503</th><th>504</th><th>505</th><th>506</th><th>507</th><th>508</th><th>509</th><th>510</th><th>511</th><th>512</th><th>513</th><th>514</th><th>515</th><th>516</th><th>517</th><th>518</th><th>519</th><th>520</th><th>521</th><th>522</th><th>523</th><th>524</th><th>525</th><th>526</th><th>527</th><th>528</th><th>529</th><th>530</th><th>531</th><th>532</th><th>533</th><th>534</th><th>535</th><th>536</th><th>537</th><th>538</th><th>539</th><th>540</th><th>541</th><th>542</th><th>543</th><th>544</th><th>545</th><th>546</th><th>547</th><th>548</th><th>549</th><th>550</th><th>551</th><th>552</th><th>553</th><th>554</th><th>555</th><th>556</th><th>557</th><th>558</th><th>559</th><th>560</th><th>561</th><th>562</th><th>563</th><th>564</th><th>565</th><th>566</th><th>567</th><th>568</th><th>569</th><th>570</th><th>571</th><th>572</th><th>573</th><th>574</th><th>575</th><th>576</th><th>577</th><th>578</th><th>579</th><th>580</th><th>581</th><th>582</th><th>583</th><th>584</th><th>585</th><th>586</th><th>587</th><th>588</th><th>589</th><th>590</th><th>591</th><th>592</th><th>593</th><th>594</th><th>595</th><th>596</th><th>597</th><th>598</th><th>599</th><th>600</th><th>601</th><th>602</th><th>603</th><th>604</th><th>605</th><th>606</th><th>607</th><th>608</th><th>609</th><th>610</th><th>611</th><th>612</th><th>613</th><th>614</th><th>615</th><th>616</th><th>617</th><th>618</th><th>619</th><th>620</th><th>621</th><th>622</th><th>623</th><th>624</th><th>625</th><th>626</th><th>627</th><th>628</th><th>629</th><th>630</th><th>631</th><th>632</th><th>633</th><th>634</th><th>635</th><th>636</th><th>637</th><th>638</th><th>639</th><th>640</th><th>641</th><th>642</th><th>643</th><th>644</th><th>645</th><th>646</th><th>647</th><th>648</th><th>649</th><th>650</th><th>651</th><th>652</th><th>653</th><th>654</th><th>655</th><th>656</th><th>657</th><th>658</th><th>659</th><th>660</th><th>661</th><th>662</th><th>663</th><th>664</th><th>665</th><th>666</th><th>667</th><th>668</th><th>669</th><th>670</th><th>671</th><th>672</th><th>673</th><th>674</th><th>675</th><th>676</th><th>677</th><th>678</th><th>679</th><th>680</th><th>681</th><th>682</th><th>683</th><th>684</th><th>685</th><th>686</th><th>687</th><th>688</th><th>689</th><th>690</th><th>691</th><th>692</th><th>693</th><th>694</th><th>695</th><th>696</th><th>697</th><th>698</th><th>699</th><th>700</th><th>701</th><th>702</th><th>703</th><th>704</th><th>705</th><th>706</th><th>707</th><th>708</th><th>709</th><th>710</th><th>711</th><th>712</th><th>713</th><th>714</th><th>715</th><th>716</th><th>717</th><th>718</th><th>719</th><th>720</th><th>721</th><th>722</th><th>723</th><th>724</th><th>725</th><th>726</th><th>727</th><th>728</th><th>729</th><th>730</th><th>731</th><th>732</th><th>733</th><th>734</th><th>735</th><th>736</th><th>737</th><th>738</th><th>739</th><th>740</th><th>741</th><th>742</th><th>743</th><th>744</th><th>745</th><th>746</th><th>747</th><th>748</th><th>749</th><th>750</th><th>751</th><th>752</th><th>753</th><th>754</th><th>755</th><th>756</th><th>757</th><th>758</th><th>759</th><th>760</th><th>761</th><th>762</th><th>763</th><th>764</th><th>765</th><th>766</th><th>767</th><th>768</th><th>769</th><th>770</th><th>771</th><th>772</th><th>773</th><th>774</th><th>775</th><th>776</th><th>777</th><th>778</th><th>779</th><th>780</th><th>781</th><th>782</th><th>783</th><th>784</th><th>785</th><th>786</th><th>787</th><th>788</th><th>789</th><th>790</th><th>791</th><th>792</th><th>793</th><th>794</th><th>795</th><th>796</th><th>797</th><th>798</th><th>799</th><th>800</th><th>801</th><th>802</th><th>803</th><th>804</th><th>805</th><th>806</th><th>807</th><th>808</th><th>809</th><th>810</th><th>811</th><th>812</th><th>813</th><th>814</th><th>815</th><th>816</th><th>817</th><th>818</th><th>819</th><th>820</th><th>821</th><th>822</th><th>823</th><th>824</th><th>825</th><th>826</th><th>827</th><th>828</th><th>829</th><th>830</th><th>831</th><th>832</th><th>833</th><th>834</th><th>835</th><th>836</th><th>837</th><th>838</th><th>839</th><th>840</th><th>841</th><th>842</th><th>843</th><th>844</th><th>845</th><th>846</th><th>847</th><th>848</th><th>849</th><th>850</th><th>851</th><th>852</th><th>853</th><th>854</th><th>855</th><th>856</th><th>857</th><th>858</th><th>859</th><th>860</th><th>861</th><th>862</th><th>863</th><th>864</th><th>865</th><th>866</th><th>867</th><th>868</th><th>869</th><th>870</th><th>871</th><th>872</th><th>873</th><th>874</th><th>875</th><th>876</th><th>877</th><th>878</th><th>879</th><th>880</th><th>881</th><th>882</th><th>883</th><th>884</th><th>885</th><th>886</th><th>887</th><th>888</th><th>889</th><th>890</th><th>891</th><th>892</th><th>893</th><th>894</th><th>895</th><th>896</th><th>897</th><th>898</th><th>899</th><th>900</th><th>901</th><th>902</th><th>903</th><th>904</th><th>905</th><th>906</th><th>907</th><th>908</th><th>909</th><th>910</th><th>911</th><th>912</th><th>913</th><th>914</th><th>915</th><th>916</th><th>917</th><th>918</th><th>919</th><th>920</th><th>921</th><th>922</th><th>923</th><th>924</th><th>925</th><th>926</th><th>927</th><th>928</th><th>929</th><th>930</th><th>931</th><th>932</th><th>933</th><th>934</th><th>935</th><th>936</th><th>937</th><th>938</th><th>939</th><th>940</th><th>941</th><th>942</th><th>943</th><th>944</th><th>945</th><th>946</th><th>947</th><th>948</th><th>949</th><th>950</th><th>951</th><th>952</th><th>953</th><th>954</th><th>955</th><th>956</th><th>957</th><th>958</th><th>959</th><th>960</th><th>961</th><th>962</th><th>963</th><th>964</th><th>965</th><th>966</th><th>967</th><th>968</th><th>969</th><th>970</th><th>971</th><th>972</th><th>973</th><th>974</th><th>975</th><th>976</th><th>977</th><th>978</th><th>979</th><th>980</th><th>981</th><th>982</th><th>983</th><th>984</th><th>985</th><th>986</th><th>987</th><th>988</th><th>989</th><th>990</th><th>991</th><th>992</th><th>993</th><th>994</th><th>995</th><th>996</th><th>997</th><th>998</th><th>999</th><th>1000</th><th>1001</th><th>1002</th><th>1003</th><th>1004</th><th>1005</th><th>1006</th><th>1007</th><th>1008</th><th>1009</th><th>1010</th><th>1011</th><th>1012</th><th>1013</th><th>1014</th><th>1015</th><th>1016</th><th>1017</th><th>1018</th><th>1019</th><th>1020</th><th>1021</th><th>1022</th><th>1023</th><th>1024</th><th>1025</th><th>1026</th><th>1027</th><th>1028</th><th>1029</th><th>1030</th><th>1031</th><th>1032</th><th>1033</th><th>1034</th><th>1035</th><th>1036</th><th>1037</th><th>1038</th><th>1039</th><th>1040</th><th>1041</th><th>1042</th><th>1043</th><th>1044</th><th>1045</th><th>1046</th><th>1047</th><th>1048</th><th>1049</th><th>1050</th><th>1051</th><th>1052</th><th>1053</th><th>1054</th><th>1055</th><th>1056</th><th>1057</th><th>1058</th><th>1059</th><th>1060</th><th>1061</th><th>1062</th><th>1063</th><th>1064</th><th>1065</th><th>1066</th><th>1067</th><th>1068</th><th>1069</th><th>1070</th><th>1071</th><th>1072</th><th>1073</th><th>1074</th><th>1075</th><th>1076</th><th>1077</th><th>1078</th><th>1079</th><th>1080</th><th>1081</th><th>1082</th><th>1083</th><th>1084</th><th>1085</th><th>1086</th><th>1087</th><th>1088</th><th>1089</th><th>1090</th><th>1091</th><th>1092</th><th>1093</th><th>1094</th><th>1095</th><th>1096</th><th>1097</th><th>1098</th><th>1099</th><th>1100</th><th>1101</th><th>1102</th><th>1103</th><th>1104</th><th>1105</th><th>1106</th><th>1107</th><th>1108</th><th>1109</th><th>1110</th><th>1111</th><th>1112</th><th>1113</th><th>1114</th><th>1115</th><th>1116</th><th>1117</th><th>1118</th><th>1119</th><th>1120</th><th>1121</th><th>1122</th><th>1123</th><th>1124</th><th>1125</th><th>1126</th><th>1127</th><th>1128</th><th>1129</th><th>1130</th><th>1131</th><th>1132</th><th>1133</th><th>1134</th><th>1135</th><th>1136</th><th>1137</th><th>1138</th><th>1139</th><th>1140</th><th>1141</th><th>1142</th><th>1143</th><th>1144</th><th>1145</th><th>1146</th><th>1147</th><th>1148</th><th>1149</th><th>1150</th><th>1151</th><th>1152</th><th>1153</th><th>1154</th><th>1155</th><th>1156</th><th>1157</th><th>1158</th><th>1159</th><th>1160</th><th>1161</th><th>1162</th><th>1163</th><th>1164</th><th>1165</th><th>1166</th><th>1167</th><th>1168</th><th>1169</th><th>1170</th><th>1171</th><th>1172</th><th>1173</th><th>1174</th><th>1175</th><th>1176</th><th>1177</th><th>1178</th><th>1179</th><th>1180</th><th>1181</th><th>1182</th><th>1183</th><th>1184</th><th>1185</th><th>1186</th><th>1187</th><th>1188</th><th>1189</th><th>1190</th><th>1191</th><th>1192</th><th>1193</th><th>1194</th><th>1195</th><th>1196</th><th>1197</th><th>1198</th><th>1199</th><th>1200</th><th>1201</th><th>1202</th><th>1203</th><th>1204</th><th>1205</th><th>1206</th><th>1207</th><th>1208</th><th>1209</th><th>1210</th><th>1211</th><th>1212</th><th>1213</th><th>1214</th><th>1215</th><th>1216</th><th>1217</th><th>1218</th><th>1219</th><th>1220</th><th>1221</th><th>1222</th><th>1223</th><th>1224</th><th>1225</th><th>1226</th><th>1227</th><th>1228</th><th>1229</th><th>1230</th><th>1231</th><th>1232</th><th>1233</th><th>1234</th><th>1235</th><th>1236</th><th>1237</th><th>1238</th><th>1239</th><th>1240</th><th>1241</th><th>1242</th><th>1243</th><th>1244</th><th>1245</th><th>1246</th><th>1247</th><th>1248</th><th>1249</th><th>1250</th><th>1251</th><th>1252</th><th>1253</th><th>1254</th><th>1255</th><th>1256</th><th>1257</th><th>1258</th><th>1259</th><th>1260</th><th>1261</th><th>1262</th><th>1263</th><th>1264</th><th>1265</th><th>1266</th><th>1267</th><th>1268</th><th>1269</th><th>1270</th><th>1271</th><th>1272</th><th>1273</th><th>1274</th><th>1275</th><th>1276</th><th>1277</th><th>1278</th><th>1279</th><th>1280</th><th>1281</th><th>1282</th><th>1283</th><th>1284</th><th>1285</th><th>1286</th><th>1287</th><th>1288</th><th>1289</th><th>1290</th><th>1291</th><th>1292</th><th>1293</th><th>1294</th><th>1295</th><th>1296</th><th>1297</th><th>1298</th><th>1299</th><th>1300</th><th>1301</th><th>1302</th><th>1303</th><th>1304</th><th>1305</th><th>1306</th><th>1307</th><th>1308</th><th>1309</th><th>1310</th><th>1311</th><th>1312</th><th>1313</th><th>1314</th><th>1315</th><th>1316</th><th>1317</th><th>1318</th><th>1319</th><th>1320</th><th>1321</th><th>1322</th><th>1323</th><th>1324</th><th>1325</th><th>1326</th><th>1327</th><th>1328</th><th>1329</th><th>1330</th><th>1331</th><th>1332</th><th>1333</th><th>1334</th><th>1335</th><th>1336</th><th>1337</th><th>1338</th><th>1339</th><th>1340</th><th>1341</th><th>1342</th><th>1343</th><th>1344</th><th>1345</th><th>1346</th><th>1347</th><th>1348</th><th>1349</th><th>1350</th><th>1351</th><th>1352</th><th>1353</th><th>1354</th><th>1355</th><th>1356</th><th>1357</th><th>1358</th><th>1359</th><th>1360</th><th>1361</th><th>1362</th><th>1363</th><th>1364</th><th>1365</th><th>1366</th><th>1367</th><th>1368</th><th>1369</th><th>1370</th><th>1371</th><th>1372</th><th>1373</th><th>1374</th><th>1375</th><th>1376</th><th>1377</th><th>1378</th><th>1379</th><th>1380</th><th>1381</th><th>1382</th><th>1383</th><th>1384</th><th>1385</th><th>1386</th><th>1387</th><th>1388</th><th>1389</th><th>1390</th><th>1391</th><th>1392</th><th>1393</th><th>1394</th><th>1395</th><th>1396</th><th>1397</th><th>1398</th><th>1399</th><th>1400</th><th>1401</th><th>1402</th><th>1403</th><th>1404</th><th>1405</th><th>1406</th><th>1407</th><th>1408</th><th>1409</th><th>1410</th><th>1411</th><th>1412</th><th>1413</th><th>1414</th><th>1415</th><th>1416</th><th>1417</th><th>1418</th><th>1419</th><th>1420</th><th>1421</th><th>1422</th><th>1423</th><th>1424</th><th>1425</th><th>1426</th><th>1427</th><th>1428</th><th>1429</th><th>1430</th><th>1431</th><th>1432</th><th>1433</th><th>1434</th><th>1435</th><th>1436</th><th>1437</th><th>1438</th><th>1439</th><th>1440</th><th>1441</th><th>1442</th><th>1443</th><th>1444</th><th>1445</th><th>1446</th><th>1447</th><th>1448</th><th>1449</th><th>1450</th><th>1451</th><th>1452</th><th>1453</th><th>1454</th><th>1455</th><th>1456</th></tr></thead></table>	施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456
施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】						リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】						備考
様式-6 各条文の設計の考え方(例)						様式-6 技術基準規則の各条文の設計の考え方(例)						・各社の様式フォーマットの差異
第〇条(〇)						技術基準規則 第〇条						
1. 技術基準規則の条文, 解釈への適合性に関する考え方						1. 技術基準規則の条文, 解釈への適合性に関する考え方						
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	説明資料等	No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方	項目・号	解釈	添付書類	
①												
②												
③												
④												
⑤												
2. 設置許可本文のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方						2. 事業許可本文のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方						
No.	項目	考え方			説明資料等	No.	項目	考え方			添付書類	
①												
②												
③												
3. 設置許可添八のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方						3. 事業(変更)許可申請書(添付)のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方						
No.	項目	考え方			説明資料等	No.	項目	考え方			添付書類	
①												
②												
③												
4. 詳細な検討が必要な事項						4. 詳細な検討が必要な事項						
No.	記載先					No.	記載先(添付書類名称)					
a												
b												
c												

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】							リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】					備考
様式-7 要求事項との対比表(例)							様式-7 要求事項との対比表(例)					・各社の様式フォーマットの差異
実用発電用原 子炉及びその 附属施設の技 術基準に關す る規則	設工認申請書 基本設計方針 (前)	設工認申請書 基本設計方針 (後)	設置変更許可 申請書 本文	設置変更許可 申請書 添付書類八	設置変更許 可, 技術基準 規則及び基本 設計方針との 対比	備考	技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業(変更)許可申 請書 本文	事業(変更)許可申 請書 添付書類六	備考	

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 (例)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">○○施設</th> <th colspan="2">基本設計方針</th> <th colspan="2">技術標準全文</th> <th colspan="2">○○条</th> <th colspan="2">○○条</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設備区分</th> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">機器区分</th> <th colspan="2">技術標準全文</th> <th colspan="2">○○条</th> <th colspan="2">○○条</th> </tr> <tr> <th>様式-2</th> <th>関連条文</th> <th>設備名称</th> <th>設備の具体的設計結果 (上: 要目表/設計方針) (下: 記録等)</th> <th>確認方法</th> <th>設備の具体的設計結果 (上: 設計結果) (下: 記録等)</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>□□条</td> <td></td> <td>【記録等】</td> <td>【記録等】</td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△△条</td> <td></td> <td>【記録等】</td> <td>【記録等】</td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○○条</td> <td></td> <td>【記録等】</td> <td>【記録等】</td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">技術標準要求設備(要目表として記載されていない設備)</td> <td>□□条</td> <td></td> <td>【記録等】</td> <td>【記録等】</td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△△条</td> <td></td> <td>【記録等】</td> <td>【記録等】</td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> </tbody> </table>	○○施設		基本設計方針		技術標準全文		○○条		○○条		設備区分	系統名	機器区分	技術標準全文		○○条		○○条		様式-2	関連条文	設備名称	設備の具体的設計結果 (上: 要目表/設計方針) (下: 記録等)	確認方法	設備の具体的設計結果 (上: 設計結果) (下: 記録等)	確認方法				□□条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】				△△条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】				○○条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】	技術標準要求設備(要目表として記載されていない設備)			□□条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】				△△条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】	<p style="text-align: center;">様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 (例)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">○○施設</th> <th colspan="2">基本設計方針</th> <th colspan="2">技術標準全文</th> <th colspan="2">○○条</th> <th colspan="2">○○条</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設備区分</th> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">機器区分</th> <th colspan="2">技術標準全文</th> <th colspan="2">○○条</th> <th colspan="2">○○条</th> </tr> <tr> <th>設備リスト 様式-2</th> <th>関連条文</th> <th>設備名称</th> <th>設計設計結果 上: 要目表/設計方針 下: 記録等</th> <th>設備の具体的設計結果 上: 設計結果 下: 記録等</th> <th>確認方法</th> <th>設備の具体的設計結果 上: 設計結果 下: 記録等</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">要目表に記載しない設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【検査項目】</td> <td>【検査方法】</td> </tr> </tbody> </table>	○○施設		基本設計方針		技術標準全文		○○条		○○条		設備区分	系統名	機器区分	技術標準全文		○○条		○○条		設備リスト 様式-2	関連条文	設備名称	設計設計結果 上: 要目表/設計方針 下: 記録等	設備の具体的設計結果 上: 設計結果 下: 記録等	確認方法	設備の具体的設計結果 上: 設計結果 下: 記録等	確認方法								【検査項目】	【検査方法】								【検査項目】	【検査方法】								【検査項目】	【検査方法】								【検査項目】	【検査方法】	要目表に記載しない設備							【検査項目】	【検査方法】								【検査項目】	【検査方法】	<p>・各社の様式フォーマットの差異</p>																																																																																																																																				
○○施設		基本設計方針		技術標準全文		○○条		○○条																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設備区分	系統名	機器区分	技術標準全文		○○条		○○条																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			様式-2	関連条文	設備名称	設備の具体的設計結果 (上: 要目表/設計方針) (下: 記録等)	確認方法	設備の具体的設計結果 (上: 設計結果) (下: 記録等)	確認方法																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			□□条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			△△条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			○○条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
技術標準要求設備(要目表として記載されていない設備)			□□条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			△△条		【記録等】	【記録等】	【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
○○施設		基本設計方針		技術標準全文		○○条		○○条																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設備区分	系統名	機器区分	技術標準全文		○○条		○○条																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			設備リスト 様式-2	関連条文	設備名称	設計設計結果 上: 要目表/設計方針 下: 記録等	設備の具体的設計結果 上: 設計結果 下: 記録等	確認方法	設備の具体的設計結果 上: 設計結果 下: 記録等	確認方法																																																																																																																																																																																																																																																																																				
							【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
							【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
							【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
							【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要目表に記載しない設備							【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
							【検査項目】	【検査方法】																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">様式-9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績 (設備関係) (例)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電用原子炉施設の種別</th> <th rowspan="2">設備区分</th> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">機器区分</th> <th rowspan="2">機器名称</th> <th rowspan="2">品質管理グレード</th> <th>インシデント</th> <th>インシデント</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>7.3 設計開発・開発の適用業務</th> <th>7.4 調達・メンテナンスの適用業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理グレード	インシデント	インシデント	備考	7.3 設計開発・開発の適用業務	7.4 調達・メンテナンスの適用業務																																																																																																																																																																												<p style="text-align: center;">様式-9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績 (設備関係) (例)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備区分・分類</th> <th rowspan="2">設備名称</th> <th>設計開発区分</th> <th>調達管理区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」の適用</th> <th>保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	設備区分・分類	設備名称	設計開発区分	調達管理区分	備考	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」の適用	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」の適用																																																																																																<p>・各社の様式フォーマットの差異</p>
発電用原子炉施設の種別							設備区分	系統名		機器区分	機器名称	品質管理グレード	インシデント	インシデント	備考																																																																																																																																																																																																																																																																															
	7.3 設計開発・開発の適用業務	7.4 調達・メンテナンスの適用業務																																																																																																																																																																																																																																																																																												
設備区分・分類	設備名称	設計開発区分	調達管理区分	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」の適用	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」の適用																																																																																																																																																																																																																																																																																											

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>添付1 建設当時の品質マネジメントシステム体制</p> <p>1970年に公布された米国連邦規則10CFR50付録B「Quality Assurance Criteria for Nuclear Power Plant and Fuel Reprocessing Plants」を参考に、1972年に(社)日本電気協会によって「原子力発電所の品質保証手引」(J E A G 4 1 0 1-1972)が制定された。その後、「原子力発電所の品質保証方針」(J E A G 4 1 0 1-1981)が制定され、その内容を参考として、当社は「品質保証基本計画書」並びにこれらを具体化した文書等を定めることにより最初の品質マネジメントシステム体制を構築した。</p> <p>これ以降、J E A G 4 1 0 1の改正を適宜反映しており、柏崎刈羽原子力発電所第7号機(1992年2月工事着工)の建設時から、発電所の工事に係る品質を確保してきた。</p> <p>2003年には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正により、品質保証計画書を保安規定に定めることが義務化され、それにあわせて、J E A G 4 1 0 1からJ E A C 4 1 1 1「原子力発電所における安全のための品質保証規程」に移行されたことを受けて、当社の品質マネジメントシステム体制を再構築した。</p> <p>2013年には「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(以下「品証規則」という。)が施行され、当社の品質マネジメントシステム体制に品証規則に基づく管理を追加した。</p> <p>2020年には、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(2017年法律第15号)」の施行に伴い、品質管理基準規則が施行され、当社の品質マネジメントシステム体制は現在に至っている。</p> <p>このような品質保証活動の中で、一貫して行ってきた根幹となる品質保証活動について、健全な安全文化を育成及び維持するための活動につながる視点を用いて整理した結果を別表1に示す。</p> <p>また、建設当時の文書及び記録に関する管理とそのベースとなる民間規格の変遷及びそれらが品質管理基準規則と相違ないことを別図1に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付-1</p> <p>品質マネジメントシステム体制の変遷</p> <p>2003年にJEAC4111-2003「原子力発電所における安全のための品質保証規程」が制定されたことから、当社としても自主的にこれを適用した。なお、2009年に改定されたJEAC4111-2009は、当時の原子力・保安院にて、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の要求事項を満たすとの評価がなされている。</p> <p>2013年には「使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査の組織の技術基準に関する規則」(以下「品証規則」という。)が施行され、当社の品質マネジメントシステム体制に品証規則に基づく管理を追加した。</p> <p>2020年には、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(2017年法律第15号)」の施行に伴い、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品管規則」という。)が施行され、当社の品質マネジメントシステム体制は現在に至っている。</p> <p>このような品質保証活動の中で、一貫して行ってきた根幹となる品質保証活動について、健全な安全文化を育成及び維持するための活動につながる視点を用いて整理した結果を別表1に示す。</p> <p>また、JEAC4111-2003の自主的な適用開始時からの当社QMSのベースとなった民間規格、規則及び原子力品質保証規程(設工認において使用される主要な二次マニュアル含む)の変遷及びそれらが品管規則と相違ないことを別図1に示す。</p>	<p>・品質保証活動変遷の差異</p>

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】		リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																		
別表1 健全な安全文化を育成及び維持するための活動につながる品質保証活動		別表1 健全な安全文化を育成及び維持するための活動につながる品質保証活動	・健全な安全文化を育成及び維持するための活動の差異。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品質管理基準規則解釈</th> <th>対応する主なトレイツ又は社内活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</td> <td>(社内活動)安全文化に関する社内教育および評価・醸成活動の展開全般。 【PA】すべての職員が原子力安全に責任を負う。</td> </tr> <tr> <td>2 風通しの良い組織文化が形成されている。</td> <td>【WE】組織内において相手への信頼や尊重の姿勢が浸透している。 【CO】安全に焦点を置いたコミュニケーションをする。</td> </tr> <tr> <td>3 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</td> <td>【PA】すべての職員が原子力安全に責任を負う。</td> </tr> <tr> <td>4 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</td> <td>【DM】原子力安全の確保、またはそれに影響を与える意思決定は、体系的で、厳密に、かつ徹底的に考え抜かれたものでなければならない。</td> </tr> <tr> <td>5 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</td> <td>【QA】一人ひとりが、原子力固有のリスクを認識し、過信することなく、現行の状況や活動に疑問を投げかけ続ける。</td> </tr> <tr> <td>6 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</td> <td>【PI】安全に影響を及ぼす可能性のある問題点を速やかに特定、十分に評価し、重要度に応じた処理や是正を即座に行う。</td> </tr> <tr> <td>7 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</td> <td>【CL】安全の維持・向上について、学ぶ機会を重んじ、学びを実践する。 (下位項目に監査、自己評価結果の共有・活用を明示)</td> </tr> <tr> <td>8 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</td> <td>(社内活動)セキュリティに関する社内教育。 【CO】安全に焦点を置いたコミュニケーションをする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例【 】:健全な原子力安全文化を体現する各人・リーダー・組織の特性(略称:トレイツ) (2014年11月11日制定)の主要要素</p>		品質管理基準規則解釈		対応する主なトレイツ又は社内活動	1 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	(社内活動)安全文化に関する社内教育および評価・醸成活動の展開全般。 【PA】すべての職員が原子力安全に責任を負う。	2 風通しの良い組織文化が形成されている。	【WE】組織内において相手への信頼や尊重の姿勢が浸透している。 【CO】安全に焦点を置いたコミュニケーションをする。	3 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	【PA】すべての職員が原子力安全に責任を負う。	4 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	【DM】原子力安全の確保、またはそれに影響を与える意思決定は、体系的で、厳密に、かつ徹底的に考え抜かれたものでなければならない。	5 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	【QA】一人ひとりが、原子力固有のリスクを認識し、過信することなく、現行の状況や活動に疑問を投げかけ続ける。	6 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	【PI】安全に影響を及ぼす可能性のある問題点を速やかに特定、十分に評価し、重要度に応じた処理や是正を即座に行う。	7 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	【CL】安全の維持・向上について、学ぶ機会を重んじ、学びを実践する。 (下位項目に監査、自己評価結果の共有・活用を明示)	8 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(社内活動)セキュリティに関する社内教育。 【CO】安全に焦点を置いたコミュニケーションをする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>安全文化評価項目※</th> <th>安全文化醸成活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 安全最優先の考え方の共有</td> <td>・現場作業重点管理ポイント実施と検証の実施 ・グループミーティングを通して安全最優先の考え方の浸透状況の確認 ・工事災害事例に基づきグループ討議の実施</td> </tr> <tr> <td>2 トップマネジメントのリーダーシップ</td> <td>・安全文化醸成活動に係る社長指示事項の発信 ・経営層による安全に関する講話</td> </tr> <tr> <td>3 安全確保の仕組みの構築</td> <td>・安全事前評価の計画的な実施による安全意識の向上 ・現場工事監理の適格な実施とパトロールによる安全確保策の実施</td> </tr> <tr> <td>4 円滑なコミュニケーション</td> <td>・協力企業との現場パトロール時声掛け運動の実践 ・現場作業員との対話活動の実施 ・グループミーティング実施によるコミュニケーション活動</td> </tr> <tr> <td>5 学ぶ姿勢</td> <td>・安全文化に関する学習やグループ討議 ・安全文化研修への参加 ・社外原子力安全に関する研修参加</td> </tr> <tr> <td>6 潜在的なリスクの認識</td> <td>・災害事例検討会でのリスクの検討 ・不適合の分析による再発防止対策の実施</td> </tr> <tr> <td>7 活力のある職場環境</td> <td>・グループ会議での自由討議の実施 ・定期的なグループミーティングの実施による活気ある職場づくり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2021年3月までは、JANSIの7原則を参考にしてきた。 2021年4月より、トレイツを導入</p>	安全文化評価項目※	安全文化醸成活動	1 安全最優先の考え方の共有	・現場作業重点管理ポイント実施と検証の実施 ・グループミーティングを通して安全最優先の考え方の浸透状況の確認 ・工事災害事例に基づきグループ討議の実施	2 トップマネジメントのリーダーシップ	・安全文化醸成活動に係る社長指示事項の発信 ・経営層による安全に関する講話	3 安全確保の仕組みの構築	・安全事前評価の計画的な実施による安全意識の向上 ・現場工事監理の適格な実施とパトロールによる安全確保策の実施	4 円滑なコミュニケーション	・協力企業との現場パトロール時声掛け運動の実践 ・現場作業員との対話活動の実施 ・グループミーティング実施によるコミュニケーション活動	5 学ぶ姿勢	・安全文化に関する学習やグループ討議 ・安全文化研修への参加 ・社外原子力安全に関する研修参加	6 潜在的なリスクの認識	・災害事例検討会でのリスクの検討 ・不適合の分析による再発防止対策の実施	7 活力のある職場環境	・グループ会議での自由討議の実施 ・定期的なグループミーティングの実施による活気ある職場づくり
品質管理基準規則解釈	対応する主なトレイツ又は社内活動																																				
1 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	(社内活動)安全文化に関する社内教育および評価・醸成活動の展開全般。 【PA】すべての職員が原子力安全に責任を負う。																																				
2 風通しの良い組織文化が形成されている。	【WE】組織内において相手への信頼や尊重の姿勢が浸透している。 【CO】安全に焦点を置いたコミュニケーションをする。																																				
3 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	【PA】すべての職員が原子力安全に責任を負う。																																				
4 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	【DM】原子力安全の確保、またはそれに影響を与える意思決定は、体系的で、厳密に、かつ徹底的に考え抜かれたものでなければならない。																																				
5 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	【QA】一人ひとりが、原子力固有のリスクを認識し、過信することなく、現行の状況や活動に疑問を投げかけ続ける。																																				
6 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	【PI】安全に影響を及ぼす可能性のある問題点を速やかに特定、十分に評価し、重要度に応じた処理や是正を即座に行う。																																				
7 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	【CL】安全の維持・向上について、学ぶ機会を重んじ、学びを実践する。 (下位項目に監査、自己評価結果の共有・活用を明示)																																				
8 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(社内活動)セキュリティに関する社内教育。 【CO】安全に焦点を置いたコミュニケーションをする。																																				
安全文化評価項目※	安全文化醸成活動																																				
1 安全最優先の考え方の共有	・現場作業重点管理ポイント実施と検証の実施 ・グループミーティングを通して安全最優先の考え方の浸透状況の確認 ・工事災害事例に基づきグループ討議の実施																																				
2 トップマネジメントのリーダーシップ	・安全文化醸成活動に係る社長指示事項の発信 ・経営層による安全に関する講話																																				
3 安全確保の仕組みの構築	・安全事前評価の計画的な実施による安全意識の向上 ・現場工事監理の適格な実施とパトロールによる安全確保策の実施																																				
4 円滑なコミュニケーション	・協力企業との現場パトロール時声掛け運動の実践 ・現場作業員との対話活動の実施 ・グループミーティング実施によるコミュニケーション活動																																				
5 学ぶ姿勢	・安全文化に関する学習やグループ討議 ・安全文化研修への参加 ・社外原子力安全に関する研修参加																																				
6 潜在的なリスクの認識	・災害事例検討会でのリスクの検討 ・不適合の分析による再発防止対策の実施																																				
7 活力のある職場環境	・グループ会議での自由討議の実施 ・定期的なグループミーティングの実施による活気ある職場づくり																																				

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<p style="text-align: center; color: blue;">別図1 文書及び記録に関する管理と文書体系の変遷</p> <p>参考又は適用した基準・規格・規則</p> <p>当時の当社の管理手順</p> <p>「原子力発電所の品質保証手引(JEAG4101)」に基づく管理</p> <ul style="list-style-type: none"> JEAG4101-1972 JEAG4101-1981, 1985 JEAG4101-1990 1992年2月工事着工～ JEAG4101-1993 JEAG4101-2000 <p>品質保証基本計画書(建設所版) (1984.9.14施行)</p> <p>品質保証運用マニュアル(建設所版) (安セ-2 1991.11.25施行)</p> <p>品質保証マニュアル(発電所版) (安-1 2000.3.31施行)</p> <p>2003年9月～</p> <p>「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」に基づく管理</p> <ul style="list-style-type: none"> JEAC4111-2003 JEAC4111-2009 <p>原子力品質保証規程 (V-4 2004.5.10施行)</p> <p>原子力品質保証規程 (Z-21 2005.4.18施行) 文書番号変更</p> <p>原子力品質保証規程 (Z-21 2010.2.1施行)</p> <p>2013年7月～</p> <p>品証規則に基づく管理が追加</p> <ul style="list-style-type: none"> JEAC4111-2009 + 品証規則 <p>原子力品質保証規程 (Z-21 2013.8.15施行)</p> <p>2020年4月～</p> <p>品質管理基準規則に基づく管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準規則 <p>原子力品質保証規程 (Z-21 2020.4.1施行)</p>	<p style="text-align: center;">別図1 リサイクル燃料備蓄センターにおける既工認と品質マネジメントシステムの関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>2003</th> <th>2004</th> <th>2005</th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/30 JEAC4111-2003新定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11/21 RFS設立</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/13 新規制定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/16 新規制定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12/1 新規制定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/28 新規制定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1/18 新規制定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/10 改訂05</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/18 改訂14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12/18 品証運用書(運用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12/18 品証運用書(建設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4/1 改訂02</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4/1 改訂01</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5/18 改訂01</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/18 改訂03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/18 改訂02</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/18 改訂02</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/18 改訂02</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/18 改訂03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1/15 変更許可申請</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11/11 許可</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4/1 本文七号開出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7/21 添付書類九号追加</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7/28申請 9/16認可 4/1施行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/22 変更許可申請</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6/16申請 8/27認可</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/26 取下げ・申請</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/22 変更許可申請</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/26 取下げ・申請</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7/28申請 9/16認可 4/1施行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現在の品質管理が、当社QMS導入当初から適用してきた民間規格(JEAC4111)をベースに改定された変更を示す</p> <p>民間規格(JEAC4111)及び規則に基づき策定した、当社QMSの最上位の規程である「原子力品質保証規程」の改訂の変遷を示す</p> <p>原子力品質保証規程に基づき策定した二次マニュアルの改訂の変遷を示す(建設所で使用する主要な二次マニュアルを掲載)</p> <p>当社QMSのマニュアル類が、その当時の上位の規格、規則に基づき策定されていること及びその当時のQMSに基づき、許認可申請を行っていることを示している</p> <p>許認可の変遷を示す</p> <p>原子力発電所における安全のための品質保証規程 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>※3: 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</p> <p>※4: 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の反映</p> <p>※5: 「原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく対応</p>	項目	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	9/30 JEAC4111-2003新定																						11/21 RFS設立																						2/13 新規制定																						3/16 新規制定																						12/1 新規制定																						3/28 新規制定																						1/18 新規制定																						3/10 改訂05																						2/18 改訂14																						12/18 品証運用書(運用)																						12/18 品証運用書(建設)																						4/1 改訂02																						4/1 改訂01																						5/18 改訂01																						2/18 改訂03																						2/18 改訂02																						2/18 改訂02																						2/18 改訂02																						2/18 改訂03																						1/15 変更許可申請																						11/11 許可																						4/1 本文七号開出																						7/21 添付書類九号追加																						7/28申請 9/16認可 4/1施行																						3/22 変更許可申請																						6/16申請 8/27認可																						2/26 取下げ・申請																						3/22 変更許可申請																						2/26 取下げ・申請																						7/28申請 9/16認可 4/1施行																						<ul style="list-style-type: none"> 品質保証活動変遷の差異 事業許可, 保安規定, 設工認及び工事計画の状況を追加
項目	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9/30 JEAC4111-2003新定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11/21 RFS設立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/13 新規制定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3/16 新規制定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12/1 新規制定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3/28 新規制定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1/18 新規制定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3/10 改訂05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/18 改訂14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12/18 品証運用書(運用)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12/18 品証運用書(建設)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4/1 改訂02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4/1 改訂01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5/18 改訂01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/18 改訂03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/18 改訂02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/18 改訂02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/18 改訂02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/18 改訂03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1/15 変更許可申請																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11/11 許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4/1 本文七号開出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7/21 添付書類九号追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7/28申請 9/16認可 4/1施行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3/22 変更許可申請																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6/16申請 8/27認可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/26 取下げ・申請																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3/22 変更許可申請																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2/26 取下げ・申請																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7/28申請 9/16認可 4/1施行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>添付2 当社におけるグレード分けの考え方</p> <p>当社では業務の実施に際し、保安活動の重要度に応じて、グレード分けの考え方を適用している。</p> <p>設計管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計・開発」）及び調達管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」）に係るグレード分けの基本的な考え方については、以下のとおりである。</p> <p>1. 設計管理におけるグレード分けの基本的な考え方</p> <p>設計管理に関する品質保証活動については、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3 設計・開発」を適用することから、原子力発電プラントを構成する構築物、システム、装置、機器及びそれらの運用業務（運転手順を除く）に関する新設計・新技術の導入あるいは設計変更のうち、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計管理対象を判断して設計管理を実施している。</p> <p>設計管理におけるグレード分けは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく安全上の機能別重要度（安全性）と発電への影響度（信頼性）に応じて設定した別表1に示す重要度区分、並びに重大事故等対処設備においては当該設備の機能の重要性を踏まえ、別表2のとおり設計管理区分（I s, I, II, III, 対象外）を設定しグレード分けを実施している。</p> <p>設工認における設計管理に関する活動内容とその標準的な業務フローを別図1（1/3）に示す。</p> <p>2. 調達管理におけるグレード分けの基本的な考え方</p> <p>調達管理に関する品質保証活動については、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.4 調達」を適用することから、物品、工事及び役務等の全ての調達業務に対し、「調達管理基本マニュアル」に基づき調達管理を実施している。</p> <p>ただし、原子力安全を実現するための保安活動に直接関係しない調達（構内の植木剪定、構内道路の舗装、バスの運行、事務本館の清掃、事務用品の調達等）及び原子燃料調達基本マニュアルに基づく原子燃料の調達に必要な調達については適用を除外している。</p> <p>調達管理におけるグレード分けは、原子力安全に及ぼす影響に応じて、「別表2に示す「設計管理基本マニュアル」に定める設計管理区分、「重要度分類・保全方式策定マニュアル」に定める保全重要度等を踏まえ、別表3のとおり品質管理グレード（I～IV）を設定しグレード分けを実施している。</p> <p>また、一般産業用工業品についても調達要求事項に適合していることを確認できるように、品質管理グレード（I～IV）を定めている。</p> <p>調達対象物の品質管理グレードに応じた要求項目と管理項目について、別表4に示す。</p> <p>設工認における調達管理に関する活動内容とその標準的な業務フローを別図1（2/</p>	<p>添付-2 当社におけるグレード分けの考え方</p> <p>当社では業務の実施に際し、保安活動の重要度に応じて、グレード分けの考え方を適用している。</p> <p>設計管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」）及び調達管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」）に係るグレード分けの基本的な考え方については、以下のとおりである。</p> <p>1. 設計管理におけるグレード分けの基本的な考え方</p> <p>設計管理に関する品質保証活動については、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3 設計開発」を適用することから、使用済燃料貯蔵施設を構成する構築物、システム、装置、機器及びそれらの運用業務に関する新設計・新技術の導入あるいは設計変更のうち、「設計管理マニュアル」に基づき設計管理対象を判断して設計管理を実施している。</p> <p>設計管理におけるグレード分けは、「設計管理マニュアル」に示す重要度区分に応じてグレード分けを実施している。</p> <p>設工認における設計管理に関する活動内容とその標準的な業務フローを別図1（1/3）に示す。</p> <p>2. 調達管理におけるグレード分けの基本的な考え方</p> <p>調達管理に関する品質保証活動については、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.4 調達」を適用することから、物品、工事及び役務等の全ての調達業務に対し、「調達管理マニュアル」に基づき調達管理を実施している。</p> <p>ただし、原子力安全を実現するための保安活動に直接関係しない調達（構内の植木剪定、構内道路の舗装、バスの運行、事務建屋の清掃、事務用品の調達等）については適用を除外している。</p> <p>調達管理におけるグレード分けは、原子力安全に及ぼす影響に応じて、「設計管理マニュアル」に定める設計管理区分に定める重要度等を踏まえ、別表3のとおり品質管理グレード（I～III）を設定しグレード分けを実施している。</p> <p>また、一般産業用工業品についても調達要求事項に適合していることを確認できるように、品質管理グレードを定めている。</p> <p>調達対象物の品質管理グレードに応じた要求項目と管理項目について、別表4に示す。</p> <p>設工認における調達管理に関する活動内容とその標準的な業務フローを別図1（2/</p>	<p>・内容に差異なし</p> <p>・グレード分けの考え方の差異</p> <p>・内容に差異なし</p> <p>・当社に「原子燃料」に関する調達がないことによる差異</p> <p>・社内マニュアル名称の差異</p> <p>・グレード分けの考え方の差異</p> <p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																
3) 及び別図1(3/3)に示す。 <p style="text-align: center;">別表1 重要度区分</p> <table border="1" data-bbox="172 436 1163 1255"> <thead> <tr> <th colspan="2">重要度区分</th> <th rowspan="2">定義</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>a</td> <td>設計基準対象施設の範囲で、原子炉の安全機能又は放射線防護機能を維持していく上で重要となる設備 (MS-1, 2, PS-1, 2)</td> </tr> <tr> <td>a'</td> <td>設計基準対象施設の範囲で、当該機器等の故障、破損により直ちに発電停止、あるいは管理上の制限により、プラントの信頼性に影響を与える設備 *MS-3, PS-3 であっても、直ちに発電停止、出力低下に至るものは、運転上重要と考え、重要度は「A」とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>b</td> <td>設計基準対象施設の範囲において、重要度区分A以外で、原子炉の安全機能又は放射線防護機能を維持していく上で重要となる設備 (MS-3, PS-3)</td> </tr> <tr> <td>b'</td> <td>設計基準対象施設の範囲において、重要度区分A以外で、当該機器等の故障、破損により直ちにプラントの停止あるいは出力低下に至ることはないが、点検、修理を行うためにプラントの信頼性に影響を与える設備</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>a</td> <td>シビアアクシデント対策設備であって、当該設備の使用、故障、破損により以下に示す影響を与える設備 ・プラント通常運転に影響を与えるもの ・設計基準事故時の安全機能に影響を与えるもの ・重大事故等の発生時のSA機能に影響を与えるもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>c</td> <td>重要度区分A, B, S以外の設備</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>g</td> <td>設備に共通的な設計 (例)耐震設計, 遮へい設計, 配置設計, 火災防護設計, 溢水防護設計, 津波防護設計, 外部事象設計等</td> </tr> </tbody> </table>	重要度区分		定義	大分類	小分類	A	a	設計基準対象施設の範囲で、原子炉の安全機能又は放射線防護機能を維持していく上で重要となる設備 (MS-1, 2, PS-1, 2)	a'	設計基準対象施設の範囲で、当該機器等の故障、破損により直ちに発電停止、あるいは管理上の制限により、プラントの信頼性に影響を与える設備 *MS-3, PS-3 であっても、直ちに発電停止、出力低下に至るものは、運転上重要と考え、重要度は「A」とする	B	b	設計基準対象施設の範囲において、重要度区分A以外で、原子炉の安全機能又は放射線防護機能を維持していく上で重要となる設備 (MS-3, PS-3)	b'	設計基準対象施設の範囲において、重要度区分A以外で、当該機器等の故障、破損により直ちにプラントの停止あるいは出力低下に至ることはないが、点検、修理を行うためにプラントの信頼性に影響を与える設備	S	a	シビアアクシデント対策設備であって、当該設備の使用、故障、破損により以下に示す影響を与える設備 ・プラント通常運転に影響を与えるもの ・設計基準事故時の安全機能に影響を与えるもの ・重大事故等の発生時のSA機能に影響を与えるもの	C	c	重要度区分A, B, S以外の設備	—	g	設備に共通的な設計 (例)耐震設計, 遮へい設計, 配置設計, 火災防護設計, 溢水防護設計, 津波防護設計, 外部事象設計等	3) 及び別図1(3/3)に示す。 <p style="text-align: center;">別表1 重要度区分</p> <table border="1" data-bbox="1193 428 2184 802"> <thead> <tr> <th>重要度区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>使用済燃料貯蔵施設の安全機能を有する施設のうち基本的安全機能を確保するうえで必要な施設</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本的安全機能を確保するうえで必要な施設を除くその他の安全機能を有する施設</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A, B以外の施設</td> </tr> </tbody> </table>	重要度区分	定義	A	使用済燃料貯蔵施設の安全機能を有する施設のうち基本的安全機能を確保するうえで必要な施設	B	基本的安全機能を確保するうえで必要な施設を除くその他の安全機能を有する施設	C	A, B以外の施設	・グレード分けの考え方の差異
重要度区分		定義																																
大分類	小分類																																	
A	a	設計基準対象施設の範囲で、原子炉の安全機能又は放射線防護機能を維持していく上で重要となる設備 (MS-1, 2, PS-1, 2)																																
	a'	設計基準対象施設の範囲で、当該機器等の故障、破損により直ちに発電停止、あるいは管理上の制限により、プラントの信頼性に影響を与える設備 *MS-3, PS-3 であっても、直ちに発電停止、出力低下に至るものは、運転上重要と考え、重要度は「A」とする																																
B	b	設計基準対象施設の範囲において、重要度区分A以外で、原子炉の安全機能又は放射線防護機能を維持していく上で重要となる設備 (MS-3, PS-3)																																
	b'	設計基準対象施設の範囲において、重要度区分A以外で、当該機器等の故障、破損により直ちにプラントの停止あるいは出力低下に至ることはないが、点検、修理を行うためにプラントの信頼性に影響を与える設備																																
S	a	シビアアクシデント対策設備であって、当該設備の使用、故障、破損により以下に示す影響を与える設備 ・プラント通常運転に影響を与えるもの ・設計基準事故時の安全機能に影響を与えるもの ・重大事故等の発生時のSA機能に影響を与えるもの																																
C	c	重要度区分A, B, S以外の設備																																
—	g	設備に共通的な設計 (例)耐震設計, 遮へい設計, 配置設計, 火災防護設計, 溢水防護設計, 津波防護設計, 外部事象設計等																																
重要度区分	定義																																	
A	使用済燃料貯蔵施設の安全機能を有する施設のうち基本的安全機能を確保するうえで必要な施設																																	
B	基本的安全機能を確保するうえで必要な施設を除くその他の安全機能を有する施設																																	
C	A, B以外の施設																																	

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】			リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】		備考
別表2 設計管理区分			別表2 設計管理区分		・グレード分けの考え方の差異
設計管理区分	所掌	適用される設計管理の対象	設計管理区分	適用される設計管理の対象	
区分Is	本社	<ul style="list-style-type: none"> プラントの基本設計及びそれに関わる設計変更 プラント詳細設計のうち、重要度区分Aに該当する設備に適用する新設計及びそれに関わる設計変更 重要度区分Aに該当するものであって、設計管理区分Iに該当する設計管理対象項目のうち、当社原子力部門で初めて導入する新設計及びそれに関わる設計変更 重要度区分Sに該当するものであって、本社の設計担当箇所の長が本社での検討を必要と認めた重要な新設計及びそれに関わる設計変更 設計管理区分の原則によらず本社の設計担当箇所の長が本社での検討を必要と認めた重要な新設計及びそれに関わる設計変更 	区分I	使用済燃料貯蔵施設の安全機能を有する施設のうち基本的安全機能を確保する上で必要な施設に関する設計	
区分I	発電所	<ul style="list-style-type: none"> プラントの基本設計及びそれに関わる設計変更 プラント詳細設計のうち、重要度区分A、Sに該当する設備に適用する新設計及びそれに関わる設計変更 	区分II	基本的安全機能を確保する上で必要な施設を除くその他の安全機能を有する施設に関する設計	
区分II	発電所	<ul style="list-style-type: none"> プラント詳細設計のうち、重要度区分A、B、Sに該当する設備に適用する新設計及びそれに関わる設計変更 	設計管理区分適用外	設計管理区分I、II以外の設計	
区分III	発電所	<ul style="list-style-type: none"> 区分IIに該当する設計変更で、過去に設計内容が承認され、妥当性確認が完了しているもの プラント詳細設計のうち、重要度区分Sに該当する設備に適用する軽微な設計変更 プラント詳細設計のうち、工事実施に伴うプラント安全設計への影響(波及的影響を含む)が有る新設計及びそれに関わる設計変更のうち、区分IsからIIのいずれにも該当しないもの 			
対象外	発電所	<ul style="list-style-type: none"> プラント詳細設計のうち、重要度区分AからC、Sに該当する設備に適用する新設計及びそれに関わる設計変更のうち、区分IsからIIIのいずれにも該当しないもの 			
注：区分Iから区分IIIの取り扱い区分の詳細は、以下に則る。 <ul style="list-style-type: none"> 設計管理区分の詳細は、別途定める系統毎の設計管理対象項目と系統別グレード区分の具体例により設定する。 当社原子力部門において、過去に設計内容が承認され、妥当性確認が完了しているものについては、設計管理区分を1グレード下げて管理できる。 上記に基づき判断し、区分IIで実績がある場合は区分IIIとする。 設計管理対象件名の適用範囲が複数の系統に関わる場合は、一番上位の設計管理区分を設定する。 					

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】						リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】		備考
別表3 品質管理グレード						別表3 品質管理グレード		・グレード分けの考え方の差異
品質管理 グレード	設計管理 区分	「解析実施状況調査」 等、プロセスの実施 状況確認による検証	保全重要度	安全機能上の 重要度分類	マニュアルで定 める社員が遵守 すべき事項	品質管理 グレード	設計管理 区分	
I	I s, I	○				I	(1) 設計管理区分Ⅰの設備, 機器 (除く一般産業用工業品) (2) 設計管理区分Ⅱの相当品*1の設備, 機器 (除く一般産業用工業品)	
II			1, 2		○	II	(1) 設計管理区分Ⅱの型式特定品, 購入実績がある設備, 機器*2 (除く一般産業用工業品)	
III			3, 4	MS-3, PS-3		III	(1) 設計管理区分Ⅰ, Ⅱ以外の設備, 機器 (2) 設計管理区分Ⅰ, Ⅱの一般産業用工業品	
IV			3, 4	ノンクラス				
注: 型式特定品の購買及び軽微な工事(委託)は1グレード, 部品, 消耗品の購買は2グレード 下げて適用する。ただし, 品質管理グレードⅠの調達はグレードを下げる適用は行わない。						*1: 相当品 「製造者及び型式等」の仕様を特定せず, 提示した仕様により同等の品質を 確保した調達が可能な完成品及び設備の構成機器, 部品又は物品 *2: 型式特定品, 購入実績がある機器 「製造者及び型式等」の仕様を特定して調達する完成品及び設備の構成部品, 部品又は物品		

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																																																																																																						
<p>別表4 調達対象物の品質管理グレードに応じた要求項目と管理項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求項目/管理項目</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調達先の登録・選定・更新 ・原子力登録取引先からの見積依頼先選定 ・原子力取引先登録時の図書による技術審査</td> <td>○</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>品質保証規格等の要求 ・JEAG4121附属書(標準品質保証仕様書)に基づく品質保証活動</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・品質マニュアルまたは品質保証計画書の提出</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・提出図書のトレーサビリティの確保</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・調達対象物(物品)のトレーサビリティの確保(シリアル番号,ロット番号等)</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・供給者の発注先選定における技術的能力及び品質マネジメントシステム体制の評価</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・供給者の発注先に対する管理</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調達先の評価・再評価 ・設計管理区分Is及びIの対象となる調達における見積依頼時の技術審査</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・新規登録取引先が含まれる調達における初回見積依頼時の技術審査</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・工事成績表等の作成による再評価</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・外部監査の実施(臨時,定期監査等)</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>履行管理及び検証 ・供給者が実施する性能確認検査等の立会確認</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・供給者が実施する性能確認検査等の記録確認</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・供給者が実施する性能確認以外の検査等に対する監視員の確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・成果物として提出を要求した提出図書等による当社要求仕様との適合性確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・外部監査の実施(重度の不適合が確認された場合等)</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>・許認可解析における「解析実施状況調査」等プロセスの実施状況確認</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>・設計管理基本マニュアルに基づき設定した妥当性確認のための検査等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記号の解説) ○:必ず適用 △:供給者の品質管理活動の不備等により,調達対象物に重要な不適合が確認された場合等に必要に応じ適用 ×:原則適用しない(ただし,調達対象物の品質管理上の事由により,請求箇所の判断で適用する) ☆:JIS及びASME規格への適合品を当該製品の製造について認定された供給者から購入する場合は,適用を除外することができる(本条件においては,JISマーク表示制度並びにNスタンプ制度により,その製品の品質等が保証されることから,これら項目の適用を除外する)</p>	要求項目/管理項目	I	II	III	IV	調達先の登録・選定・更新 ・原子力登録取引先からの見積依頼先選定 ・原子力取引先登録時の図書による技術審査	○	○*	○*	×	品質保証規格等の要求 ・JEAG4121附属書(標準品質保証仕様書)に基づく品質保証活動	○*	○*	○*	×	・品質マニュアルまたは品質保証計画書の提出	○*	○*	×	×	・提出図書のトレーサビリティの確保	○	○	○	×	・調達対象物(物品)のトレーサビリティの確保(シリアル番号,ロット番号等)	○*	○*	○*	×	・供給者の発注先選定における技術的能力及び品質マネジメントシステム体制の評価	○	○	×	×	・供給者の発注先に対する管理	○	○	○	×	調達先の評価・再評価 ・設計管理区分Is及びIの対象となる調達における見積依頼時の技術審査	○	×	×	×	・新規登録取引先が含まれる調達における初回見積依頼時の技術審査	○	○	×	×	・工事成績表等の作成による再評価	○	○	×	×	・外部監査の実施(臨時,定期監査等)	△	△	△	△	履行管理及び検証 ・供給者が実施する性能確認検査等の立会確認	○	×	×	×	・供給者が実施する性能確認検査等の記録確認	×	○	○	○	・供給者が実施する性能確認以外の検査等に対する監視員の確認	○	○	○	○	・成果物として提出を要求した提出図書等による当社要求仕様との適合性確認	○	○	○	○	・外部監査の実施(重度の不適合が確認された場合等)	△	△	△	△	・許認可解析における「解析実施状況調査」等プロセスの実施状況確認	○	×	×	×	・設計管理基本マニュアルに基づき設定した妥当性確認のための検査等	○	○	○	○	<p>別表4 調達対象物の品質管理グレードに応じた要求項目と管理項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求項目/管理項目</th> <th colspan="3">品質管理グレード</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 調達先の登録・選定・更新 (1)取引先の登録および登録取引先からの見積依頼先選定 (2)取引先登録時の外部監査による技術審査(※5) (3)取引先登録時の図書による技術審査</td> <td>○</td> <td>○*</td> <td>-※6</td> </tr> <tr> <td>2. 供給者に対する品質保証規格等の要求範囲 (1)JEAC4111-2021附属書-4品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書の要求事項に基づく品質保証活動 (2)品質マニュアルまたは品質保証基本計画書の提出 (3)提出図書のトレーサビリティの確保 (4)調達対象物(物品)のトレーサビリティの確保(シリアル番号,ロット番号など) (5)供給者の発注先選定における技術的能力および品質保証体制の評価 (6)供給者の発注先に対する管理</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3. 履行管理および検証 (1)受注者が実施する性能確認試験・検査がある場合の監視員の立会(※1,※3) (2)受注者が実施する性能確認試験・検査がある場合の記録確認(※2,※3) (3)受注者が実施する性能確認以外の試験・検査がある場合の監視員の確認(※2,※3) (4)外部監査の実施 (5)成果物として受注者に提出を要求した提出図書等による当社要求仕様との適合性確認 (6)許認可解析における「解析実施状況調査」等プロセスの実施状況確認</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4. 簡易調達における契約書等の取り交わし(※4)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】 ○:必ず適用。 △:供給者の品質保証活動に重度の不適合が確認された場合等,必要に応じ適用。 -:請求箇所が必要に応じ適用の可否を判断する。 *:JISおよびASME規格への適合品を,当該製品の製造について認定された供給者から購入する場合は適用を除外することができる。</p> <p>【注記】 ※1:監視員の立会は,抜取も可とする。この場合,立会を行わないものについては記録確認を行う。 ※2:監視員による記録確認は,原則として受注者施設(工場等)ではなく,当社施設(使用済燃料貯蔵施設)で実施する。 ※3:受注者施設等で監視員が立会または記録確認を実施する場合は,検査要領(承認図書の提出を求め等)および出荷許可の方法(口頭等)を仕様書等に記載する。 ※4:特別な条件を付す契約ならびに納期を厳守させる必要がある場合を除く。 ※5:登録時に条件付き合格とした場合には,契約締結までに実施すればよい。 ※6:新規調達先の場合は経理Gに届出(任意様式)ること。</p>	要求項目/管理項目	品質管理グレード			I	II	III	1. 調達先の登録・選定・更新 (1)取引先の登録および登録取引先からの見積依頼先選定 (2)取引先登録時の外部監査による技術審査(※5) (3)取引先登録時の図書による技術審査	○	○*	-※6	2. 供給者に対する品質保証規格等の要求範囲 (1)JEAC4111-2021附属書-4品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書の要求事項に基づく品質保証活動 (2)品質マニュアルまたは品質保証基本計画書の提出 (3)提出図書のトレーサビリティの確保 (4)調達対象物(物品)のトレーサビリティの確保(シリアル番号,ロット番号など) (5)供給者の発注先選定における技術的能力および品質保証体制の評価 (6)供給者の発注先に対する管理	○*	○*	-	3. 履行管理および検証 (1)受注者が実施する性能確認試験・検査がある場合の監視員の立会(※1,※3) (2)受注者が実施する性能確認試験・検査がある場合の記録確認(※2,※3) (3)受注者が実施する性能確認以外の試験・検査がある場合の監視員の確認(※2,※3) (4)外部監査の実施 (5)成果物として受注者に提出を要求した提出図書等による当社要求仕様との適合性確認 (6)許認可解析における「解析実施状況調査」等プロセスの実施状況確認	○	-	-	4. 簡易調達における契約書等の取り交わし(※4)	-	-	-	<p>・グレード分けの考え方の差異</p>
要求項目/管理項目	I	II	III	IV																																																																																																																				
調達先の登録・選定・更新 ・原子力登録取引先からの見積依頼先選定 ・原子力取引先登録時の図書による技術審査	○	○*	○*	×																																																																																																																				
品質保証規格等の要求 ・JEAG4121附属書(標準品質保証仕様書)に基づく品質保証活動	○*	○*	○*	×																																																																																																																				
・品質マニュアルまたは品質保証計画書の提出	○*	○*	×	×																																																																																																																				
・提出図書のトレーサビリティの確保	○	○	○	×																																																																																																																				
・調達対象物(物品)のトレーサビリティの確保(シリアル番号,ロット番号等)	○*	○*	○*	×																																																																																																																				
・供給者の発注先選定における技術的能力及び品質マネジメントシステム体制の評価	○	○	×	×																																																																																																																				
・供給者の発注先に対する管理	○	○	○	×																																																																																																																				
調達先の評価・再評価 ・設計管理区分Is及びIの対象となる調達における見積依頼時の技術審査	○	×	×	×																																																																																																																				
・新規登録取引先が含まれる調達における初回見積依頼時の技術審査	○	○	×	×																																																																																																																				
・工事成績表等の作成による再評価	○	○	×	×																																																																																																																				
・外部監査の実施(臨時,定期監査等)	△	△	△	△																																																																																																																				
履行管理及び検証 ・供給者が実施する性能確認検査等の立会確認	○	×	×	×																																																																																																																				
・供給者が実施する性能確認検査等の記録確認	×	○	○	○																																																																																																																				
・供給者が実施する性能確認以外の検査等に対する監視員の確認	○	○	○	○																																																																																																																				
・成果物として提出を要求した提出図書等による当社要求仕様との適合性確認	○	○	○	○																																																																																																																				
・外部監査の実施(重度の不適合が確認された場合等)	△	△	△	△																																																																																																																				
・許認可解析における「解析実施状況調査」等プロセスの実施状況確認	○	×	×	×																																																																																																																				
・設計管理基本マニュアルに基づき設定した妥当性確認のための検査等	○	○	○	○																																																																																																																				
要求項目/管理項目	品質管理グレード																																																																																																																							
	I	II	III																																																																																																																					
1. 調達先の登録・選定・更新 (1)取引先の登録および登録取引先からの見積依頼先選定 (2)取引先登録時の外部監査による技術審査(※5) (3)取引先登録時の図書による技術審査	○	○*	-※6																																																																																																																					
2. 供給者に対する品質保証規格等の要求範囲 (1)JEAC4111-2021附属書-4品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書の要求事項に基づく品質保証活動 (2)品質マニュアルまたは品質保証基本計画書の提出 (3)提出図書のトレーサビリティの確保 (4)調達対象物(物品)のトレーサビリティの確保(シリアル番号,ロット番号など) (5)供給者の発注先選定における技術的能力および品質保証体制の評価 (6)供給者の発注先に対する管理	○*	○*	-																																																																																																																					
3. 履行管理および検証 (1)受注者が実施する性能確認試験・検査がある場合の監視員の立会(※1,※3) (2)受注者が実施する性能確認試験・検査がある場合の記録確認(※2,※3) (3)受注者が実施する性能確認以外の試験・検査がある場合の監視員の確認(※2,※3) (4)外部監査の実施 (5)成果物として受注者に提出を要求した提出図書等による当社要求仕様との適合性確認 (6)許認可解析における「解析実施状況調査」等プロセスの実施状況確認	○	-	-																																																																																																																					
4. 簡易調達における契約書等の取り交わし(※4)	-	-	-																																																																																																																					

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】		リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】		備考
<p>別図1(1/3) 設計管理フロー</p>		<p>別図1(1/3) 設計管理フロー</p>		<p>・各社の体制の差異</p>
<p>別図1(2/3) 調達管理フロー(1)</p>		<p>別図1(2/3) 調達管理フロー(1)</p>		<p>・各社の体制の差異</p>
<p>別図1(3/3) 調達管理フロー(2)</p>		<p>別図1(3/3) 調達管理フロー(2)</p>		<p>・各社の体制の差異</p>

添付資料－５－２ 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>添付3 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方</p> <p>1. 設置変更許可申請書との整合性を確保する観点から、設置変更許可申請書本文に記載している、適合性確認対象設備に関する設置許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」、及び設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>2. 技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を様式-6に明確にした上で記載する。</p> <p>3. 自主的に設置したものは、原則記載しない。</p> <p>4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにする等表現を工夫する。</p> <p>5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。</p> <p>5.1 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段が特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様に記載する。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p> <p>5.2 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件が分かる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステムの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載する。）の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する実用炉規則別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文及び解釈への適合性の観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様に記載する。</p> <p>5.3 設置変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認申請書の添付書類として担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認申請書の対象とする。 ・今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、並びにその評価結果に応じて取る措置の両方を設計対象とする。 <p>5.4 各条文のうち、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。</p> <p>5.5 各項目のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p>	<p>添付-3 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方</p> <p>1. 事業(変更)許可申請書との整合性を確保する観点から、事業(変更)許可申請書本文に記載している、適合性確認対象設備に関する事業許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」、及び設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>2. 技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、事業(変更)許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を様式-6に明確にした上で記載する。</p> <p>3. 自主的に設置したものは、原則記載しない。</p> <p>4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにする等表現を工夫する。</p> <p>5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。</p> <p>5.1 事業(変更)許可申請書本文の記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段が特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業(変更)許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様に記載する。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p> <p>5.2 事業(変更)許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件が分かる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステムの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載する。）の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文及び解釈への適合性の観点で、事業(変更)許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様に記載する。</p> <p>5.3 事業(変更)許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認申請書の添付書類として担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認申請対象とする。 ・今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、並びにその評価結果に応じて取る措置の両方を設計対象とする。 <p>5.4 各条文のうち、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。</p> <p>5.5 各項目のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書名称の違いによる差異 ・申請書名称の違いによる差異 ・申請書名称の違いによる差異 ・内容に差異なし ・申請書名称の違いによる差異 ・申請書名称の違いによる差異 ・申請書名称の違いによる差異 ・申請書名称の違いによる差異 ・申請書名称の違いによる差異 ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料－５－２ 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>5.6 技術基準規則の解釈等に示された指針，原子力規制委員会文書，(旧)原子力安全・保安院文書，他省令等と呼び込む場合は，以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時に適用される要求等，特定の版の使用が求められている場合は，引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。 ・監視試験片の試験方法を示した規格等，条文等で特定の版が示されているが，施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は，保安規定等の運用の担保先の表示に加え，当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。 ・解釈等に示された条文番号は，当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し，条文番号は記載せず，条文が特定できる表題（必要に応じ，上位の表題でも可能）で記載する。 ・条件付の民間規格又は設置変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は，可能な限りその条件等を文章として反映する。また，設置変更許可申請書の添付書類と呼び込む場合は，対応する本文のタイトルと呼び込む。なお，文書名と呼び込む場合においても「技術評価書」の呼び込みは行わない。 	<p>5.6 技術基準規則の解釈等に示された指針，原子力規制委員会文書，(旧)原子力安全・保安院文書，他省令等と呼び込む場合は，以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時に適用される要求等，特定の版の使用が求められている場合は，引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。 ・条文等で特定の版が示されているが，施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は，保安規定等の運用の担保先の表示に加え，当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。 ・解釈等に示された条文番号は，当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し，条文番号は記載せず，条文が特定できる表題（必要に応じ，上位の表題でも可能）で記載する。 ・条件付の民間規格又は事業(変更)許可申請書の評価結果等を引用する場合は，可能な限りその条件等を文章として反映する。また，事業(変更)許可申請書の添付書類と呼び込む場合は，対応する本文のタイトルと呼び込む。なお，文書名と呼び込む場合においても「技術評価書」の呼び込みは行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の違いによる差異 ・内容に差異なし ・申請書名称の違いによる差異
<p>添付4 設工認における解析管理について</p> <p>設工認に必要な解析のうち調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」参照）を通じて実施した解析については，「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（一般社団法人原子力安全推進協会，2014年3月改定）」に示される要求事項を踏まえて策定した「許認可解析の検証マニュアル」，「購入共通仕様書【原子力】」，「委託共通仕様書【原子力】」及び「追加仕様書作成および運用マニュアル」により，供給者への許認可申請等に係る解析業務の要求事項を明確にしている。</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は，解析業務の調達にあたり，以下のとおり調達管理を実施する。</p> <p>なお，当社と供給者の解析業務の流れを別図1に示すとともに，設工認における解析業務の調達の流れを別図2に示す。</p> <p>また，過去に国に提出した解析関係書類でデータ誤りがあった不適合事例とその対策実施状況を別表1に示す。</p> <p>1. 仕様書の作成</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は，「許認可解析の検証マニュアル」，「購入共通仕様書【原子力】」，「委託共通仕様書【原子力】」及び「追加仕様書作成および運用マニュアル」に基づき，解析業務に係る必要な品質保証活動を仕様書で要求する。</p> <p>2. 解析業務の計画</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は，供給者から解析業務を実施する前に解析業務実施計画書の提出を受け，仕様書の要求事項を満たしていることを確認する。</p>	<p>添付－4 設工認における解析管理について</p> <p>設工認に必要な解析のうち調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」参照）を通じて実施した解析については，「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（一般社団法人原子力安全推進協会，2014年3月改定）」に示される要求事項を踏まえて策定した「許認可解析の検証」，「購入共通仕様書」，「委託共通仕様書」及び「仕様書作成および運用」により，供給者への許認可申請等に係る解析業務の要求事項を明確にしている。</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は，解析業務の調達にあたり，以下のとおり調達管理を実施する。</p> <p>なお，当社と供給者の解析業務の流れを別図1に示すとともに，設工認における解析業務の調達の流れを別図2に示す。</p> <p>1. 仕様書の作成</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は，「許認可解析の検証」，「購入共通仕様書」，「委託共通仕様書」及び「仕様書作成および運用」に基づき，解析業務に係る必要な品質保証活動を仕様書で要求する。</p> <p>2. 解析業務の計画</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は，供給者から解析業務を実施する前に解析業務実施計画書の提出を受け，仕様書の要求事項を満たしていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に差異なし ・社内マニュアル名称の差異 ・当社では，国に提出した解析関係の報告書等でデータ誤りがあった不適合がないため，記載しない。 ・社内マニュアル名称の差異 ・内容に差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>また、解析業務を主管する箇所の長は、供給者の解析業務に変更が生じた場合、及び契約締結後に当社の特別な理由により契約内容等に変更の必要が生じた場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき必要な手続きを実施する。</p> <p>3. 解析業務の実施</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は、供給者から業務報告書が提出されるまでに供給者に対し解析実施状況の調査を行い、解析業務が確実に実施されていることを確認する。供給者に対する調査は「解析実施状況調査チェックシート」に基づき実施する。</p> <p>具体的な確認の視点を別表2に示す。</p> <p>4. 業務報告書の確認</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された業務報告書が要求事項に適合していること、また供給者が実施した解析結果が適切に反映されていることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">別図1 解析業務の流れ</p> <p>注記*：解析業務に変更が生じた場合は、各段階においてその変更を反映させる。</p>	<p>また、解析業務を主管する箇所の長は、供給者の解析業務に変更が生じた場合、及び契約締結後に当社の特別な理由により契約内容等に変更の必要が生じた場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき必要な手続きを実施する。</p> <p>3. 解析業務の実施</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は、供給者から業務報告書が提出されるまでに供給者に対し解析実施状況の調査を行い、解析業務が確実に実施されていることを確認する。供給者に対する調査は「解析実施状況調査チェックシート」に基づき実施する。</p> <p>具体的な確認の視点を別表1に示す。</p> <p>4. 業務報告書の確認</p> <p>解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された業務報告書が要求事項に適合していること、また供給者が実施した解析結果が適切に反映されていることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">別図1 解析業務の流れ</p> <p>注記*：解析業務に変更が生じた場合は、各段階においてその変更を反映させる。</p>	<p>・内容に差異なし</p>

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】		リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】		備考																																																																																																	
別図2 設工認における解析業務の調達の流れ		別図2 設工認における解析業務の調達の流れ		<p>・内容に差異なし</p> <p>・当社では、国に提出した解析関係の報告書等でデータ誤りがあった不適合がないため、掲載せず。</p>																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理の段階</th> <th colspan="2">設計・工事及び検査の業務フロー</th> <th colspan="3">組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関係箇所</th> <th rowspan="2">実施内容</th> <th rowspan="2">本説明書記載項目</th> <th rowspan="2">証書書類</th> </tr> <tr> <th>当社</th> <th>供給者</th> <th>本社</th> <th>発電所</th> <th>供給者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕様書の作成</td> <td>仕様書の作成</td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>—</td> <td>解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にする。</td> <td>・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・(委託・購買)仕様書</td> </tr> <tr> <td>解析業務の計画</td> <td>解析業務実施計画書の審査、承認</td> <td>解析業務実施計画書の作成、確認</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」で明確にした解析業務に係る要求事項が供給者から提出された「解析業務実施計画書」に適切に反映され、解析業務に係る内容が明確にされていることを確認する。</td> <td>・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・解析業務実施計画書 (供給者から提出)</td> </tr> <tr> <td>解析業務の実施</td> <td>解析実施状況の確認</td> <td>解析業務の実施</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>解析業務を主管する箇所の長は「解析実施状況調査チェックシート」を用いて、実施状況(解析業務の計画状況/計算機プログラムの検証状況/入力根拠の明確化状況/入力結果の確認状況/解析結果の検証状況/業務報告書の確認状況/変更管理の実施状況)について確認する。</td> <td>・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・解析実施状況調査 チェックシート</td> </tr> <tr> <td>業務報告書の確認</td> <td>業務報告書の承認</td> <td>業務報告書の作成、確認</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。</td> <td>・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・業務報告書 (供給者から提出)</td> </tr> </tbody> </table>	管理の段階	設計・工事及び検査の業務フロー			組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関係箇所			実施内容	本説明書記載項目	証書書類	当社	供給者	本社	発電所	供給者	仕様書の作成	仕様書の作成		◎	◎	—	解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にする。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・(委託・購買)仕様書	解析業務の計画	解析業務実施計画書の審査、承認	解析業務実施計画書の作成、確認	◎	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」で明確にした解析業務に係る要求事項が供給者から提出された「解析業務実施計画書」に適切に反映され、解析業務に係る内容が明確にされていることを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析業務実施計画書 (供給者から提出)	解析業務の実施	解析実施状況の確認	解析業務の実施	◎	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は「解析実施状況調査チェックシート」を用いて、実施状況(解析業務の計画状況/計算機プログラムの検証状況/入力根拠の明確化状況/入力結果の確認状況/解析結果の検証状況/業務報告書の確認状況/変更管理の実施状況)について確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析実施状況調査 チェックシート	業務報告書の確認	業務報告書の承認	業務報告書の作成、確認	◎	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・業務報告書 (供給者から提出)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理の段階</th> <th colspan="2">設計・工事及び検査の業務フロー</th> <th colspan="3">組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関係箇所</th> <th rowspan="2">実施内容</th> <th rowspan="2">本説明書記載項目</th> <th rowspan="2">証書書類</th> </tr> <tr> <th>当社</th> <th>供給者</th> <th>当社</th> <th>供給者</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕様書の作成</td> <td>仕様書の作成</td> <td></td> <td>◎</td> <td>—</td> <td></td> <td>解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にする。</td> <td>・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・(委託・購買)仕様書</td> </tr> <tr> <td>解析業務の計画</td> <td>解析業務実施計画書の審査、承認</td> <td>解析業務実施計画書の作成、確認</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td>解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」で明確にした解析業務に係る要求事項が供給者から提出された「解析業務実施計画書」に適切に反映され、解析業務に係る内容が明確にされていることを確認する。</td> <td>・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・解析業務実施計画書 (供給者から提出)</td> </tr> <tr> <td>解析業務の実施</td> <td>解析実施状況の確認</td> <td>解析業務の実施</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td>解析業務を主管する箇所の長は「解析実施状況調査チェックシート」を用いて、実施状況(解析業務の計画状況/計算機プログラムの検証状況/入力根拠の明確化状況/入力結果の確認状況/解析結果の検証状況/業務報告書の確認状況/変更管理の実施状況)について確認する。</td> <td>・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・解析実施状況調査 チェックシート</td> </tr> <tr> <td>業務報告書の確認</td> <td>業務報告書の承認</td> <td>業務報告書の作成、確認</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td>解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。</td> <td>・3.6.3 調達製品の調達管理</td> <td>・業務報告書 (供給者から提出)</td> </tr> </tbody> </table>	管理の段階	設計・工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関係箇所			実施内容	本説明書記載項目	証書書類	当社	供給者	当社	供給者		仕様書の作成	仕様書の作成		◎	—		解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にする。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・(委託・購買)仕様書	解析業務の計画	解析業務実施計画書の審査、承認	解析業務実施計画書の作成、確認	◎	○		解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」で明確にした解析業務に係る要求事項が供給者から提出された「解析業務実施計画書」に適切に反映され、解析業務に係る内容が明確にされていることを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析業務実施計画書 (供給者から提出)	解析業務の実施	解析実施状況の確認	解析業務の実施	◎	○		解析業務を主管する箇所の長は「解析実施状況調査チェックシート」を用いて、実施状況(解析業務の計画状況/計算機プログラムの検証状況/入力根拠の明確化状況/入力結果の確認状況/解析結果の検証状況/業務報告書の確認状況/変更管理の実施状況)について確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析実施状況調査 チェックシート	業務報告書の確認	業務報告書の承認	業務報告書の作成、確認	◎	○		解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理
管理の段階		設計・工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関係箇所			実施内容				本説明書記載項目	証書書類																																																																																									
	当社	供給者	本社	発電所	供給者																																																																																																
仕様書の作成	仕様書の作成		◎	◎	—	解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にする。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・(委託・購買)仕様書																																																																																													
解析業務の計画	解析業務実施計画書の審査、承認	解析業務実施計画書の作成、確認	◎	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」で明確にした解析業務に係る要求事項が供給者から提出された「解析業務実施計画書」に適切に反映され、解析業務に係る内容が明確にされていることを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析業務実施計画書 (供給者から提出)																																																																																													
解析業務の実施	解析実施状況の確認	解析業務の実施	◎	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は「解析実施状況調査チェックシート」を用いて、実施状況(解析業務の計画状況/計算機プログラムの検証状況/入力根拠の明確化状況/入力結果の確認状況/解析結果の検証状況/業務報告書の確認状況/変更管理の実施状況)について確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析実施状況調査 チェックシート																																																																																													
業務報告書の確認	業務報告書の承認	業務報告書の作成、確認	◎	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・業務報告書 (供給者から提出)																																																																																													
管理の段階	設計・工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関係箇所			実施内容	本説明書記載項目	証書書類																																																																																													
	当社	供給者	当社	供給者																																																																																																	
仕様書の作成	仕様書の作成		◎	—		解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にする。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・(委託・購買)仕様書																																																																																													
解析業務の計画	解析業務実施計画書の審査、承認	解析業務実施計画書の作成、確認	◎	○		解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」で明確にした解析業務に係る要求事項が供給者から提出された「解析業務実施計画書」に適切に反映され、解析業務に係る内容が明確にされていることを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析業務実施計画書 (供給者から提出)																																																																																													
解析業務の実施	解析実施状況の確認	解析業務の実施	◎	○		解析業務を主管する箇所の長は「解析実施状況調査チェックシート」を用いて、実施状況(解析業務の計画状況/計算機プログラムの検証状況/入力根拠の明確化状況/入力結果の確認状況/解析結果の検証状況/業務報告書の確認状況/変更管理の実施状況)について確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析実施状況調査 チェックシート																																																																																													
業務報告書の確認	業務報告書の承認	業務報告書の作成、確認	◎	○		解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・業務報告書 (供給者から提出)																																																																																													
<p>別表 1(1/5) 国に提出した解析関係の報告書等でデータ誤りがあった不適合事例とその対策実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">不適合事例とその対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>報告年月</td> <td>2005年12月</td> </tr> <tr> <td>件名</td> <td>9×9燃料許認可解析における入力不具合</td> </tr> <tr> <td>事象</td> <td> <p>9×9燃料導入のための設置変更許可申請書に記載の解析のうち、福島第二原子力発電所第3、4号機及び柏崎刈羽原子力発電所第2、5号機の、プラント安定性、運転時の異常な過渡変化、原子炉冷却材流量の喪失及び原子炉冷却材ポンプの軸固着を解析するコード(プラント動特性解析コード REDY)への入力(ドップラ反応度)にミスがあった。</p> <p>ドップラ反応度(Δk)を\$単位(Δk/β)に換算するにあたり、他プラント用の入力データ作成に用いているエクセルシートをコピーして、ドップラ反応度をエクセルシートに打ち込んだが、その際に遅発中性子割合(β)の値を修正しなかった。</p> <p>当該解析メーカーでは入力生データを設定根拠資料とし、結果を社内他部署用に別途取りまとめている。ここで審査、承認されているのは取りまとめられた社内他部署用資料であり、それに記載されているβの値は誤っていなかったため入力生データの誤りが見逃された。設定根拠(入力生データ)まで遡って確認しなかったところに原因があると推定される。</p> </td> </tr> <tr> <td>対策実施状況</td> <td colspan="2"> <p>【解析者側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる解析コードだけでなくコード間のデータ加工作業を含む手順書整備 各プロセスの審査方法明確化 <p>【発注者側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 解析者に対する解析実施状況調査の実施 解析者に対する監査の実施 解析実施状況調査に係る能力の向上 </td> </tr> </tbody> </table>		No.	不適合事例とその対策		1	報告年月	2005年12月	件名	9×9燃料許認可解析における入力不具合	事象	<p>9×9燃料導入のための設置変更許可申請書に記載の解析のうち、福島第二原子力発電所第3、4号機及び柏崎刈羽原子力発電所第2、5号機の、プラント安定性、運転時の異常な過渡変化、原子炉冷却材流量の喪失及び原子炉冷却材ポンプの軸固着を解析するコード(プラント動特性解析コード REDY)への入力(ドップラ反応度)にミスがあった。</p> <p>ドップラ反応度(Δk)を\$単位(Δk/β)に換算するにあたり、他プラント用の入力データ作成に用いているエクセルシートをコピーして、ドップラ反応度をエクセルシートに打ち込んだが、その際に遅発中性子割合(β)の値を修正しなかった。</p> <p>当該解析メーカーでは入力生データを設定根拠資料とし、結果を社内他部署用に別途取りまとめている。ここで審査、承認されているのは取りまとめられた社内他部署用資料であり、それに記載されているβの値は誤っていなかったため入力生データの誤りが見逃された。設定根拠(入力生データ)まで遡って確認しなかったところに原因があると推定される。</p>	対策実施状況	<p>【解析者側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる解析コードだけでなくコード間のデータ加工作業を含む手順書整備 各プロセスの審査方法明確化 <p>【発注者側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 解析者に対する解析実施状況調査の実施 解析者に対する監査の実施 解析実施状況調査に係る能力の向上 																																																																																								
No.	不適合事例とその対策																																																																																																				
1	報告年月	2005年12月																																																																																																			
	件名	9×9燃料許認可解析における入力不具合																																																																																																			
	事象	<p>9×9燃料導入のための設置変更許可申請書に記載の解析のうち、福島第二原子力発電所第3、4号機及び柏崎刈羽原子力発電所第2、5号機の、プラント安定性、運転時の異常な過渡変化、原子炉冷却材流量の喪失及び原子炉冷却材ポンプの軸固着を解析するコード(プラント動特性解析コード REDY)への入力(ドップラ反応度)にミスがあった。</p> <p>ドップラ反応度(Δk)を\$単位(Δk/β)に換算するにあたり、他プラント用の入力データ作成に用いているエクセルシートをコピーして、ドップラ反応度をエクセルシートに打ち込んだが、その際に遅発中性子割合(β)の値を修正しなかった。</p> <p>当該解析メーカーでは入力生データを設定根拠資料とし、結果を社内他部署用に別途取りまとめている。ここで審査、承認されているのは取りまとめられた社内他部署用資料であり、それに記載されているβの値は誤っていなかったため入力生データの誤りが見逃された。設定根拠(入力生データ)まで遡って確認しなかったところに原因があると推定される。</p>																																																																																																			
対策実施状況	<p>【解析者側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる解析コードだけでなくコード間のデータ加工作業を含む手順書整備 各プロセスの審査方法明確化 <p>【発注者側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 解析者に対する解析実施状況調査の実施 解析者に対する監査の実施 解析実施状況調査に係る能力の向上 																																																																																																				

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考															
<p>別表1(2/5) 国に提出した解析関係の報告書等でデータ誤りがあった 不適合事例とその対策実施状況</p> <table border="1" data-bbox="160 407 1163 1335"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 407 219 441">No.</th> <th colspan="2" data-bbox="219 407 1163 441">不適合事例とその対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 441 219 474"></td> <td data-bbox="219 441 338 474">報告年月</td> <td data-bbox="338 441 1163 474">2006年9月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 474 219 508"></td> <td data-bbox="219 474 338 508">件名</td> <td data-bbox="338 474 1163 508">事故時における原子炉制御室等の従事者の被ばく評価における記載誤り</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 508 219 1150">2</td> <td data-bbox="219 508 338 1150">事象</td> <td data-bbox="338 508 1163 1150"> 2005年12月27日付のNISA指示文書「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」に基づき報告した、原子炉制御室等の従事者の被ばく評価結果のうち、福島第一原子力発電所第4号機の主蒸気管破断(仮想事故)時における原子炉制御室等の従事者の実効線量の評価記載値に、誤りがあることが判明した。 更に前述の不適合を受け、報告書に他の誤りがないか確認したところ、福島第一原子力発電所第3、4号機の通常外気取り込み量に誤りがあり、主蒸気管破断(仮想事故)時の評価記載値に影響があることが判明した。具体的には、福島第一原子力発電所第3、4号機の中央制御室の空調は3号機側に2系列、4号機側に1系列あり、通常2系列運転であるが、入力条件として3系列全てが運転している場合の流量が用いられていた。 なお、通常外気取り込み量はLOCA(仮想事故)時の評価の入力にもなっていたが、事故直後の大気中への放射性物質放出の寄与の違いから、評価記載値への影響はなかった。 当該線量の評価において、線量評価コードからのアウトプットをExcel計算シートに手入力で転記し実効線量を計算していたが、その際に転記ミスが生じていた。 3号機の入力条件の設定に使用した中央制御室空調系のフローダイアグラムでは、3、4号機の合計の定格流量が3号機のみ定格流量かが必ずしも明確でなかった。加えて、3号機と4号機はプラントメーカーが異なっており、解析にあたりメーカー間で空調の条件を交換していたが、その取り合いの管理に対する認識が不足していた。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1150 219 1335"></td> <td data-bbox="219 1150 338 1335">対策実施状況</td> <td data-bbox="338 1150 1163 1335"> 解析メーカーに対し、コード間の値の転記箇所が多いものについては、コードの使用頻度や転記箇所数を踏まえ、値の受け渡しを自動化する、ないし、転記方法を改善することを依頼した。 誤解の余地のある図面については、改善を行う。 プラントメーカーの異なる複数プラントに跨る入力条件については、入力条件の相互レビュー等により、妥当性確認を確実にを行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	No.	不適合事例とその対策			報告年月	2006年9月		件名	事故時における原子炉制御室等の従事者の被ばく評価における記載誤り	2	事象	2005年12月27日付のNISA指示文書「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」に基づき報告した、原子炉制御室等の従事者の被ばく評価結果のうち、福島第一原子力発電所第4号機の主蒸気管破断(仮想事故)時における原子炉制御室等の従事者の実効線量の評価記載値に、誤りがあることが判明した。 更に前述の不適合を受け、報告書に他の誤りがないか確認したところ、福島第一原子力発電所第3、4号機の通常外気取り込み量に誤りがあり、主蒸気管破断(仮想事故)時の評価記載値に影響があることが判明した。具体的には、福島第一原子力発電所第3、4号機の中央制御室の空調は3号機側に2系列、4号機側に1系列あり、通常2系列運転であるが、入力条件として3系列全てが運転している場合の流量が用いられていた。 なお、通常外気取り込み量はLOCA(仮想事故)時の評価の入力にもなっていたが、事故直後の大気中への放射性物質放出の寄与の違いから、評価記載値への影響はなかった。 当該線量の評価において、線量評価コードからのアウトプットをExcel計算シートに手入力で転記し実効線量を計算していたが、その際に転記ミスが生じていた。 3号機の入力条件の設定に使用した中央制御室空調系のフローダイアグラムでは、3、4号機の合計の定格流量が3号機のみ定格流量かが必ずしも明確でなかった。加えて、3号機と4号機はプラントメーカーが異なっており、解析にあたりメーカー間で空調の条件を交換していたが、その取り合いの管理に対する認識が不足していた。		対策実施状況	解析メーカーに対し、コード間の値の転記箇所が多いものについては、コードの使用頻度や転記箇所数を踏まえ、値の受け渡しを自動化する、ないし、転記方法を改善することを依頼した。 誤解の余地のある図面については、改善を行う。 プラントメーカーの異なる複数プラントに跨る入力条件については、入力条件の相互レビュー等により、妥当性確認を確実にを行う。		
No.	不適合事例とその対策																
	報告年月	2006年9月															
	件名	事故時における原子炉制御室等の従事者の被ばく評価における記載誤り															
2	事象	2005年12月27日付のNISA指示文書「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」に基づき報告した、原子炉制御室等の従事者の被ばく評価結果のうち、福島第一原子力発電所第4号機の主蒸気管破断(仮想事故)時における原子炉制御室等の従事者の実効線量の評価記載値に、誤りがあることが判明した。 更に前述の不適合を受け、報告書に他の誤りがないか確認したところ、福島第一原子力発電所第3、4号機の通常外気取り込み量に誤りがあり、主蒸気管破断(仮想事故)時の評価記載値に影響があることが判明した。具体的には、福島第一原子力発電所第3、4号機の中央制御室の空調は3号機側に2系列、4号機側に1系列あり、通常2系列運転であるが、入力条件として3系列全てが運転している場合の流量が用いられていた。 なお、通常外気取り込み量はLOCA(仮想事故)時の評価の入力にもなっていたが、事故直後の大気中への放射性物質放出の寄与の違いから、評価記載値への影響はなかった。 当該線量の評価において、線量評価コードからのアウトプットをExcel計算シートに手入力で転記し実効線量を計算していたが、その際に転記ミスが生じていた。 3号機の入力条件の設定に使用した中央制御室空調系のフローダイアグラムでは、3、4号機の合計の定格流量が3号機のみ定格流量かが必ずしも明確でなかった。加えて、3号機と4号機はプラントメーカーが異なっており、解析にあたりメーカー間で空調の条件を交換していたが、その取り合いの管理に対する認識が不足していた。															
	対策実施状況	解析メーカーに対し、コード間の値の転記箇所が多いものについては、コードの使用頻度や転記箇所数を踏まえ、値の受け渡しを自動化する、ないし、転記方法を改善することを依頼した。 誤解の余地のある図面については、改善を行う。 プラントメーカーの異なる複数プラントに跨る入力条件については、入力条件の相互レビュー等により、妥当性確認を確実にを行う。															

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考												
<p>別表1(3/5) 国に提出した解析関係の報告書等でデータ誤りがあった 不適合事例とその対策実施状況</p> <table border="1" data-bbox="160 394 1142 1129"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">不適合事例とその対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>報告年月</td> <td>2009年3月</td> </tr> <tr> <td>件名</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の地震応答解析における補助壁の取扱いの不適合</td> </tr> <tr> <td>事象</td> <td> 中越沖地震後の設備健全性評価と耐震安全性評価において、柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の地震応答解析における耐震壁及び補助壁の取扱いに不適合があることを確認した。 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の弾塑性解析で用いる、汎用の表計算ソフトにより算出した建屋の復元力特性（応力-ひずみ関係）において、本来耐震壁と補助壁を考慮すべきところを補助壁が一部考慮されていなかったため、建屋の耐力を過小評価していたというもの。 従来考慮していなかった補助壁を考慮するよう解析メーカに指示し、解析担当者は、その指示により補助壁の諸元を表計算ソフトに入力したものの、表計算ソフトの加算範囲を変更しなかった。またその計算式の検証を行っていなかったため、入力データ作成時に補助壁の耐力が地震応答解析プログラムへの入力値として加算されていないことに気づかなかった。 </td> </tr> <tr> <td>対策実施状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 入力根拠の確認において、入出力条件の作成等に表計算ソフトを使用している場合は、表計算ソフトの計算式が、妥当な方法で検証されている、又は検証が実施されていることを確認する。 実質的な審査の実施状況の確認において、今回の補助壁のように、従来と異なる条件で解析を実施する場合（解析条件等に新規性が認められる場合）には、特に不適合が生じやすいことを認識し、不適合の発生防止のための取り組み等の検討がなされていることを確認する。 実質的な審査の実施状況の確認において、表計算ソフト等を使用している場合に、標準化を図る等、組織的に管理されているか確認する。 </td> </tr> </tbody> </table>	No.	不適合事例とその対策		3	報告年月	2009年3月	件名	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の地震応答解析における補助壁の取扱いの不適合	事象	中越沖地震後の設備健全性評価と耐震安全性評価において、柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の地震応答解析における耐震壁及び補助壁の取扱いに不適合があることを確認した。 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の弾塑性解析で用いる、汎用の表計算ソフトにより算出した建屋の復元力特性（応力-ひずみ関係）において、本来耐震壁と補助壁を考慮すべきところを補助壁が一部考慮されていなかったため、建屋の耐力を過小評価していたというもの。 従来考慮していなかった補助壁を考慮するよう解析メーカに指示し、解析担当者は、その指示により補助壁の諸元を表計算ソフトに入力したものの、表計算ソフトの加算範囲を変更しなかった。またその計算式の検証を行っていなかったため、入力データ作成時に補助壁の耐力が地震応答解析プログラムへの入力値として加算されていないことに気づかなかった。	対策実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 入力根拠の確認において、入出力条件の作成等に表計算ソフトを使用している場合は、表計算ソフトの計算式が、妥当な方法で検証されている、又は検証が実施されていることを確認する。 実質的な審査の実施状況の確認において、今回の補助壁のように、従来と異なる条件で解析を実施する場合（解析条件等に新規性が認められる場合）には、特に不適合が生じやすいことを認識し、不適合の発生防止のための取り組み等の検討がなされていることを確認する。 実質的な審査の実施状況の確認において、表計算ソフト等を使用している場合に、標準化を図る等、組織的に管理されているか確認する。 		
No.	不適合事例とその対策													
3	報告年月	2009年3月												
	件名	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の地震応答解析における補助壁の取扱いの不適合												
	事象	中越沖地震後の設備健全性評価と耐震安全性評価において、柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の地震応答解析における耐震壁及び補助壁の取扱いに不適合があることを確認した。 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 タービン建屋の弾塑性解析で用いる、汎用の表計算ソフトにより算出した建屋の復元力特性（応力-ひずみ関係）において、本来耐震壁と補助壁を考慮すべきところを補助壁が一部考慮されていなかったため、建屋の耐力を過小評価していたというもの。 従来考慮していなかった補助壁を考慮するよう解析メーカに指示し、解析担当者は、その指示により補助壁の諸元を表計算ソフトに入力したものの、表計算ソフトの加算範囲を変更しなかった。またその計算式の検証を行っていなかったため、入力データ作成時に補助壁の耐力が地震応答解析プログラムへの入力値として加算されていないことに気づかなかった。												
対策実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 入力根拠の確認において、入出力条件の作成等に表計算ソフトを使用している場合は、表計算ソフトの計算式が、妥当な方法で検証されている、又は検証が実施されていることを確認する。 実質的な審査の実施状況の確認において、今回の補助壁のように、従来と異なる条件で解析を実施する場合（解析条件等に新規性が認められる場合）には、特に不適合が生じやすいことを認識し、不適合の発生防止のための取り組み等の検討がなされていることを確認する。 実質的な審査の実施状況の確認において、表計算ソフト等を使用している場合に、標準化を図る等、組織的に管理されているか確認する。 													
<p>別表1(4/5) 国に提出した解析関係の報告書等でデータ誤りがあった 不適合事例とその対策実施状況</p> <table border="1" data-bbox="160 1245 1142 1900"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">不適合事例とその対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td>報告年月</td> <td>2010年5月</td> </tr> <tr> <td>件名</td> <td>新潟県中越沖地震後の設備健全性評価における地震応答解析の算出値の妥当性に係る確認不足</td> </tr> <tr> <td>事象</td> <td> 新潟県中越沖地震後の設備健全性評価において、時刻歴解析の算出値の妥当性に係る確認が不十分であった。 具体的には、RCW配管の時刻歴解析で用いているWilson-θ法において、時間ステップの刻みが十分に細かく設定されていなかった（本件では0.01秒刻み）ため、時刻歴解析の算出値が十分に収束した値になっていなかった。 本事象は、時刻歴解析における積分計算の手法として、時間刻みが解の妥当性に与える影響が大きいWilson-θ法を用いたにもかかわらず、大きな時間刻み（0.01秒）を用いて計算を行い、かつ得られた解について妥当性の確認を行っていなかったことにより発生したものである。 解析実施メーカは、本解析で用いたSAP（時刻歴解析の汎用コード）を許認可解析以外の業務で従来から使用しており、新規性に該当しないとしてDRを実施せず、従来の解析条件を配管系の許認可解析業務に対しても継続的に適用していた。 また、解析実施メーカが新規性なしと判断したことについて、解析実施状況調査において問題がないか確認できていなかった。 </td> </tr> <tr> <td>対策実施状況</td> <td> 新規性の有無の確認観点のひとつとして、他の業務で使用実績のある解析手法であっても、許認可解析に初めて用いる場合は新規性があると判断することとした。 </td> </tr> </tbody> </table>	No.	不適合事例とその対策		4	報告年月	2010年5月	件名	新潟県中越沖地震後の設備健全性評価における地震応答解析の算出値の妥当性に係る確認不足	事象	新潟県中越沖地震後の設備健全性評価において、時刻歴解析の算出値の妥当性に係る確認が不十分であった。 具体的には、RCW配管の時刻歴解析で用いているWilson- θ 法において、時間ステップの刻みが十分に細かく設定されていなかった（本件では0.01秒刻み）ため、時刻歴解析の算出値が十分に収束した値になっていなかった。 本事象は、時刻歴解析における積分計算の手法として、時間刻みが解の妥当性に与える影響が大きいWilson- θ 法を用いたにもかかわらず、大きな時間刻み（0.01秒）を用いて計算を行い、かつ得られた解について妥当性の確認を行っていなかったことにより発生したものである。 解析実施メーカは、本解析で用いたSAP（時刻歴解析の汎用コード）を許認可解析以外の業務で従来から使用しており、新規性に該当しないとしてDRを実施せず、従来の解析条件を配管系の許認可解析業務に対しても継続的に適用していた。 また、解析実施メーカが新規性なしと判断したことについて、解析実施状況調査において問題がないか確認できていなかった。	対策実施状況	新規性の有無の確認観点のひとつとして、他の業務で使用実績のある解析手法であっても、許認可解析に初めて用いる場合は新規性があると判断することとした。		
No.	不適合事例とその対策													
4	報告年月	2010年5月												
	件名	新潟県中越沖地震後の設備健全性評価における地震応答解析の算出値の妥当性に係る確認不足												
	事象	新潟県中越沖地震後の設備健全性評価において、時刻歴解析の算出値の妥当性に係る確認が不十分であった。 具体的には、RCW配管の時刻歴解析で用いているWilson- θ 法において、時間ステップの刻みが十分に細かく設定されていなかった（本件では0.01秒刻み）ため、時刻歴解析の算出値が十分に収束した値になっていなかった。 本事象は、時刻歴解析における積分計算の手法として、時間刻みが解の妥当性に与える影響が大きいWilson- θ 法を用いたにもかかわらず、大きな時間刻み（0.01秒）を用いて計算を行い、かつ得られた解について妥当性の確認を行っていなかったことにより発生したものである。 解析実施メーカは、本解析で用いたSAP（時刻歴解析の汎用コード）を許認可解析以外の業務で従来から使用しており、新規性に該当しないとしてDRを実施せず、従来の解析条件を配管系の許認可解析業務に対しても継続的に適用していた。 また、解析実施メーカが新規性なしと判断したことについて、解析実施状況調査において問題がないか確認できていなかった。												
対策実施状況	新規性の有無の確認観点のひとつとして、他の業務で使用実績のある解析手法であっても、許認可解析に初めて用いる場合は新規性があると判断することとした。													

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考															
<p>別表1(5/5) 国に提出した解析関係の報告書等でデータ誤りがあった 不適合事例とその対策実施状況</p> <table border="1" data-bbox="172 394 1151 1444"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 394 231 426">No.</th> <th colspan="2" data-bbox="231 394 1151 426">不適合事例とその対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 426 231 457"></td> <td data-bbox="231 426 350 457">報告年月</td> <td data-bbox="350 426 1151 457">2018年8月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 457 231 510"></td> <td data-bbox="231 457 350 510">件名</td> <td data-bbox="350 457 1151 510">柏崎刈羽原子力発電所第1号機 耐震安全性評価等における高圧及び低圧炉心スプレイ系配管評価の誤りについて</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 510 231 1035">5</td> <td data-bbox="231 510 350 1035">事象</td> <td data-bbox="350 510 1151 1035"> 2010年に実施した柏崎刈羽原子力発電所第1号機の「新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る点検・評価」及び「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価」における高圧及び低圧炉心スプレイ系配管(CS配管)の耐震評価において、計算機プログラム NASTRAN の応答スペクトル解析を実施していたが、そこで本来使用するべきではない計算式が使用されており、解析結果が低く算出されていることが確認された。 【解析者側】 ○NASTRANにて応答スペクトル解析を行う際の注意点の周知が不足していた。 ○解析入力データの作成にあたり先行プラントの解析入力データを流用した際に、流用元のデータの妥当性に対する確認が不足していた。 ○解析結果の検証方法の妥当性に関する検討が不足していた。 【発注者側】 ○解析実施状況調査における以下の観点での確認不足。 ・先行プラントの解析入力データを流用するにあたり流用元の解析入力データの入力根拠まで遡って妥当性を確認しているか。 ・解析結果の検証の妥当性をどのように確認しているか。(傾向分析の比較対象をどのように選定しているか) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1035 231 1444"></td> <td data-bbox="231 1035 350 1444">対策実施状況</td> <td data-bbox="350 1035 1151 1444"> 【解析者側】 ○本事象に係る再発防止教育を行う。 ○以下を委託先解析要領に追加する。 ・解析を行う際に計算機プログラムの取扱マニュアル等の注意事項を確認する。 ・先行プラントの解析入力データを流用する際は、全データの妥当性を確認する。 ・解析結果の検証においては傾向分析の対象選定について検討する。 【発注者側】 ○解析実施状況調査において以下の観点に留意し、調査を行う。 ・先行プラントの解析入力データを流用するにあたり流用元の解析入力データの入力根拠まで遡って妥当性を確認しているか。 ・解析結果の検証の妥当性をどのように確認しているか。(傾向分析の比較対象をどのように選定しているか) </td> </tr> </tbody> </table>	No.	不適合事例とその対策			報告年月	2018年8月		件名	柏崎刈羽原子力発電所第1号機 耐震安全性評価等における高圧及び低圧炉心スプレイ系配管評価の誤りについて	5	事象	2010年に実施した柏崎刈羽原子力発電所第1号機の「新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る点検・評価」及び「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価」における高圧及び低圧炉心スプレイ系配管(CS配管)の耐震評価において、計算機プログラム NASTRAN の応答スペクトル解析を実施していたが、そこで本来使用するべきではない計算式が使用されており、解析結果が低く算出されていることが確認された。 【解析者側】 ○NASTRANにて応答スペクトル解析を行う際の注意点の周知が不足していた。 ○解析入力データの作成にあたり先行プラントの解析入力データを流用した際に、流用元のデータの妥当性に対する確認が不足していた。 ○解析結果の検証方法の妥当性に関する検討が不足していた。 【発注者側】 ○解析実施状況調査における以下の観点での確認不足。 ・先行プラントの解析入力データを流用するにあたり流用元の解析入力データの入力根拠まで遡って妥当性を確認しているか。 ・解析結果の検証の妥当性をどのように確認しているか。(傾向分析の比較対象をどのように選定しているか)		対策実施状況	【解析者側】 ○本事象に係る再発防止教育を行う。 ○以下を委託先解析要領に追加する。 ・解析を行う際に計算機プログラムの取扱マニュアル等の注意事項を確認する。 ・先行プラントの解析入力データを流用する際は、全データの妥当性を確認する。 ・解析結果の検証においては傾向分析の対象選定について検討する。 【発注者側】 ○解析実施状況調査において以下の観点に留意し、調査を行う。 ・先行プラントの解析入力データを流用するにあたり流用元の解析入力データの入力根拠まで遡って妥当性を確認しているか。 ・解析結果の検証の妥当性をどのように確認しているか。(傾向分析の比較対象をどのように選定しているか)		
No.	不適合事例とその対策																
	報告年月	2018年8月															
	件名	柏崎刈羽原子力発電所第1号機 耐震安全性評価等における高圧及び低圧炉心スプレイ系配管評価の誤りについて															
5	事象	2010年に実施した柏崎刈羽原子力発電所第1号機の「新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る点検・評価」及び「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価」における高圧及び低圧炉心スプレイ系配管(CS配管)の耐震評価において、計算機プログラム NASTRAN の応答スペクトル解析を実施していたが、そこで本来使用するべきではない計算式が使用されており、解析結果が低く算出されていることが確認された。 【解析者側】 ○NASTRANにて応答スペクトル解析を行う際の注意点の周知が不足していた。 ○解析入力データの作成にあたり先行プラントの解析入力データを流用した際に、流用元のデータの妥当性に対する確認が不足していた。 ○解析結果の検証方法の妥当性に関する検討が不足していた。 【発注者側】 ○解析実施状況調査における以下の観点での確認不足。 ・先行プラントの解析入力データを流用するにあたり流用元の解析入力データの入力根拠まで遡って妥当性を確認しているか。 ・解析結果の検証の妥当性をどのように確認しているか。(傾向分析の比較対象をどのように選定しているか)															
	対策実施状況	【解析者側】 ○本事象に係る再発防止教育を行う。 ○以下を委託先解析要領に追加する。 ・解析を行う際に計算機プログラムの取扱マニュアル等の注意事項を確認する。 ・先行プラントの解析入力データを流用する際は、全データの妥当性を確認する。 ・解析結果の検証においては傾向分析の対象選定について検討する。 【発注者側】 ○解析実施状況調査において以下の観点に留意し、調査を行う。 ・先行プラントの解析入力データを流用するにあたり流用元の解析入力データの入力根拠まで遡って妥当性を確認しているか。 ・解析結果の検証の妥当性をどのように確認しているか。(傾向分析の比較対象をどのように選定しているか)															

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】			リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】			備考
別表2 解析業務を実施する供給者に対する確認の視点			別表1 解析業務を実施する供給者に対する確認の視点			・内容に差異なし
No.	確認項目	供給者に対する確認の視点	No.	確認項目	供給者に対する確認の視点	
1	解析業務の計画状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析業務に係る必要な力量が明確にされ、また、従事する要員（原解析者・検証者）が必要な力量を有していること。 解析業務の作業手順、解析結果の検証、業務報告書の確認等について、計画（どの段階で、何を目的に、どのような内容で、誰が実施するのか）を明確にしていること。 解析業務をアウトソースする場合、解析業務に係る必要な品質保証活動を仕様書、解析業務実施計画書等で供給者に要求していること。 	1	解析業務の計画状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析業務に係る必要な力量が明確にされ、また、従事する要員（原解析者・検証者）が必要な力量を有していること。 解析業務の作業手順、解析結果の検証、業務報告書の確認等について、計画（どの段階で、何を目的に、どのような内容で、誰が実施するのか）を明確にしていること。 解析業務をアウトソースする場合、解析業務に係る必要な品質保証活動を仕様書、解析業務実施計画書等で供給者に要求していること。 	
2	計算機プログラムの検証状況	<ul style="list-style-type: none"> 計算機プログラムは、適正なものであることを事前に検証し、計算機プログラム名称及びバージョンをリストへ登録していること。（バージョンアップがある場合は、その都度検証を行い、リストへ登録していること） 登録されていない計算機プログラムを使用する場合は、その都度検証を行うこと。 	2	計算機プログラムの検証状況	<ul style="list-style-type: none"> 計算機プログラムは、適正なものであることを事前に検証し、計算機プログラム名称及びバージョンをリストへ登録していること。（バージョンアップがある場合は、その都度検証を行い、リストへ登録していること） 登録されていない計算機プログラムを使用する場合は、その都度検証を行うこと。 	
3	入力根拠の明確化状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析業務実施計画書に基づき解析ごとに入力根拠を明確にしていること。 	3	入力根拠の明確化状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析業務実施計画書に基づき解析ごとに入力根拠を明確にしていること。 	
4	入力結果の確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 計算機プログラムへの入力 that 正確に実施されたことをエコーバック等により確認していること。 	4	入力結果の確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 計算機プログラムへの入力 that 正確に実施されたことをエコーバック等により確認していること。 	
5	解析結果の検証状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析結果が解析業務実施計画書で定めたチェックシート等により検証されていること。 	5	解析結果の検証状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析結果が解析業務実施計画書で定めたチェックシート等により検証されていること。 	
6	業務報告書の確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 計算機プログラムを用いた解析結果、汎用表計算ソフトウェアを用いた計算、又は手計算による解析・計算結果を、当社の指定する書式に加工、編集して業務報告書としてまとめていること。 作成された業務報告書が、解析業務実施計画書の内容を満足していることを確認していること。 	6	業務報告書の確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 計算機プログラムを用いた解析結果、汎用表計算ソフトウェアを用いた計算、又は手計算による解析・計算結果を、当社の指定する書式に加工、編集して業務報告書としてまとめていること。 作成された業務報告書が、解析業務実施計画書の内容を満足していることを確認していること。 	
7	変更管理の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化し、解析業務の各段階においてその変更を反映していること。 	7	変更管理の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化し、解析業務の各段階においてその変更を反映していること。 	

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>添付5 当社における設計管理・調達管理について</p> <p>1. 供給者の技術的評価</p> <p>契約を主管する箇所の長は、供給者（以下「取引先」という。）が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、取引先の審査、登録及び登録の更新を「原子力取引先登録マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>取引先の審査、登録及び登録の更新の基準は、「原子力取引先登録マニュアル」に以下のとおり定めている。</p> <p>1.1 取引先の審査</p> <p>契約を主管する箇所の長は、登録希望取引先に対し、契約前に提供能力、信頼性、技術力、実績、品質マネジメントシステム体制等について審査を実施する。また、登録希望取引先の経営内容審査・技術審査の内容を総合的に判断し、登録の可否を判定する。</p> <p>なお、技術審査は「取引先登録における技術審査マニュアル」に基づき、技術箇所に依頼して実施する。</p> <p>1.2 取引先の登録</p> <p>契約を主管する箇所の長は、審査の結果、登録対象となった取引先について、取引先単位で購入・工事請負・委託に登録を分類し、登録分類ごとに購買については機器分類の内訳、工事請負については工事種類の内訳、委託については委託業務区分の内訳を明らかにした上で取引先の管理を行う。</p> <p>1.3 取引先の登録更新</p> <p>契約を主管する箇所の長は、取引先の登録更新にあたり取引先への登録更新の意思確認と登録更新審査を実施した上で、登録更新を行う。登録更新の有効期間は3年間とし、前回登録更新日が属する年度から3年度後の年度末までとする。（原則として登録有効期間内に取引先の再評価を行う）</p> <p>2. 設計管理・調達管理について</p> <p>設計及び工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計・開発」を適用する場合は、「設計管理基本マニュアル」に基づき、以下に示す「2.1 設計・開発の計画」から「2.8 設計・開発の変更管理」までの設計管理に係る仕様書の作成のための各段階の活動を実施する。</p> <p>また、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計・開発」の適用外で保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」を適用する場合は、「調達管理基本マニュアル」に基づき、「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す仕様書の作成のための各段階の活動を実施する。</p> <p>なお、仕様書作成のための設計・開発業務の流れを別図1に示す。</p> <p>2.1 設計・開発の計画</p> <p>以下の事項を明確にした設計・開発の計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 	<p>添付-5 当社における設計管理・調達管理について</p> <p>1. 供給者の技術的評価</p> <p>契約を主管する箇所の長は、供給者（以下「取引先」という。）が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、取引先の審査、登録及び登録の更新を「原子力取引先登録マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>取引先の審査、登録及び登録の更新の基準は、「原子力取引先登録マニュアル」に以下のとおり定めている。</p> <p>1.1 取引先の審査</p> <p>契約を主管する箇所の長は、登録希望取引先に対し、契約前に提供能力、信頼性、技術力、実績、品質マネジメントシステム体制等について審査を実施する。また、登録希望取引先の経営内容審査・技術審査の内容を総合的に判断し、登録の可否を判定する。</p> <p>なお、技術審査は「取引先登録における技術審査」に基づき、技術箇所に依頼して実施する。</p> <p>1.2 取引先の登録</p> <p>契約を主管する箇所の長は、審査の結果、登録対象となった取引先について、取引先単位で購入・工事請負・委託に登録を分類し、登録分類ごとに購買については機器分類の内訳、工事請負については工事種類の内訳、委託については委託業務区分の内訳を明らかにした上で取引先の管理を行う。</p> <p>1.3 取引先の登録更新</p> <p>契約を主管する箇所の長は、取引先の登録更新にあたり取引先への登録更新の意思確認と登録更新審査を実施した上で、登録更新を行う。登録更新の有効期間は5年間とする。（原則として登録有効期間内に取引先の再評価を行う）</p> <p>2. 設計管理・調達管理について</p> <p>設計及び工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する場合は、「設計管理マニュアル」に基づき、以下に示す「2.1 設計・開発の計画」から「2.8 設計・開発の変更管理」までの設計管理に係る仕様書の作成のための各段階の活動を実施する。</p> <p>また、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」の適用外で保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」を適用する場合は、「調達管理マニュアル」に基づき、「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す仕様書の作成のための各段階の活動を実施する。</p> <p>なお、仕様書作成のための設計・開発業務の流れを別図1に示す。</p> <p>2.1 設計・開発の計画</p> <p>以下の事項を明確にした設計・開発の計画を策定する。</p>	<p>・内容に差異なし</p> <p>・社内マニュアルにおける要求事項の差異</p> <p>・内容に差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<p>とを検証し、検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>2.7 設計・開発の妥当性確認</p> <p>結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たしていることを確実にするために、計画した方法に従って実施する検査等の結果等により、設計・開発の妥当性を確認する。</p> <p>この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。</p> <p>2.8 設計・開発の変更管理</p> <p>設計・開発の変更を要する場合、変更の内容を明確にし、以下に従って手続きを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関係する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。 	<p>設計図書及び検査等の要領書を審査・承認する段階で、調達要求事項を満足していることを検証し、検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>2.7 設計・開発の妥当性確認</p> <p>結果として得られる業務・原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たしていることを確実にするために、計画した方法に従って実施する検査等の結果等により、設計・開発の妥当性を確認する。</p> <p>この妥当性確認は、原子力施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子力施設の使用を開始する前に実施する。</p> <p>2.8 設計・開発の変更管理</p> <p>設計・開発の変更を要する場合、変更の内容を明確にし、以下に従って手続きを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素(材料又は部品)及び関係する原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 内容に差異なし 施設の違いによる差異 施設の違いによる差異 施設の違いによる差異 施設の違いによる差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">当 社</p> <p style="text-align: center;">別図1(1/2) 設計・開発業務の流れ</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">供 給 者</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">当 社</p> <p style="text-align: center;">別図1(1/2) 設計・開発業務の流れ</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">供 給 者</p> </div> </div>	<p>・内容に差異なし</p>

添付資料-5-2 柏崎刈羽原子力発電所第7号機とリサイクル燃料備蓄センターの「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」についての比較表

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【2020年10月14日認可】	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 【補正申請書(案)】	備考																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 当社 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 供給者 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 2.8 設計・開発の変更 </td> <td style="text-align: center;"> 設計・開発の変更 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ↓ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ① </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ↓ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ② </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ↓ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ③ </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">別図1(2/2) 設計・開発業務の流れ</p> </div>	当社	供給者	2.8 設計・開発の変更	設計・開発の変更	↓		①		↓		②		↓		③		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 当社 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 供給者 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 2.8 設計・開発の変更 </td> <td style="text-align: center;"> 設計・開発の変更 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ↓ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ① </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ↓ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ② </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ↓ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> ③ </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">別図1(2/2) 設計・開発業務の流れ</p> </div>	当社	供給者	2.8 設計・開発の変更	設計・開発の変更	↓		①		↓		②		↓		③		<p>・内容に差異なし</p>
当社	供給者																																	
2.8 設計・開発の変更	設計・開発の変更																																	
↓																																		
①																																		
↓																																		
②																																		
↓																																		
③																																		
当社	供給者																																	
2.8 設計・開発の変更	設計・開発の変更																																	
↓																																		
①																																		
↓																																		
②																																		
↓																																		
③																																		